

# 史跡清戸迫横穴 保存活用計画

---



令和8年3月  
福島県双葉町教育委員会

---

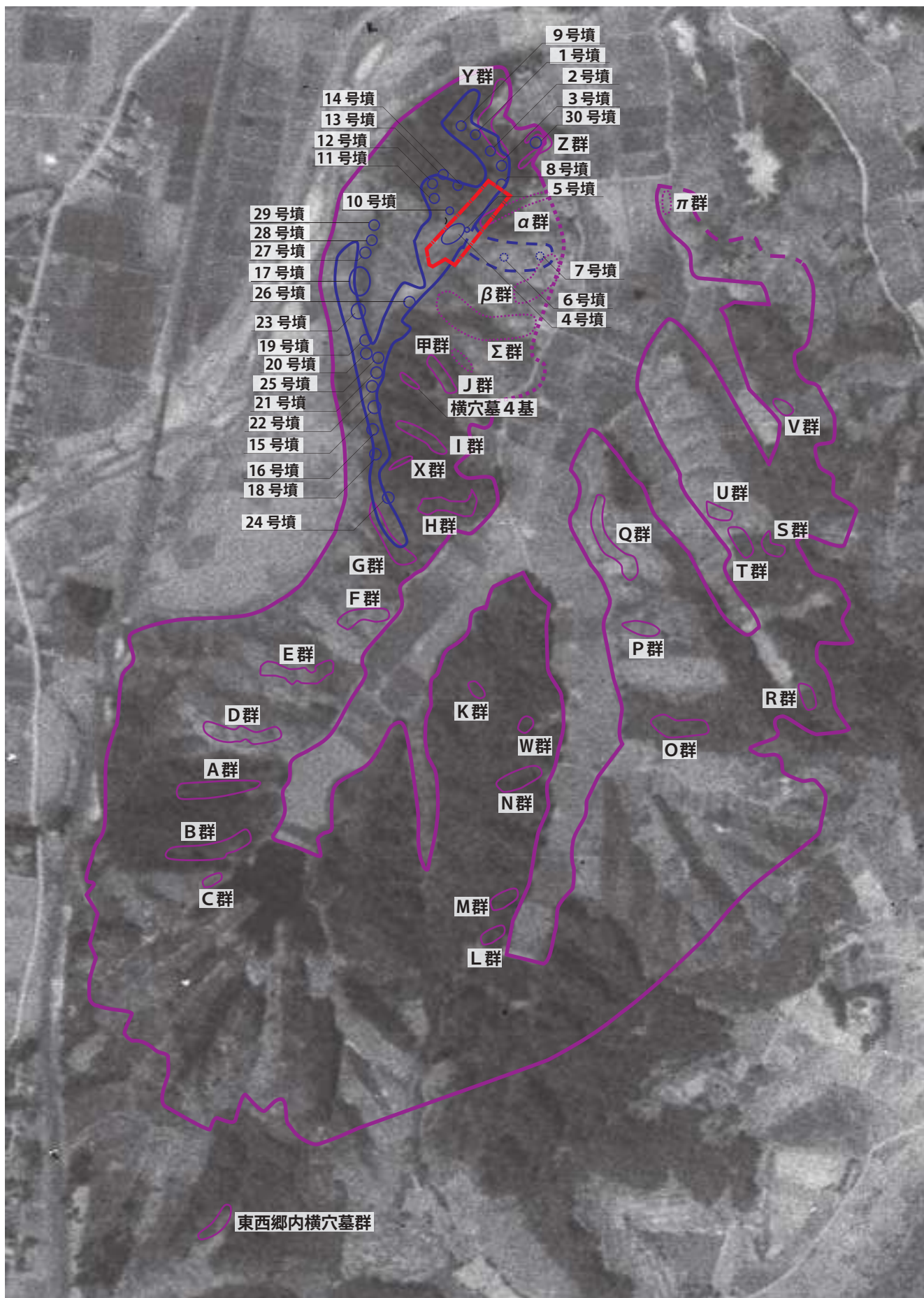


# 史跡清戸迫横穴保存活用計画

令和8年3月

福島県双葉町教育委員会





巻頭図版 航空写真 S=1/5,000 (昭和22年) (国土地理院米軍撮影 USA-M216-25 を加工)



## 序 文

清戸迫横穴墓群は東日本最大級の横穴墓群であり、現在まで300基を超す横穴墓が確認されています。このうち昭和42年（1967）に装飾壁画が発見された76号横穴墓が清戸迫横穴として国指定史跡となっており、現在も文教の町・双葉町の象徴として町民から愛されています。

双葉町ではこの貴重な装飾壁画の保存と活用を目的に保存施設を整備し、期間を限定した一般公開を実施してきましたが、平成19年（2007）に壁画に白色物質が表出したことを受け、平成21年（2009）から3年計画で保存施設の改修を含む保存事業に着手しました。しかし、保存事業の最中であった平成23年（2011）に東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故が発生し、双葉町は全町避難を余儀なくされたため、事業も中断することとなりました。しかし、町外での避難生活を続けながらも、定期的に現地確認を行い、可能な範囲で清戸迫横穴の保存事業を続けてきました。

令和4年（2022）8月30日には、JR双葉駅を中心に設定されていた特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、ようやく故郷である双葉町への帰還が可能になりました。帰還後の令和6年（2024）からは、史跡の保護と文化的な面からの町の復興を目標に、双葉町清戸迫横穴保存活用計画策定委員会を立ち上げ、保存活用計画策定事業を進めてきました。この事業を進める過程で、横穴墓分布調査を実施していた際、史跡指定地外にある83号横穴墓にも豊富な図像を描く装飾壁画を新たに発見しました。発見以降、様々な研究機関の協力をいただきながら調査を進めておりますが、国史跡に指定されている76号横穴墓の装飾壁画よりもやや古い年代の壁画である可能性が高く、清戸迫横穴墓群の価値付けが大きく変わってきています。

本計画は、町民だけでなく日本国民にとっての財産とも言える史跡清戸迫横穴の本質的価値について再検討し、今後の保存・活用に活かしていくために策定したものです。本計画の策定が文化的な面からの双葉町の復興を後押しすることになると信じております。

最後になりますが、本計画策定にあたり御指導・御助言を賜りました双葉町清戸迫横穴保存活用計画策定委員会委員の皆様をはじめ、文化庁、福島県教育委員会の皆様など、関係各位に心より感謝申し上げます。

令和8年3月

双葉町教育委員会  
教育長 館下 明夫

## 例 言

1. 本書は、福島県双葉郡双葉町に所在する史跡清戸迫横穴の保存活用計画である。
2. 本計画の策定は、双葉町清戸迫横穴保存活用計画策定委員会を設置し、文化庁、福島県教育庁文化財課の指導・助言の下、双葉町教育委員会が行った。
3. 本計画の策定は、令和6年度から令和7年度の2カ年で国庫補助事業として実施した。
4. 本計画の策定に係る事務は、双葉町教育委員会生涯学習課が担当し、関連業務の一部を有限会社ウッドサークルに委託した。
5. 本計画書に掲載した清戸迫横穴墓群Z群83号横穴墓壁画の実測図は、令和7年5月2日～4日に田中裕（茨城大学教授）、小野侑志、永瀬滉、國分陽太（茨城大学）と横山裕紀（双葉町教育委員会）が作成し、茨城大学がトレースを行った。
6. 本事業及び83号横穴墓の調査にあたり、下記の方々・機関よりご協力を賜った。記して感謝申し上げます（五十音順、敬称略）。  
稲田健一、鹿納晴尚、菊地芳朗、高倉亨、寺田雄喜、辻秀人、藤澤敦、茨城大学、東京文化財研究所、福島県相双建設事務所

# 目次

巻頭写真  
序文  
例言

第1章 計画策定の沿革・目的	
第1節 計画の沿革	1
第2節 計画の目的	2
第3節 迫・迫表記について	2
第4節 委員会の設置・経緯	3
第5節 他の計画との関係	6
第6節 関連法令	8
第7節 計画の対象範囲	10
第8節 計画期間	12
第2章 双葉町の概要	
第1節 自然	13
第2節 社会	16
第3節 歴史	18
第4節 文化財	21
第5節 双葉町の古墳・横穴墓	21
第3章 史跡の概要	
第1節 指定に至る経緯	25
第2節 指定に至るまでの調査成果	26
第3節 76号横穴墓について	28
第4節 指定の状況	30
第5節 指定後の調査成果	33
第6節 保存整備事業	46
第4章 史跡の本質的価値	
第1節 史跡の本質的価値	57
第2節 史跡の副次的価値	57
第3節 構成要素の特定	58
第5章 大綱（基本方針）	68
第6章 保存（保存管理）	
第1節 保存（保存管理）の課題	69
第2節 保存（保存管理）の基本方針	74
第3節 保存（保存管理）の方法	75

第4節 現状変更の取扱い基準	76
第5節 追加指定	78
第6節 公有化	78

第7章 活用	
第1節 活用の課題	80
第2節 活用の基本方針	83
第3節 活用の方法	84
第8章 調査	
第1節 調査の課題	87
第2節 調査の基本方針	89
第3節 調査の方法	90

第9章 整備	
第1節 整備の課題	92
第2節 整備の基本方針	94
第3節 整備の方法	95

第10章 運営・体制	
第1節 運営・体制の課題	98
第2節 運営・体制の基本方針	99
第3節 運営・体制の方法	99

第11章 実施計画	
第1節 施策の実施計画	101
第2節 施策の内容	101

第12章 経過観察	
第1節 方向性	104
第2節 方法	104

## 資料編

1 双葉町清戸迫横穴保存活用計画 策定委員会設置要綱	107
2 清戸迫横穴史跡指定通知	108
3 清戸迫横穴墓群・清戸迫古墳群写真	109
4 引用・参考文献	120
5 関係法令	121

## 図版目次

第1-1図 双葉町の現状（『特定帰還居住区域復興再生計画』を一部改変）	1
第1-2図 委員会の様子（第5回）	4
第1-3図 現地指導の様子	4
第1-4図 まちづくり計画（令和4～8年度）（『双葉町復興まちづくり計画（第三次）』より）	6
第1-5図 まちづくり計画施策体系図（『双葉町復興まちづくり計画（第三次）』より）	7
第1-6図 関連計画相関図	8
第1-7図 都市計画図 S=1/10,000	9
第1-8図 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	9
第1-9図 清戸迫横穴墓群・清戸迫古墳群配置図 S=1/5,000	11
第1-10図 計画対象範囲 S=1/10,000	12
第2-1図 双葉町の位置	13
第2-2図 史跡清戸迫横穴の位置（S=1/100,000）	13
第2-3図 地質図（S=1/100,000）	14
第2-4図 植生図 S=1/20,000	15
第2-5図 気温と降水量（1991～2020年平均・浪江町・気象庁HPより）	15

第2-6図 人口推移（国勢調査結果を基に作成）	16
第2-7図 主な遺跡位置図（S=1/100,000）	20
第2-8図 新山城跡	20
第2-9図 両竹磨崖仏	20
第2-10図 文化財位置図（S=1/100,000）	21
第2-11図 沼ノ沢古墳群3号墳	22
第2-12図 稲荷迫横穴墓群1号横穴墓	22
第2-13図 横穴墓・古墳位置図（S=1/60,000）	24
第3-1図 8号横穴墓実測図（福島県1964）	25
第3-2図 8号横穴墓の現況	25
第3-3図 発見直後の様子（77号横穴墓発見前）	26
第3-4図 横穴墓群調査風景（1967年）	26
第3-5図 77号横穴墓調査風景（1967年）	27
第3-6図 77号横穴墓実測図（双葉町1984）	27
第3-7図 5号墳測量図（双葉町高校史学部1982を一部改変）	27
第3-8図 6号墳測量図（双葉町1984）	27
第3-9図 7号墳測量図（双葉町1984）	27
第3-10図 8号墳測量図（双葉町1984）	27
第3-11図 76号横穴墓実測図（双葉町1984）	29

第3-12 図	76号横穴墓壁画実測図(双葉町1995)	29
第3-13 図	史跡指定範囲 S=1/1,000	31
第3-14 図	土地所有区分図 S=1/1,000	31
第3-15 図	土地利用区分図 S=1/1,500	32
第3-16 図	甲群1号横穴墓	33
第3-17 図	A群7号横穴墓線刻壁画(幡か)	33
第3-18 図	4号墳(前方部から後方(円)部を望む)	35
第3-19 図	C S立体図 S=1/2000(全国Q地図(国土地理院)に加筆)	36
第3-20 図	薩満巫師陶俑(森・乙益1987)	37
第3-21 図	A群7号横穴墓線刻壁画部分(双葉町教委1984)	37
第3-22 図	Z群83号横穴墓	38
第3-23 図	Z群83号横穴墓(1984年)	38
第3-24 図	Z群83号横穴墓壁画実測図 奥壁(S=1/20)	40
第3-25 図	Z群83号横穴墓壁画実測図 前壁(S=1/20)	41
第3-26 図	Z群83号横穴墓壁画実測図 右側壁(S=1/20)	42
第3-27 図	Z群83号横穴墓壁画実測図 左側壁(S=1/20)	43
第3-28 図	Z群83号横穴墓壁画写真	44
第3-29 図	Z群83号横穴墓壁画写真(idStretchによる色彩補正)	45
第3-30 図	14号横穴墓実測図(双葉町教委1985)	46
第3-31 図	トタン小屋設置後の様子(1967年頃)	47
第3-32 図	壁画保存に関する新聞記事『河北新報』昭和43年(1968)12月4日	47
第3-33 図	保存施設建設(1970年)	47
第3-34 図	密閉ガラス	47
第3-35 図	観察室増設(1986年)	47
第3-36 図	斜面被覆整備(1986年)	47
第3-37 図	保存施設図面(S=1/200)	48
第3-38 図	黒色物質の発生状況	48
第3-39 図	白色物質の発生状況(2008年)	49
第3-40 図	清戸迫古墳群4号墳測量図(S=1/400)	50
第3-41 図	清戸迫古墳群8号墳、3号墳測量図(S=1/400)	50
第3-42 図	76号横穴墓玄室展開図(S=1/50)	51
第3-43 図	76号横穴墓壁画立面図(S=1/20)	52
第3-44 図	76号横穴墓壁画立面図(S=1/20)	52
第3-45 図	岩盤水分量測定機器設置	53
第3-46 図	温湿度測定機器設置	53
第3-47 図	保存施設改修予定箇所(S=1/100)	53
第3-48 図	福島第一原子力発電所との位置関係	54
第3-49 図	全町避難後の現地確認(2011年11月)	54
第3-50 図	全町避難後の保存施設	54
第3-51 図	巾木の劣化状況	54
第3-52 図	巾木のコーキング	54

第3-53 図	樹根の本体特定	55
第3-54 図	枯湯剤の挿入	55
第3-55 図	コンクリート壁のコーキング	55
第3-56 図	防水シート敷設	55
第3-57 図	東北大学による3次元計測	55
第4-1 図	マンホール	58
第4-2 図	緞帳	58
第4-3 図	76号横穴墓壁画	59
第4-4 図	77号横穴墓	59
第4-5 図	清戸迫古墳群4号墳	59
第4-6 図	清戸迫古墳群5号墳	59
第4-7 図	迫地形	59
第4-8 図	構成要素配置図1(清戸迫横穴墓群・清戸迫古墳群と迫地形) S=1/8,000	60
第4-9 図	鋸歯状木製品(77号横穴墓出土)	60
第4-10 図	鋸歯状木製品実測図(双葉町教委1985)	60
第4-11 図	保存施設	61
第4-12 図	保存施設への階段	61
第4-13 図	G群6号横穴墓	61
第4-14 図	H群14号横穴墓	61
第4-15 図	I群3号横穴墓	62
第4-16 図	J群4号横穴墓	62
第4-17 図	Y群17号横穴墓	62
第4-18 図	Z群84号横穴墓(線刻部分)	62
第4-19 図	清戸迫古墳群1号墳	63
第4-20 図	清戸迫古墳群2号墳	63
第4-21 図	清戸迫古墳群3号墳	63
第4-22 図	清戸迫古墳群8号墳	63
第4-23 図	清戸迫古墳群9号墳	63
第4-24 図	清戸迫古墳群11号墳	63
第4-25 図	頭椎大刀(8号横穴墓出土)	64
第4-26 図	頭椎大刀実測図(双葉町1984)	64
第4-27 図	石碑	64
第4-28 図	解説板	64
第4-29 図	案内標柱	65
第4-30 図	清戸迫古墳群への遊歩道(木製階段)	65
第4-33 図	双葉南小学校旧校舎	65
第4-34 図	構成要素配置図2 S=1/1,000	67
第6-1 図	除染作業	69
第6-2 図	近接する帰還困難区域	69
第6-3 図	地区区分図 S=1/5,000	70
第6-4 図	除染済み範囲 S=1/5,000	71
第7-1 図	福島県装飾横穴墓一斉公開のチラシ	80
第7-2 図	76号横穴墓原寸大レプリカ	80
第7-3 図	清戸迫横穴墓群の常設展示	80
第7-4 図	体験会の様子	80
第7-5 図	活用模式図	86
第9-1 図	剥がれた防水シート	92
第9-2 図	整備ゾーニング図(当面の整備)	97
第10-1 図	体制模式図	100

## 目次

第1-1 表	清戸迫横穴保存委員会(平成21年度~令和5年度)	5
第1-2 表	双葉町清戸迫横穴保存活用計画策定委員会(令和6年度~令和7年度)	5
第1-3 表	指導機関	5
第1-4 表	事務局	5
第2-1 表	主な遺跡一覧	20
第2-2 表	文化財一覧	21
第2-3 表	横穴墓・古墳一覧	23
第2-4 表	装飾横穴墓一覧	24
第3-1 表	土地所有・地目一覧	31
第3-2 表	調査の経過	34
第3-3 表	保存事業の経過	56
第4-1 表	構成要素一覧	66
第6-1 表	保存(保存管理)の現状と課題(A地区)	72

第6-2 表	保存(保存管理)の現状と課題(B-1地区)	73
第6-3 表	現状変更取扱い基準	77
第6-4 表	地区区分ごとの保存管理の方法	79
第7-1 表	活用の現状と課題(A地区)	81
第7-2 表	活用の現状と課題(B-1地区)	82
第8-1 表	調査の現状と課題(A地区)	88
第8-2 表	調査の現状と課題(B-1地区)	88
第9-1 表	整備の現状と課題(A地区)	93
第9-2 表	整備の現状と課題(B-1地区)	94
第10-1 表	運営・体制の現状と課題	98
第11-1 表	実施計画	103
第12-1 表	観察表	104

# 第1章 計画策定の沿革・目的

## 第1節 計画の沿革

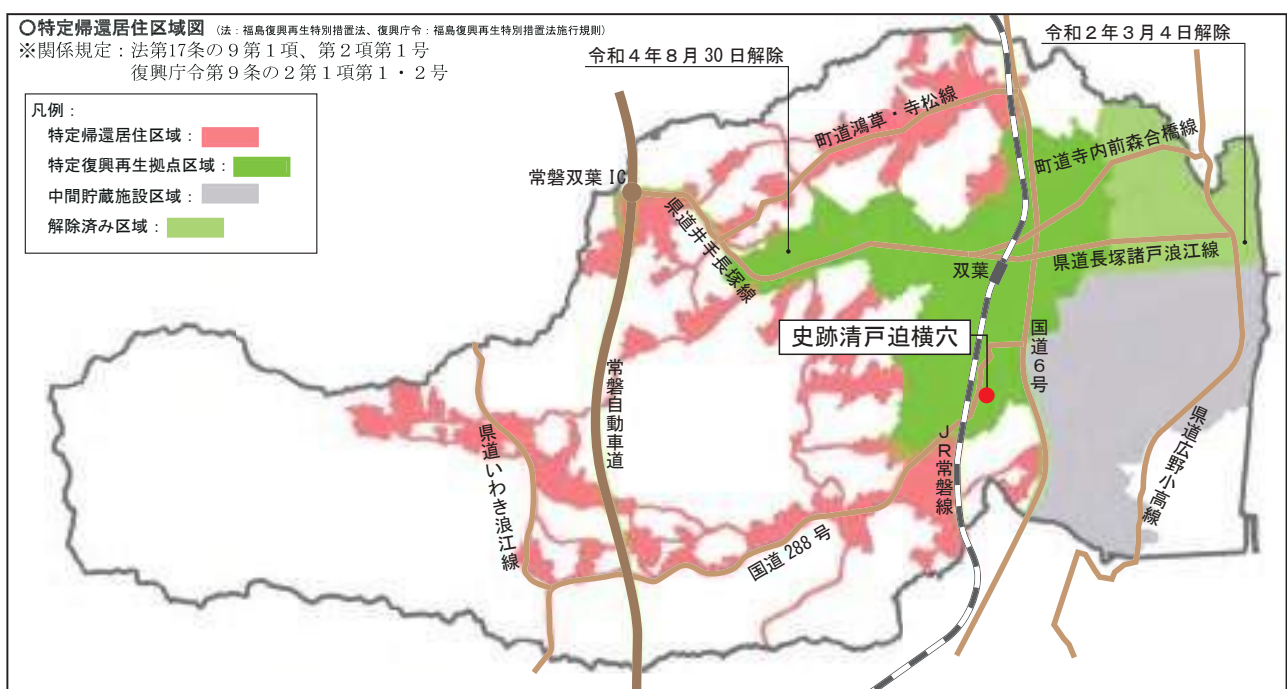
清戸迫横穴（76号横穴墓）は昭和42年（1967）11月3日に双葉南小学校の敷地造成工事中に偶然発見され、昭和43年（1968）5月11日に国史跡に指定された。

清戸迫横穴は昭和42年（1967）の発見以来、町の象徴の1つとして広く町民に親しまれている。壁画は、町内のマンホールや解体された町体育館の緞帳にデザインされるなど町民にとって身近な存在であり、認知度も高かった。『双葉町民の歌』にも「…古きをしのぶ清戸の迫は高い文化の薫を残し…」という歌詞があり、清戸迫横穴が当町の象徴の1つであることを示している。

当町は平成23年（2011）3月に発生した東日本大震災により、地震、津波、原子力災害という世界にも例のない複合災害に見舞われた。これにより、町民に加え、役場機能も町外に避難するという「全町避難」を余儀なくされた。

令和2年（2020）3月に避難指示解除準備区域と特定復興再生拠点区域の一部で避難指示が解除され、町の新たな働く拠点として中野地区復興産業拠点や、被災を伝承し復興を祈念する復興祈念公園等が整備された。令和4年（2022）8月には平成29年（2017）に認定された特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、これを受け、同年9月に役場機能が町内に帰還し、震災から11年ぶりに町内で業務が再開した。これを機に町民の帰還も始まり、町内のインフラ整備も着実に進められている。現在も町域の約85%が未だ帰還困難区域に指定されており、今もなお、多くの町民が全国各地で避難生活を送っている。帰還困難区域においては、国が帰還を希望する住民の帰還に向けて2020年代をかけて避難指示解除を行う特定帰還居住区域を設定し、除染・インフラ整備等の取組が進められている。

こうした町の復興事業と連動し、文化的な面の復興のため令和3年度より平成22年度に中絶となった清戸迫横穴の整備再開を検討してきた。建物が解体され、街並みの大部分が変容し、原風景の多くが失われた当町において、変わらず残り続ける清戸迫横穴は、その装飾を通して全国各地に避難している町民が今後も町とのつながりを感じられる象徴的存在になると



第1-1図 双葉町の現状（『特定帰還居住区域復興再生計画』を一部改変）

もに、当町原風景の記憶がない子どもたちや新たに移住してきた町民にとっても当町を知るきっかけの1つになる。復興が着実に進み、新たなまちづくりを展開している現状において、震災前からの町民と原風景の記憶がない町民にとっても共通の話題となり得ることが期待でき、そこで生まれたつながりは今後の町の活性化を図るための原動力に発展できると考えられる。また、清戸迫横穴は東日本の装飾古墳としても認知度の高い史跡であり、壁画の模型は福島県立博物館の常設展示で最初に展示されていることから、県内でも代表的な文化財の1つとして位置付けられている。史跡整備の再開は、当町の歴史的魅力的発信だけでなく、当町の文化的な面における復興の象徴となることから、保存活用計画を策定することとした。

## 第2節 計画の目的

清戸迫横穴は令和4年(2022)8月に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されるまで、11年間帰還困難区域に位置していた。帰還困難区域に長期間残された史跡であり、具体的な保存活用の方向性を定めることが困難であった。しかし、当町の象徴の1つである清戸迫横穴の確実な保存を図るため、応急的ではあるものの可能な範囲で保存事業を11年間継続してきた。

全町避難により町民が町外各地へ分散した状況において、震災後も厳然と存在し続ける清戸迫横穴は、その装飾を通して町民が双葉町とのつながりを感じ続けることができる貴重な地域の財産である。文化財は双葉町を知らない子どもたちや新たに移住してきた町民が双葉町を知る1つのきっかけにもなり、清戸迫横穴はその代表的な役割を担うと考えられる。町の復興が本格的に進む中で、現在も町の象徴の1つとして親しまれている清戸迫横穴は復興を進める原動力にもなる。こうした状況下において、当町の歴史的魅力を広く周知するとともに、「文教の町 双葉町」における文化的復興の先駆けとし、町民に最も親しまれてきた史跡清戸迫横穴の確実な次世代への保存、史跡の価値付けの増長、安全で魅力ある活用、それらを実現させるための整備を今後実施していくため、根幹の計画として保存活用計画を策定する。

具体的には当町の象徴の1つである史跡清戸迫横穴を確実に次世代につなげるとともに、安全に史跡全体を理解できる整備実施を最終目標とする。また、清戸迫地内に所在する他の横穴墓群および清戸迫横穴との関係性が考えられ、一部が史跡指定範囲に含まれている清戸迫古墳群についても調査を実施し、価値付けを行ったうえで追加指定を目指す。将来的には散策可能な公園として整備し、常時史跡を体感できる空間を創出する。

これらを踏まえ、本計画では清戸迫横穴の本質的価値を明確にし、後世への確実な継承と今後の保存活用における指針を示す。

## 第3節 迫・迫表記について

清戸迫横穴は、双葉町大字新山字清戸迫<sup>きよとさく</sup>地内に所在する史跡である。現状では名称に「迫」を用いられているが、地名は迫であることから本来あるべき表示は「清戸迫横穴」である。しかし、文化財名称としては、史跡名称が「清戸迫横穴」、周知の埋蔵文化財包蔵地台帳における名称も「清戸迫横穴墓群<sup>きよとさくよこあなぼぐん</sup>」であり、現状ではいずれも「迫」ではなく「迫」を充てている。歴史的にも地名として用いられてきたのは「迫」であることから、迫を用いている現在の表示は適切とはいえない。

これまでこうした事情を行政として明確にしてこなかったため、出版物等においては「清戸迫横穴」あるいは「清戸迫横穴」として紹介される場合がある。例えば、これまで当町が刊行

してきた文化財の調査報告書や町史、現地に設置している解説板・案内標柱等では、本来の地名表記である「迫」の使用を基本としており、町外の機関や研究者の出版物等においても迫を使用するケースが多い。一方で、史跡指定の際に採用された「迫」を使用している場合も確認でき、表記が混在している状況となっている。この原因は、大きく2つあると思われる、第一に地名として迫という認識自体は指定当時から当町にもあったが、迫が外字であり変換できなかったため、史跡指定時に「迫」に置き換えた形で行政的な文書が作成された経緯があったこと、第二に地名に対する意識が町外機関等との間に差があったためである。迫という地形表現は、当町をはじめ近隣の浪江町、南相馬市等、福島県浜通り地方にみられるが、全国的には珍しい表記であり、その特徴は史跡名称でも明示する必要がある。

迫については、浪江町出身の末永福男氏による重要な指摘がある。迫は「三方を低い丘陵地などに囲まれた舌状の低地とその一帯を指し、迫のようにせまるといような動詞は含まない」とし、関東地方を中心に見られる「谷戸に似た地形」としている。清戸迫地内では、この地形が大規模かつ樹枝状に形成されており、迫地形という地域の特徴的な地形を体感するうえでも代表的な事例といえる。なお、末永氏の調査によると迫は明治期、大正期の辞書では、「迫の誤字」とあるとの説明があり、こうした認識のもと地図における地名表記が迫になった経緯があるとされている（末永 2013）。

このため、「迫」の重要性を強調し、将来的には「迫」表記に統一することを目標とするが、表記の現状を踏まえ、地名や地形の場合は「迫」を、文化財名称の場合は「迫」を本計画では用いることとする。

## 第4節 委員会の設置・経緯

### (1) 清戸迫横穴保存委員会

平成19年（2007）壁画に白色物質が表出したことを機に保存施設改修等の必要性が検討された。その後の調査で、白色物質はカビではなく塩化物質であることが判明し、外気温の上昇により塩分が結晶化したことが原因であった。

これを受け、当町では平成21年度より「清戸迫横穴保存委員会」を設置し、国庫補助による3年計画の保存事業を開始した。この事業では、塩化物質の発生を抑えるため、保存施設改修による安定的な環境整備を図ったうえで、一般公開を再開することを主目的としていた。また、横穴墓背後の丘陵上に所在し、後背墳丘の可能性も考えられていた清戸迫古墳群についても価値付けのための発掘調査等を実施予定であった。調査後は散策可能な公園として整備し、古墳群所在範囲の公有地化も検討していた。しかし、平成23年（2011）に発生した東日本大震災により事業は中断となった。

委員会も中断を余儀なくされたが、全町避難という前例のない特殊な状況下において、壁画の適切な保存を図る必要があったため、平成24年度に東京文化財研究所において委員会を再開した。以後も定期的開催し、平成27年度の委員会より県内開催が実現した。双葉町いわき事務所（現双葉町いわき支所）を主な会場としてきたが、令和3年度の委員会は11年ぶりに町内で開催された。令和3年度の委員会では、令和4年（2022）の役場機能の町内帰還を見据え、清戸迫横穴の再整備を審議事項として示した。再整備に当たり、従来からの壁画の保存環境を中心とした審議と合わせ、今後の史跡整備の土台とするため保存活用計画策定についても検討が進められた。令和5年度の委員会において、令和6年度から2カ年で保存活用計画を

策定し、清戸迫横穴の整備を進める方向性が固められた。

## (2) 双葉町清戸迫横穴保存活用計画策定委員会

「清戸迫横穴保存委員会」の委員構成を継承しながらも、整備・活用面の検討も深めるため、令和6年度より清戸迫横穴保存委員会は廃止し、新たに史跡整備の専門家と地元委員を加えた第1-2表の委員構成で保存活用計画策定に取り組むこととした。

委員会における史跡名の表記も、これまでは本来の地名表記に従い「清戸迫横穴」としてきたが、「迫」で史跡指定を受けていることから「清戸迫横穴」とした。

## (3) 委員会の経過

【第1回】令和6年8月9日（金）於：双葉町いわき支所

報告事項：（1）これまでの指導委員会について

（2）清戸迫横穴の現状

審議事項：（1）委員長・副委員長選出

（2）保存活用計画の内容

- ・保存活用計画策定の目的
- ・保存活用計画の概要
- ・全体スケジュール
- ・保存活用計画対象範囲について
- ・清戸迫横穴の概要

【第2回】令和6年12月4日（水）於：双葉町役場本庁舎

審議事項：（1）史跡の本質的価値

（2）現状と課題

【第3回】令和7年3月7日（金）於：双葉町いわき支所

審議事項：（1）計画書の内容（第1章から第5章）について

【第4回】令和7年7月25日（金）於：双葉町役場本庁舎

審議事項：（1）計画書の内容（第6章から第9章）について

【第5回】令和7年9月30日（火）於：双葉町役場本庁舎

審議事項：（1）計画書の内容（第10章から第12章）について

【第6回】令和7年12月4日（木）於：双葉町産業交流センター

審議事項：（1）計画案の全体確認



第1-2図 委員会の様子（第5回）



第1-3図 現地指導の様子

第1-1表 清戸迫横穴保存委員会（平成21年度～令和5年度）

	氏名	分野	所属等
会長	西浦 忠輝	保存科学	特定非営利活動法人 文化財保存支援機構 副理事長 国士舘大学21世紀アジア学部 特別研究員
委員	朽津 信明	地質学	独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所保存科学研究センター シニアフェロー
委員	菊地 芳朗 H21年度	考古学	福島大学行政政策学類 准教授（当時）
委員	田中 裕 H22年度～	考古学	茨城大学人文社会科学部 教授
委員	玉川 一郎 R4年度～	考古学	福島県考古学会 顧問
委員	朝川 美幸 R4年度～	哲学	宗教法人仁和寺 学芸員

第1-2表 双葉町清戸迫横穴保存活用計画策定委員会（令和6年度～令和7年度）

	氏名	分野	所属等
委員長	西浦 忠輝	保存科学	特定非営利活動法人 文化財保存支援機構 副理事長 国士舘大学21世紀アジア学部 特別研究員
副委員長	朽津 信明	地質学	独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所保存科学研究センター シニアフェロー
委員	田中 裕	考古学	茨城大学人文社会科学部 教授
委員	玉川 一郎	考古学	福島県考古学会 顧問
委員	朝川 美幸	哲学	宗教法人仁和寺 学芸員
委員	鈴木 功	史跡整備	白河市建設部文化財課 文化財専門研究員
委員	木幡 敏郎	地元委員	双葉町文化財調査委員会 委員長
委員	江井 俊雄	地元委員	新山行政区長

第1-3表 指導機関

浅野 啓介	文化庁文化財第二課 文化財調査官
岡部 睦美	福島県教育庁文化財課 専門文化財主査
佐久間 裕之	福島県教育庁文化財課 文化財主査
安藤 淳	福島県教育庁文化財課 文化財主事

第1-4表 事務局

舘下 明夫	双葉町教育委員会 教育長
木幡 勝（R6年度）	双葉町教育委員会 教育総務課長兼生涯学習課長
朝田 幸伸（R7年度）	双葉町教育委員会 生涯学習課長
田中 アリシャ	双葉町教育委員会生涯学習課 生涯学習係長兼震災 アーカイブ係長
星 洋和	双葉町教育委員会生涯学習課 主任学芸員
横山 裕紀	双葉町教育委員会生涯学習課 学芸員

## 第5節 他の計画との関係

### (1) 『双葉町復興まちづくり計画（第三次）』

特定復興再生拠点区域における避難指示解除以降の具体的な方針として令和4年（2022）6月に策定され、令和8年度までを計画期間とした。『“町民一人一人の復興”と“町の復興”を目指して』を基本理念とし、3つの基本目標を掲げた。さらに、6つの将来像を定め、その実現に向けた分野の1つに「IV 教育・子育て・歴史・伝統・文化」という項目が示された。

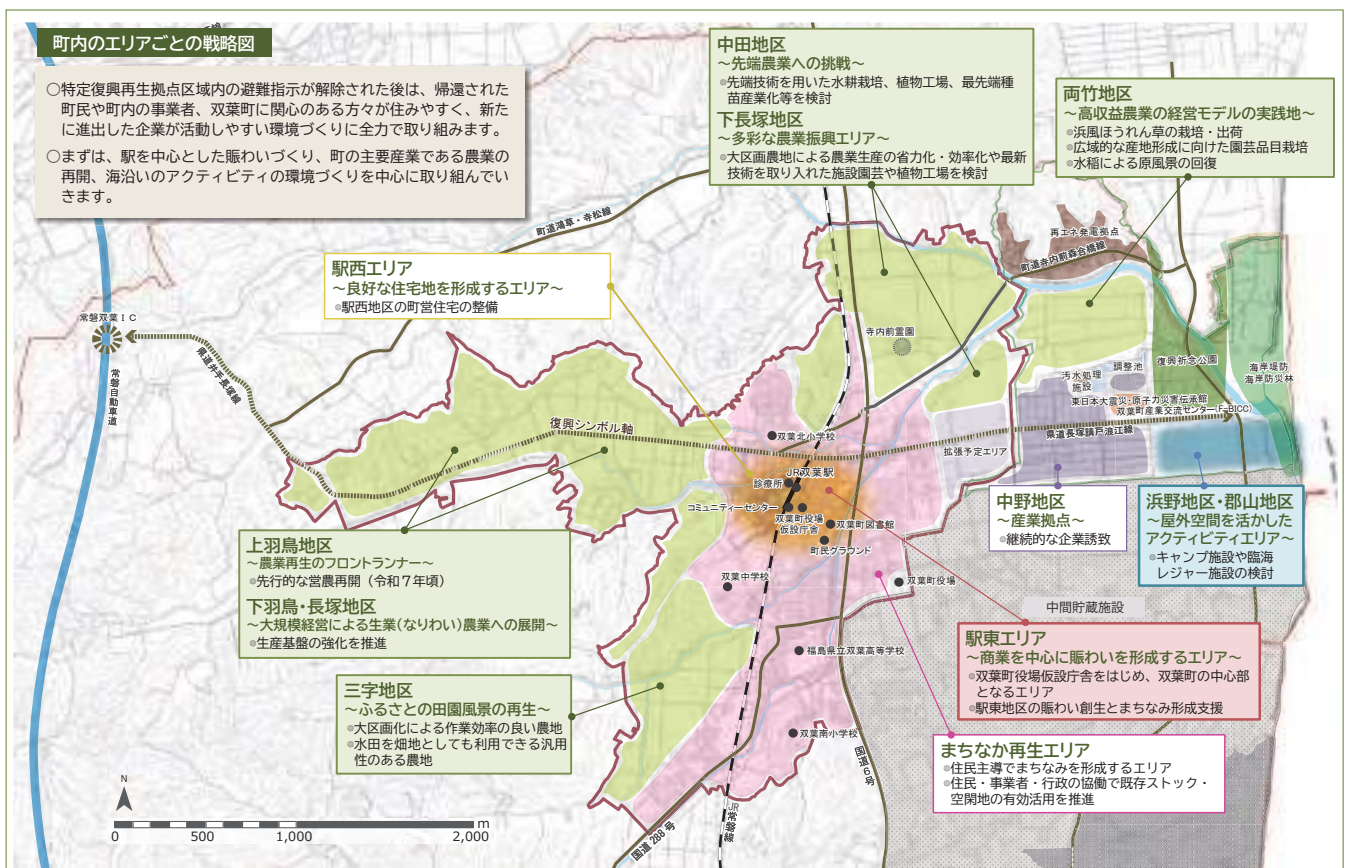
具体的には、歴史・伝統・文化の次世代継承のため、双葉南小学校を改修し、文化財等の保存、管理や民俗芸能等の記録、継承に取り組むことが明記された。

双葉南小学校の活用として下記の可能性が考えられた。

- ・アーカイブ施設として双葉町の歴史や東日本大震災に関連した収集物の展示に活用
- ・小学校の一部を震災遺構として保存

清戸迫横穴も双葉南小学校に隣接する「清戸迫装飾横穴墓（国指定史跡）」として掲載されている。

双葉南小学校のアーカイブ施設としての活用については、令和5年（2023）12月26日に小学校背後の崖が福島県の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されたことにより、文化財等を保管・展示する場所および集客施設としては安全面の観点から不適と判断した。ただし、歴史・伝統・文化の記録と継承は今後のまちづくりに欠かすことのできない施策であることに変わりない。



第1-4図 まちづくり計画（令和4～8年度）（『双葉町復興まちづくり計画（第三次）』より）

(2) 『双葉町教育振興基本計画 令和3年度～令和7年度』

令和3年度から令和7年度を対象期間とし、多くの町民が全国各地への避難を余儀なくされている当町においては、子どもたちが夢・希望・目標に向かって努力する幼・小・中一貫性のある学校教育を実現すること、だれもが学びたいときに学ぶことができる生涯学習環境を実現すること、町の復興を担い、社会や地域に貢献できる人材を育成することが求められている。こうした状況を踏まえ、次世代を育みふるさとを繋いでいくため、これまで当町が大事にしてきた「双葉町の教育8つの柱」を引き継ぎ、当町を担う「貢献できる人材の育成」を目指し、「双葉町の教育基本構想（令和3～令和7年度）」を実践する基本施策として15の目標を定め、教育活動PDC Aサイクルを効果的に実施し、教育環境の充実や歴史・伝統・文化の継承に努めていくことが示されている。

清戸迫横穴に関連する目標としては「潤いのある文化活動の推進」が挙げられる。具体的には、

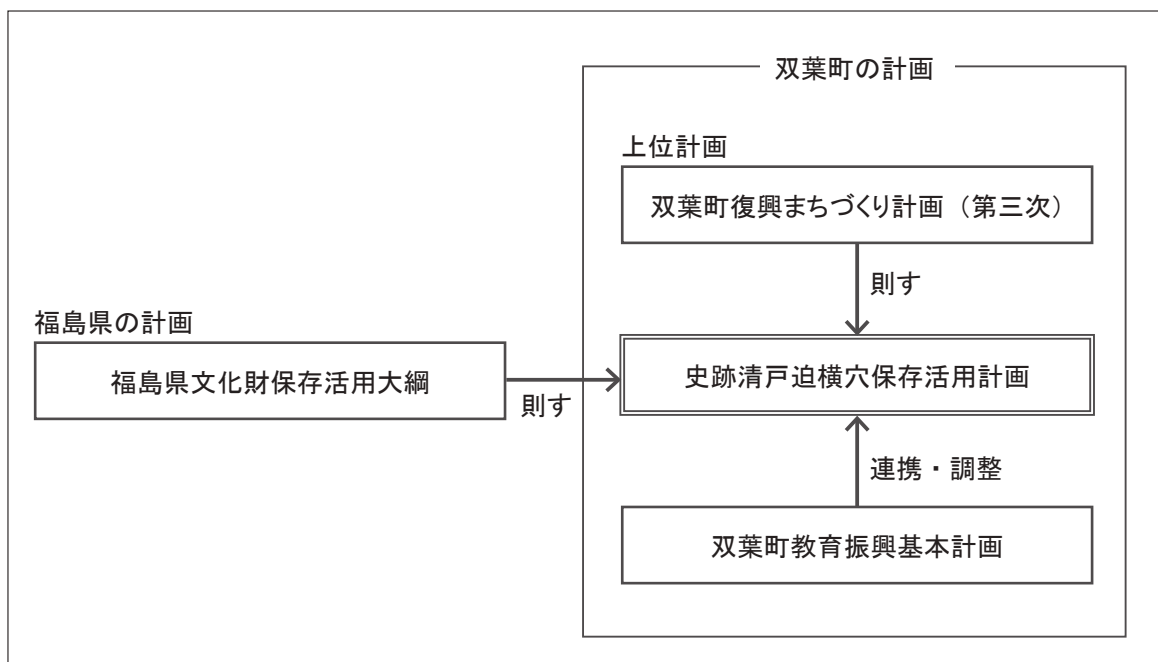


第1-5図 まちづくり計画施策体系図（『双葉町復興まちづくり計画（第三次）』より）

町民が潤いのある文化的生活をし、郷土に愛着と誇りを持つことができるように、文化活動や郷土の歴史と文化の伝承・保存を推進することであり、その施策の1つとして清戸迫横穴を含む指定文化財の保護と定期的な状況調査を明記している。

### (3) 『福島県文化財保存活用大綱』

近年の過疎化や少子高齢化といった社会問題による文化財の継承が全国的な課題として認識されている状況に加え、福島県には東日本大震災および原子力災害からの文化財の復旧・復興という課題がある。こうした福島県の文化財保護を取り巻く環境を踏まえ、文化財の保存と活用のあるべき姿の実現に向かって文化財保護行政の積極的な取組を展開させるための基本的な方向性を明らかにし、県内市町村が各種の取組を進めていくうえで共通の基盤とするために、福島県教育委員会が令和2年（2020）3月に策定した。



第1-6図 関連計画相関図

## 第6節 関連法令

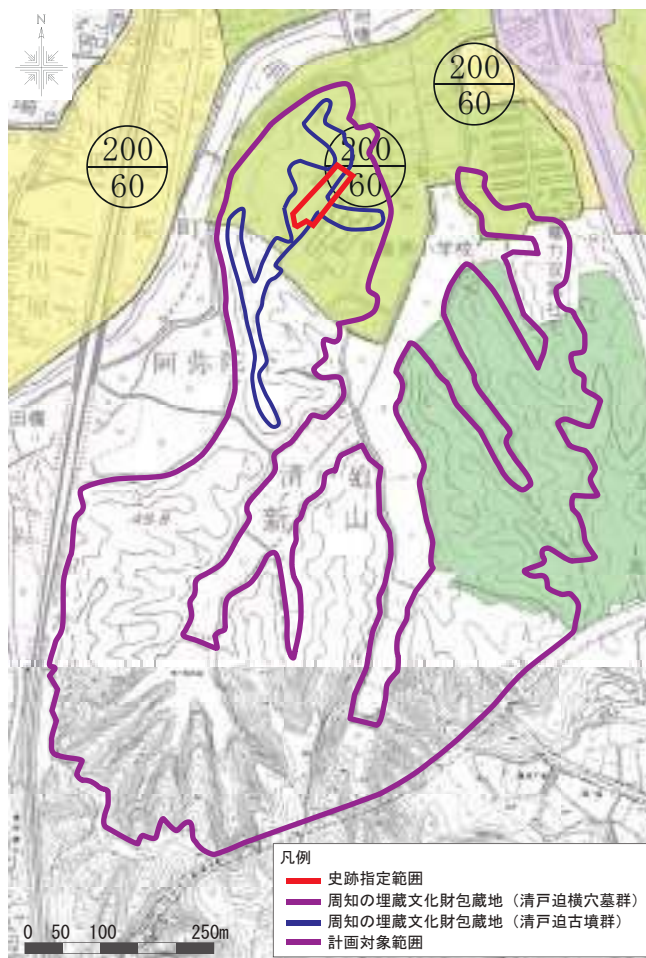
### (1) 文化財保護法

文化財保護法第125条に基づき、史跡指定地内において保存に影響を与えるような現状変更は原則としてできず、現状維持を基本とする。史跡整備等で現状変更を行う際には、文化庁長官の許可が必要である。

また、指定地外も周知の埋蔵文化財包蔵地である清戸迫横穴墓群と清戸迫古墳群が所在しており、開発工事の際には文化財保護法第93条・94条に基づく届出・通知が必要になる。

### (2) 都市計画法

史跡周辺は第一種中高層住居専用地域に指定されている。当該地に所在する壁画の保存施設は、用途的に博物館と位置付けられ、建築基準法48条で学校・図書館その他これらに類する施設として第一種中高層住居専用地域においても建築可能である。



凡例			
区分	凡例	容積率/建蔽率	備考
都市計画区域			
用途地域	第一種低層住居専用地域	㉠60%/40% ㉡80%/50%	① ②
	第一種中高層住居専用地域	200%/60%	③
	第一種住居地域	200%/60%	④
	第二種住居地域	200%/60%	④
	近隣商業地域	300%/80%	⑤
	商業地域	400%/80%	⑤
	準工業地域	200%/60%	⑤
	工業専用地域	200%/60%	⑤
	指定のない区域	無地	200%/60%
一団地の復興再生拠点市街地形成施設		200%/60%	
都市計画公園			
都市計画道路			
建築基準法第22条区域			

備考	区域名等	①旧中央公園内 ②谷沢町周辺	
		外壁後退距離	建築物の敷地面積 建築物の高さの限度
①	第一種低層住居専用地域 (60%/40%)	1.0m	200㎡ 10m
②	第一種低層住居専用地域 (80%/50%)	1.0m	150㎡ 10m

※双葉町においては、都市計画区域の全域が非線引き区域。  
 ※線引き都市計画区域、準都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域は町内にはない。  
 ※防火地域、準防火地域は町内にはない。  
 ※路線面指定は町内にはない。  
 ※区域、位置等の詳細については福島県都市計画課及び双葉町建設課で確認すること。

第1-7図 都市計画図 S=1/10,000

### (3) 福島県土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

史跡一帯は福島県の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されているが、当該地において保存施設の改修を実施する際に手続きは不要である。

また、当該地は急傾斜地崩壊危険区域の指定は受けていないため、保存施設の改修にあたり届出、申請等は不要である。

### (4) 福島県建築基準法施行条例

壁面の保存施設は地上との比高が10m以上あり、福島県建築基準法施行条例第5条に規定する崖に該当する。このため、建築は原則不可となるが、同条例5条2項1号に規定する下記の安全性を証明する対策を行うことで建築が可能となる。

- ・地山を掘削し30°以下の緩い勾配とする。



第1-8図 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

- ・地山法尻から 20 m以上離れた位置に建物を建築する。
- ・法尻に擁壁を整備し、その外側に建物を建築する。
- ・山尻の平地に強固な基礎を整備し、崖より高い建物（塔のようなもの）を建築する。

ただし、いずれの対策も当該地で実施することは非常に困難であり、既存建物の補修が現実的となる。

#### (5) 農地法

史跡範囲に農地はないが、隣接する迫地形の底地部は農地である。農地法第 5 条の規定に基づき、この農地を史跡の保存活用のために公有化、史跡整備の一環で農地を農地以外のものを使用するためには、農地転用の許可を受けなければならない。

#### (6) 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）

史跡範囲は該当しないが、隣接する迫地形の底地部の一部は、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域となっており、農地以外の用途に資する場合は農振法第 13 条の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更をしなければならない。

#### (7) 森林法

史跡範囲は該当しないが、森林法第 5 条に基づく地域森林計画の対象となる森林では伐採を行う際に町への届出が必要である。

#### (8) 林地開発許可制度

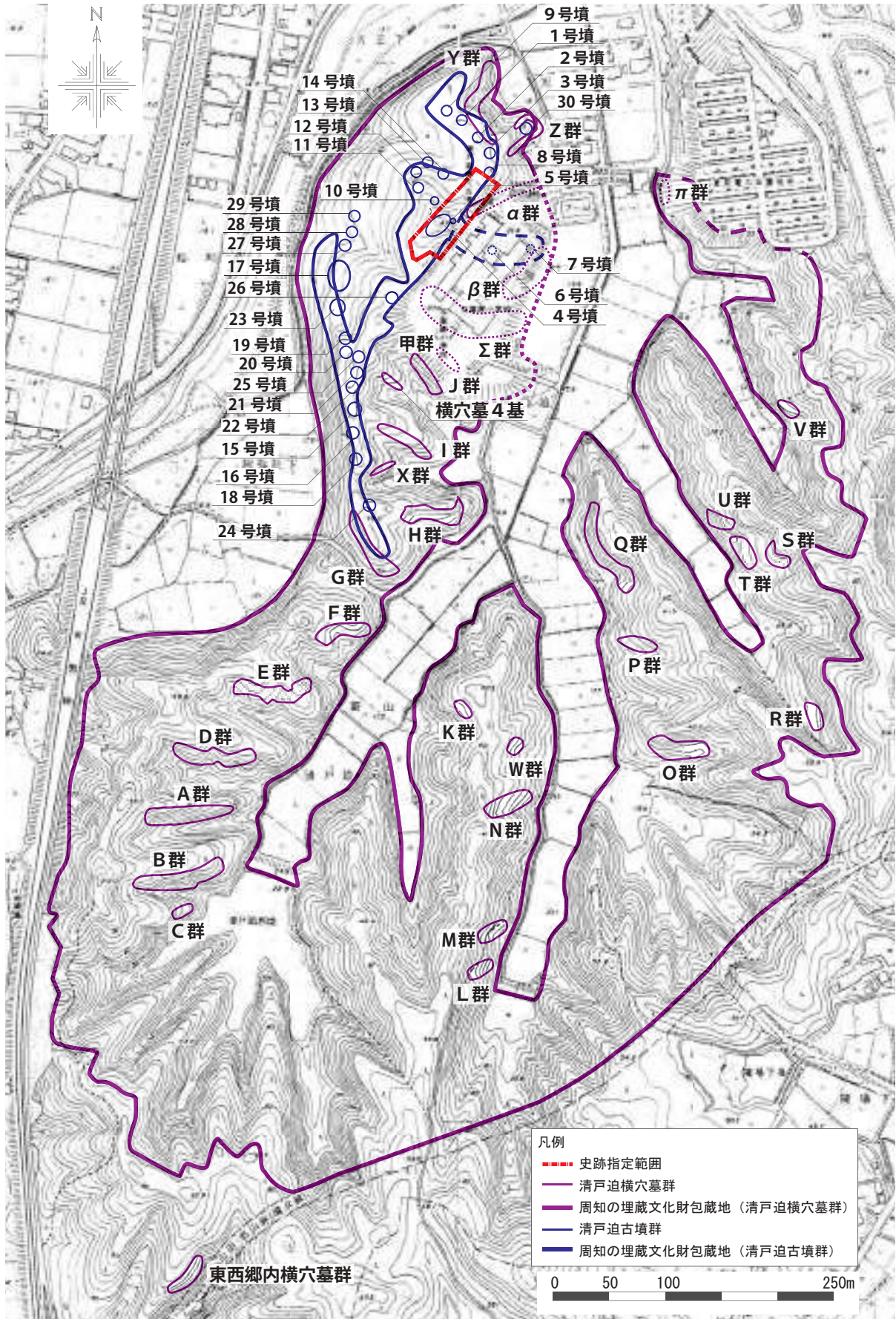
史跡範囲は該当しないが、森林を開発行為（樹木の除根、土砂の採取、その他土地の形質を変更する行為）をする際、開発の面積が 1 ha（太陽光発電の設置を目的とする場合は 0.5ha）以下の場合には町へ「小規模林地開発許可申請書」の提出が必要である。1 ha 以上は福島県への届出が必要である。

### 第 7 節 計画の対象範囲

清戸迫横穴は、昭和 43 年（1968）5 月 11 日に彩色壁画のある 76 号横穴墓が国史跡に指定された。指定地は 2,336 m<sup>2</sup>であり、76 号横穴墓の他、77 号横穴墓および背後の丘陵に所在する清戸迫古墳群 4 号墳、5 号墳を含めた範囲となっている。

76 号横穴墓は清戸迫横穴墓群を構成する 1 基であり、77 号横穴墓とともに α 群に属している。指定地外にも 300 基以上の横穴墓が分布しているが、過去に実施した分布調査から半世紀近くが経過しており、調査時と状況が変化している横穴墓も多い。加えて、分布図に記載のない横穴墓も確認できるため、横穴墓群全体における情報の再整理が必要である。300 基以上から成る東日本最大級の横穴墓群という点を再認識したうえで、76 号横穴墓以外の横穴墓にも視野を広げ、追加指定のための調査を実施し、価値付けを検討していかなければならない。

清戸迫古墳群については現在確認されているだけで、指定地外に 28 基の古墳の存在が判明している。令和 5 年度からの分布調査により、従来把握していた範囲外からも古墳を確認した。これらの遺構は、76 号横穴墓をはじめとする横穴墓の後背墳丘とする評価がある一方で、埋葬施設を持つ古墳（3 号墳、7 号墳）が確認されている点や 4 号墳は調査が実施されていない



第1-9図 清戸迫横穴墓群・清戸迫古墳群配置図 S=1/5,000

め詳細は不明であるが、墳形は前方後方墳または前方後円墳とみられ、規模も群中では最大級である。また、丘陵の最頂部に所在する点からも清戸迫古墳群における主墳と考えられる。清戸迫古墳群では、4号墳を起点として順次支脈へと古墳の造営が進められ、その後横穴墓に移行したと地表面観察からは評価できる。このため、清戸迫古墳群は東日本最大級の横穴墓群の成立に大きく関わる可能性が指摘でき、横穴墓群と一体的に追加指定を目指すべきである。しかし、その関係性を明確にするためにも発掘調査等を実施し、新たな資料を得る必要がある。

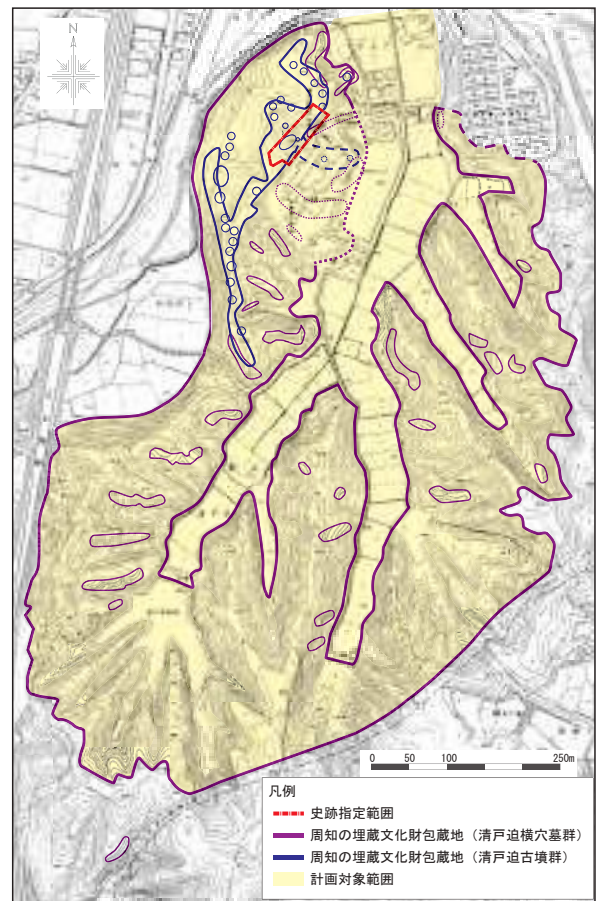
清戸迫横穴墓群、清戸迫古墳群は、第2節で述べたように、迫と呼ばれる福島県浜通り地方の特徴的な地形に造営されている。この地域特有の地形に東日本最大級の横穴墓群が造営され、その景観の大部分が現在も良く残り体感できる点は非常に重要である。

以上を踏まえ、清戸迫横穴墓群及び清戸迫古墳群の周知の埋蔵文化財包蔵地に加え、迫地形全体を含めた範囲を計画対象範囲とする。当該範囲は現在も大部分が帰還困難区域内であり、避難指示が解除された範囲においても未除染の範囲が残されている。こうした特殊な環境下における史跡整備の先例はなく、一般的な史跡整備とは前提となる環境が大きく異なる。特に帰還困難区域は自由に立ち入ることができないうえに、当該範囲は2020年代をかけて除染・インフラ整備等に取り組む特定帰還居住区域にも含まれていない。このため、避難指示解除の具体的な見通しが立っていない。

こうした史跡を取り巻く環境を考慮し、追加指定を目指し、活用を図る順序や範囲は状況（除染実施等）を見ながら、順次進めていくこととする。

## 第8節 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年(2026)4月1日から令和18年(2036)3月31日とする。また、今後の学術調査や史跡を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとする。



第1-10図 計画対象範囲 S=1/10,000

## 第2章 双葉町の概要

### 第1節 自然

#### (1) 地形

当町は、福島県の太平洋側に面する浜通り地方のほぼ中央部に位置しており、北は浪江町、南は大熊町に接している。町の面積 51.42 km<sup>2</sup>のうち、28.72 km<sup>2</sup>が林野という農村地帯である。東側に太平洋、西側には阿武隈山地が南北に走り、そこから太平洋に向かって丘陵が形成されている。町の南東から太平洋にかけては、阿武隈高地から注ぐ前田川によって形成された沖積平野が広がり、震災前は水田が営まれていた。



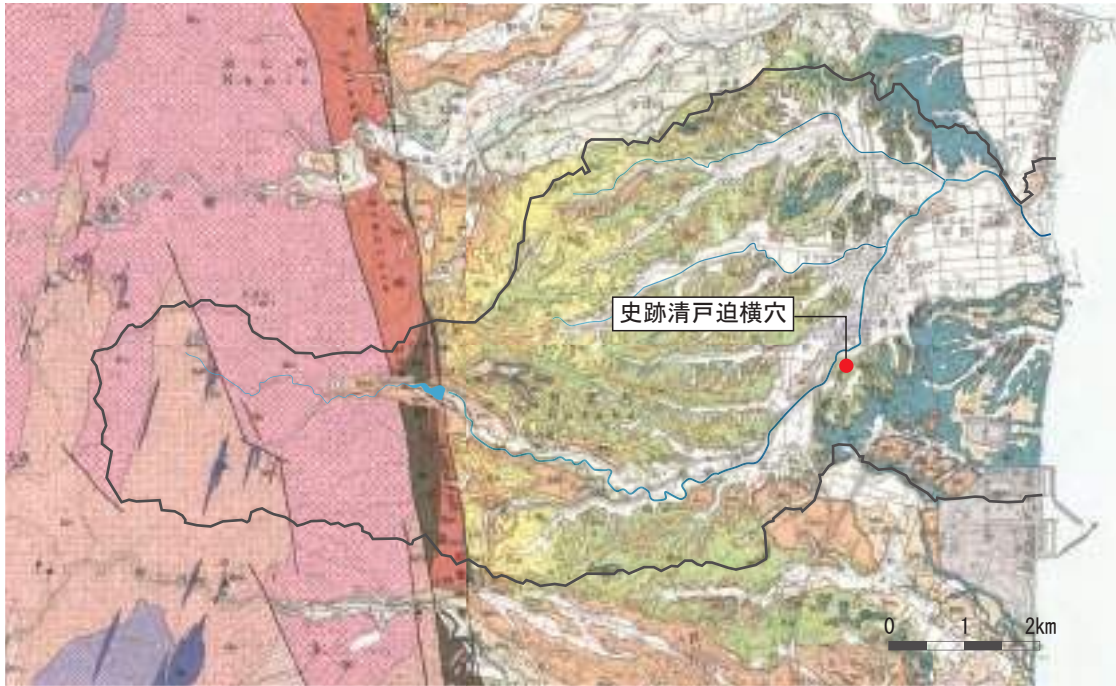
第2-1図 双葉町の位置



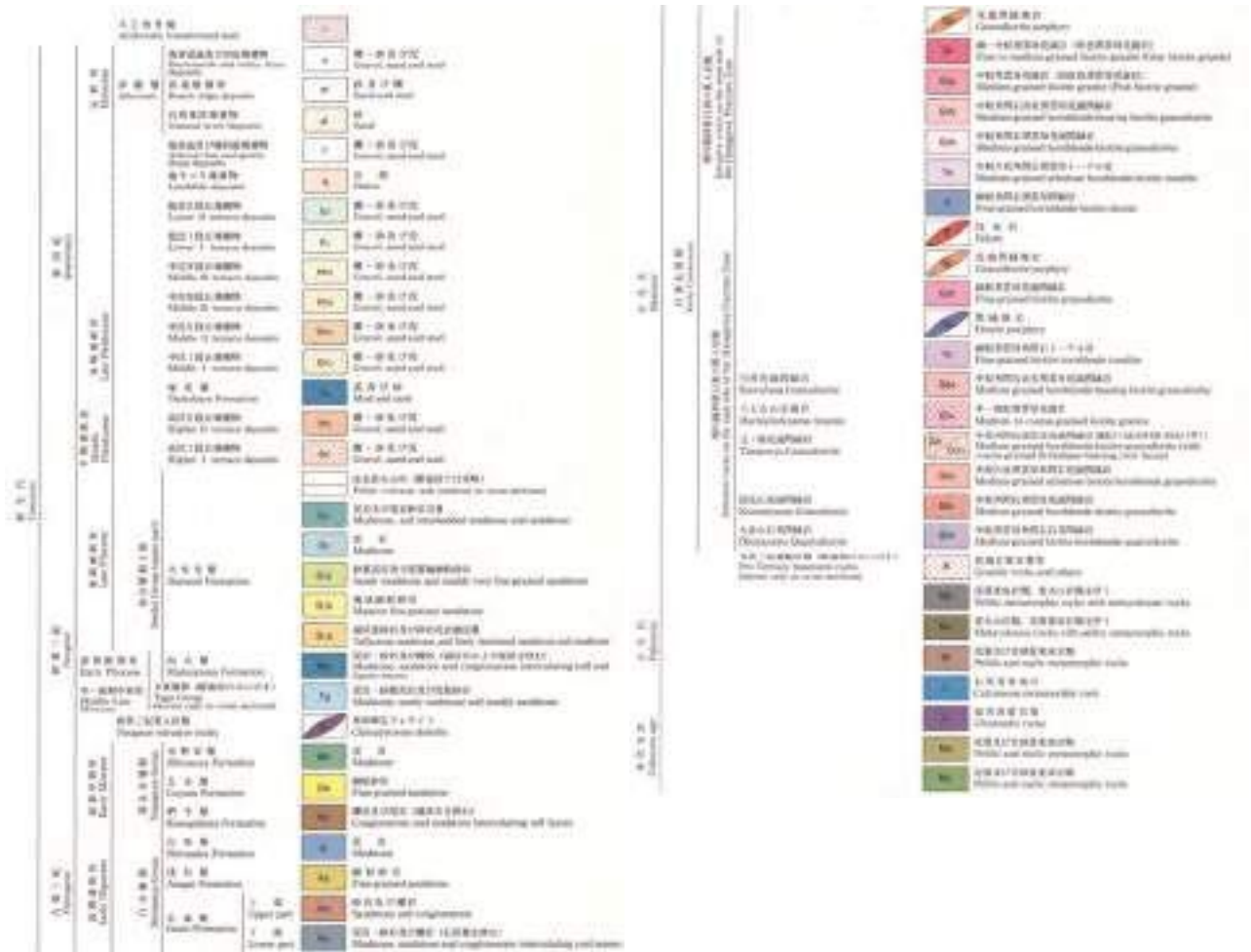
第2-2図 史跡清戸迫横穴の位置 (S=1/100,000)

#### (2) 地質

阿武隈高地の東側に位置する双葉町の地質は、主に三つの地層から成り立っている。阿武隈山地から連なる山林の多い町の西側を變成岩類と花崗岩を主とする深成岩類が占める。丘陵地や平野の地底は大年寺層と呼ばれる新第三紀の凝灰質砂岩であり、横穴墓はこの凝灰質砂岩の丘陵に造営されることが多い。段丘や平野部には第四紀のまだ固結していない堆積物が分布している。



凡例

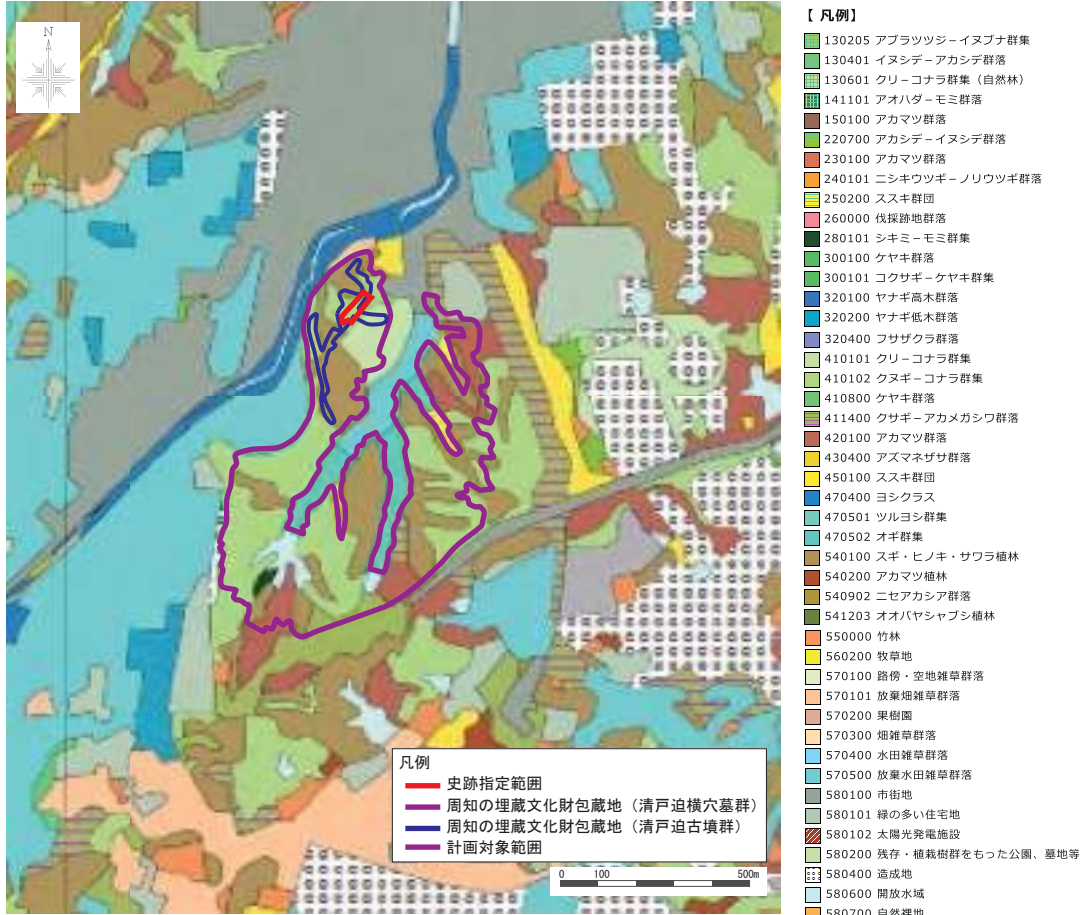


第2-3図 地質図 (S=1/100,000)

出典：5万分の1地質図幅「原町及び大壺」GISデータ（産総研地質調査総合センター）を使用し、双葉町教育委員会が町域・清戸迫横穴について加筆修正したものである。

### (3) 植 生

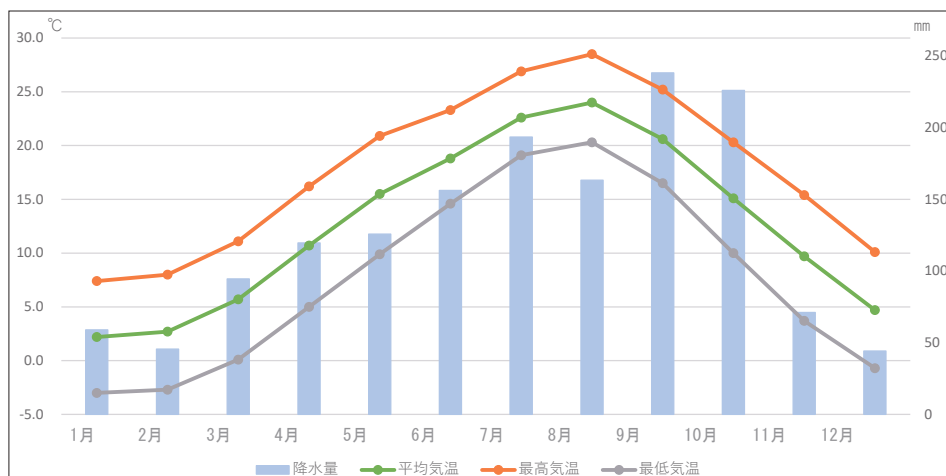
当町の植生の大部分は人為的影響を受けた代償植生であり、クリ・コナラ群集、クヌギ・コナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林等が丘陵部や山頂部に広く分布している。自然植生としては、シキミ・モミ群集等が一部で確認できる程度である。史跡が所在する丘陵部もクヌギ・コナラ群集が確認できる。



第2-4図 植生図 S=1/20,000 (環境省自然環境局生物多様性センター HP 自然環境調査図に加筆)

### (4) 気 候

当町は太平洋側気候に属し、比較的温暖な気候である。年間平均気温は13℃前後であり、全体的に夏は涼しく、冬は暖かいという特徴がある。しかし、近年の気候変動により、猛暑日日



第2-5図 気温と降水量 (1991~2020年平均・浪江町・気象庁HPより)

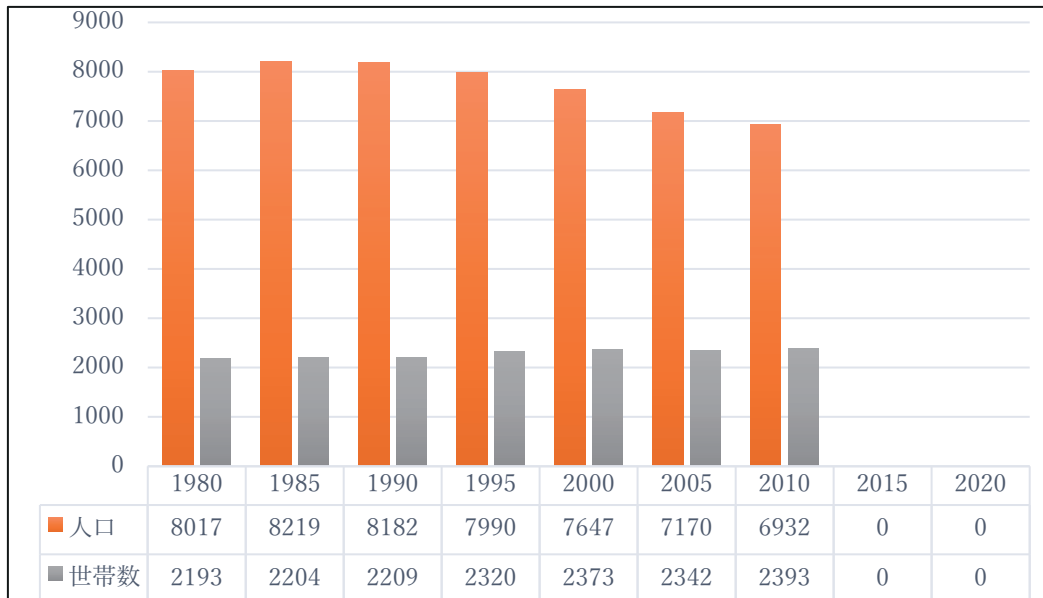
数は年々増加傾向にある。

年間降水量は1,500 mm程度で、暖候期は梅雨前線や台風に伴うものが多い。寒候期はシベリア高気圧の勢力が強まり、その影響によって吹く北西の季節風が奥羽山脈や阿武隈高地で雨や雪をもたらし、当町の大気は乾燥するため降水量は少なくなる。

## 第2節 社会

### (1) 人口

東日本大震災が発生した当時、当町の人口は7,140人、世帯数は2,606世帯であった（平成23年（2011）2月28日時点）。その後の全町避難を受け、令和8年（2026）3月1日現在の人口は5,049人、世帯数は2,143世帯である。このうち、町内の居住者は201人、150世帯であり、現在も多くの町民が町外で避難生活を継続している。なお、国勢調査では全町避難となったことから平成27年（2015）、令和2年（2020）の人口・世帯数は統計上0人となった。



第2-6図 人口推移（国勢調査結果を基に作成）

### (2) 産業

平成22年（2010）の国勢調査によれば、第一次産業従事者が263人、第二次産業従事者が912人、第三次産業従事者が2,170人であった。しかし、令和2年（2020）に実施した国勢調査ではいずれの産業従事者も統計上は0人となっている。

### (3) 交通

町内には、宮城方面と東京方面を結ぶ国道6号と郡山市とを結ぶ国道288号の国道2線が通っている。国道6号は清戸迫横穴に最も近い国道であり、高万迫交差点から清戸迫横穴までは自動車ですら1分ほどの距離である。また、県道としては北隣である浪江町から国道6号までをつなぐ県道256号井手長塚線、国道6号から太平洋沿いに至る県道254号長塚請戸浪江線、広野町から南相馬市小高区までの海沿いまでを縦貫する県道391号広野小高線（通称：浜街道）が通っている。さらに、国道6号と並行する形で、町西側を宮城方面と東京方面をつなぐ常磐自動車道が南北を貫いている。

鉄道は JR 常磐線が国道 6 号と常磐自動車道に挟まれる形で通っており、当町の中心部にあたる長塚地区に双葉駅が置かれている。双葉駅から清戸迫横穴までは、徒歩で約 20 分の距離である。

#### (4) 観 光

東日本大震災以前の双葉町の観光地としては、郡山地区の双葉海水浴場、山田地区の双葉バラ園、石熊地区の十万山等があげられる。特に双葉海水浴場は、環境省による快水浴場百選、日本の水浴場 55 選、日本の水浴場 88 選等に選出されており、福島県の平成 23 年（2011）の統計によれば、平成 22 年（2010）には 85,873 人が利用している。

しかし、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、双葉海水浴場や双葉バラ園は帰還困難区域内に位置することになり、現在は閉鎖されている。現在は令和 2 年（2020）に中野地区に開館した県営施設、東日本大震災・原子力災害伝承館に多くの観光客が訪れており、令和 7 年（2025）8 月時点で来館者は 40 万人に到達している。

また、当町の恒例行事として、江戸時代から続くとされるダルマ市がある。震災後もいわき市内で開催されてきたが、令和 5 年（2023）より町内で再開し、現在も避難先等から多くの町民等が訪れている。

### 第3節 歴史

※文中の番号は第2-1表 主な遺跡一覧及び第2-7図 主な位置図に対応

#### (1) 原始

当町では手子塚A遺跡（①）より出土した石器より約15000年以上前の旧石器時代より人々の生活が営まれていたことが判明している。

縄文時代の遺跡では、郡山貝塚（②）が代表的な遺跡である。郡山貝塚は縄文時代前期の貝塚で、福島県内でも最古級の貝塚として貴重な事例である。

弥生時代の遺跡は、良好な状態の土器棺墓が出土した南迫遺跡（③）や弥生時代前期の土器が出土し、集落跡とも考えられている猿田沖遺跡（④）がある。また、塚ノ腰遺跡（⑤）等では石包丁が出土しており、当町でも穀物の生産が行われていたことを物語っている。

#### (2) 古代

古墳時代、当町では多数の古墳・横穴墓が造営され、現在確認されているだけでも600基近くの存在が判明しているが、未発見のものを含めると1,000基を超える可能性も指摘されている。横穴式石室を持ち多くの副葬品が出土した沼ノ沢古墳群（⑥）や300基以上の横穴墓が確認され、東日本最大級の横穴墓群である清戸迫横穴墓群（⑦）が代表的である。

奈良時代に律令制度の整備が進むと当町域は標葉郡しねはに属した。この標葉郡の郡衙跡と比定されているのが郡山五番遺跡（⑧）である。発掘調査では官衙風の掘立柱建物跡や多くの瓦が出土した。隣接する堂ノ上遺跡（⑨）からは、瓦や基壇遺構が検出され、郡衙に属する寺院跡と考えられている。郡山五番遺跡から南東約700mに位置する四郎田B遺跡（⑩）からは礎石建物跡が検出され、郡衙に関わる港跡と考えられている。さらに、南西800mに位置する陳場沢窯跡群（⑪）からは、出土した須恵器の中に鴟尾の一部や円面硯が含まれており、標葉郡衙で使用する須恵器を生産していた窯跡の可能性もある。これらの調査成果により、奈良時代から平安時代にかけて、郡山台地一帯が標葉郡の中心部として整備されたことが想定できる。

#### (3) 中世

平安時代後期に武士が台頭すると、当町域は海道平氏の一族と伝わる標葉氏の領地となった。標葉氏は現在の浪江町を本拠とし、当町にも新山城（⑫）をはじめ、多数の城館を配置した。15世紀後半に標葉氏が相馬氏との戦いに敗れ滅亡すると、当町域は相馬氏の領地となった。

また、15世紀に造営されたと考えられる両竹磨崖仏（⑬）や鴻草磨崖仏（⑭）が残されており、当町における仏教文化の隆盛が窺える。

#### (4) 近世

江戸時代も当町は相馬中村藩領として、相馬氏が一貫して治めた。相馬中村藩は領地を7つの郷に分け、当町はそのうちの南標葉郷に属した。現在の長塚地区には南標葉郷を管轄する相馬中村藩の南標葉郷陣屋（⑮）が設置され、各村には武士身分の在郷給人が居住した。天明の飢饉の際には、藩領の人口が大幅に減少したため、浄土真宗門徒を北陸地方から受入れ、人口回復を図った。また、藩財政再建のため二宮尊徳の指導による報徳仕法を導入し、農村の再建を果たした。

現在も相馬氏の祭礼を引き継ぐ相馬野馬追には、当町から毎年騎馬が出場しており、相馬中村藩領時代の文化が色濃く残されている。

## (5) 近代

明治4年(1871)に廃藩置県が実施されると、当町域は中村県、磐前県を経て明治9年(1876)福島県に編入された。明治22年(1889)には各村が合併され、新山村(後に町制施行)と長塚村が成立した。交通面では、明治31年(1898)に磐城線長塚駅(現常磐線双葉駅)が開業した。鉄道の開通により首都圏との交流も容易となり、地域の発展に大きく寄与した。教育面では、大正2年(1913)に修齊女学校(後に雙葉修齊女学校)、大正12年(1923)に福島県立双葉中学校(現双葉高等学校)が開校しており、この大正期の教育普及が文教の町と呼ばれる礎となっている。

アジア・太平洋戦争直前の昭和16年(1941)には新山町と熊町村(現大熊町)にまたがる長者原に陸軍磐城飛行場(戦後には塩田に転用)が設置された。このため、昭和20年(1945)8月9日～10日の空襲は、飛行場のあった細谷地区が特に激しかったと記録されている。

## (6) 現代

昭和26年(1951)には長塚村と新山町が合併し、標葉町が成立した。標葉町は昭和31年(1956)に町名を双葉町に改称し、昭和33年(1958)・昭和35年(1960)の浪江町域一部編入を経て現在の町域が確定した。

昭和36年(1961)には双葉町議会が原子力発電所の誘致を議決し、双葉町と大熊町にまたがる塩田跡地が建設地として決定された。昭和46年(1971)より1号機の運転が開始され、当町に所在する5号機は昭和53年(1978)に、6号機も昭和54年(1979)に運転を開始した。これにより、原発に係る交付金を活用したハード面の整備が進んだ。また、昭和59年(1984)に双葉町図書館、平成4年(1992)には双葉町歴史民俗資料館といった文化施設も建設され、規模・内容ともに双葉郡を代表する充実度を誇り、文教の町を具現化した施設整備が進められた。

平成23年(2011)には東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故が発生し、当町は全町避難となった。これにより役場機能は一時福島県川俣町へ移転したが、その後、埼玉県さいたま市にあるさいたまスーパーアリーナへと移転。同年3月30日からは同県加須市にある旧騎西高校校舎へと役場機能及び避難所を移転した。この間、町民は全国各地へと避難し、福島県内各地に臨時の避難所が設けられた。平成25年(2013)6月17日には、埼玉県加須市から福島県いわき市植田地区へと役場機能を移転した。

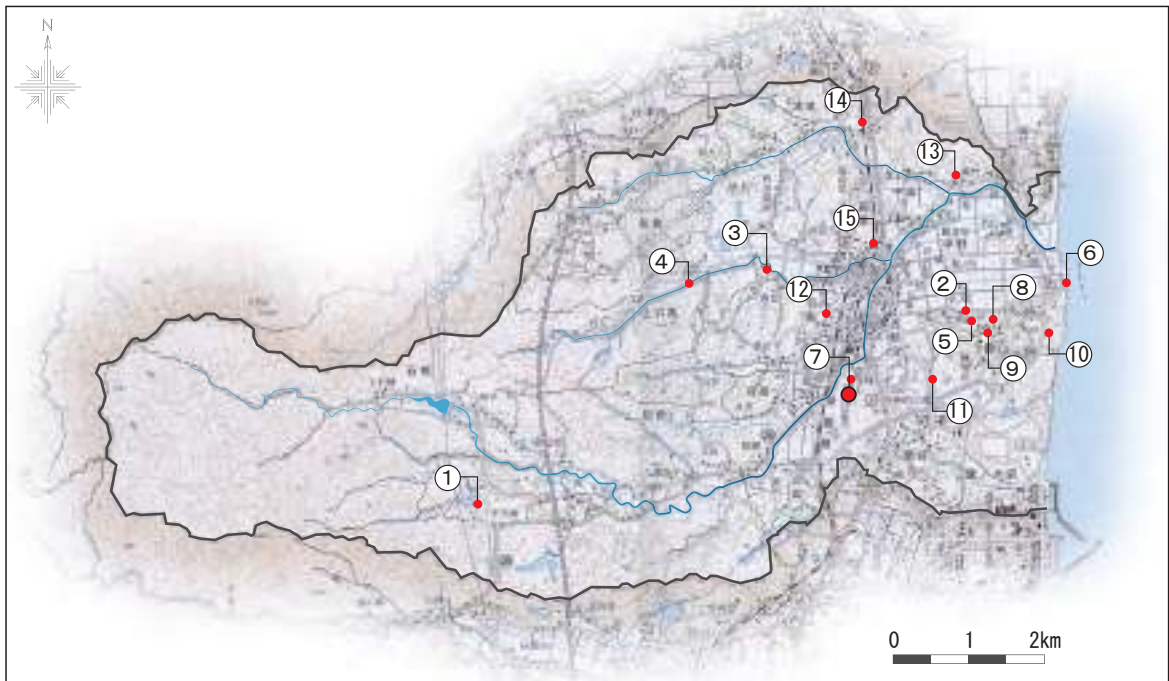
令和2年(2020)3月4日、両竹地区、浜野地区に設定されていた避難指示解除準備区域等の避難指示が解除された。令和4年(2022)8月30日にはJR双葉駅を中心に設定されていた特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、役場機能は双葉町へと帰還した。

なお、双葉町内において避難指示が解除された範囲は令和8年(2026)3月時点では全町面積のうちの約15%程度であり、今後も段階を踏んで避難指示の解除を国に要望していく予定である。また、郡山地区と細谷地区は放射能除去のために発生した廃棄物を処分するための中間貯蔵施設の建造地として令和27年(2045)3月まで利用されることとなっている。

第2-1表 主な遺跡一覧

※番号は本文中の番号及び第2-7図 主な遺跡位置図に対応

NO	遺跡名	所在地	種別	主体となる時代
①	手子塚A遺跡	山田字手子塚	散布地	後期旧石器時代
②	郡山貝塚	郡山字塚ノ腰	貝塚	縄文時代前期
③	南迫遺跡	下羽鳥字南迫・朴迫・台	散布地	弥生時代中期
④	猿田沖遺跡	上羽鳥字猿田沖	散布地	弥生時代前期
⑤	塚ノ腰遺跡	郡山字塚ノ腰	散布地	弥生時代後期
⑥	沼ノ沢古墳群	郡山字沼ノ沢	古墳	古墳時代後期
⑦	清戸迫横穴墓群	新山字清戸迫	横穴墓	古墳時代後期・終末期
⑧	郡山五番遺跡	郡山字五番	官衙跡	奈良～平安時代
⑨	堂ノ上遺跡	郡山字堂ノ上	散布地	奈良～平安時代
⑩	四郎田B遺跡	郡山字四郎田	散布地	奈良～平安時代
⑪	陳場沢窯跡群	郡山字陳場沢	窯跡	奈良時代
⑫	新山城跡	新山字東館・本町	城館跡	鎌倉～江戸時代
⑬	両竹磨崖仏	両竹字稻荷迫	石造物	中世
⑭	鴻草磨崖仏	鴻草字東迫	石造物	鎌倉時代
⑮	南標葉郷陣屋跡	長塚字西宮下/寺内前	陣屋跡	江戸～明治時代



※番号は本文中の番号及び第2-1表 主な遺跡一覧に対応

第2-7図 主な遺跡位置図 (S=1/100,000)



第2-8図 新山城跡



第2-9図 両竹磨崖仏

## 第4節 文化財

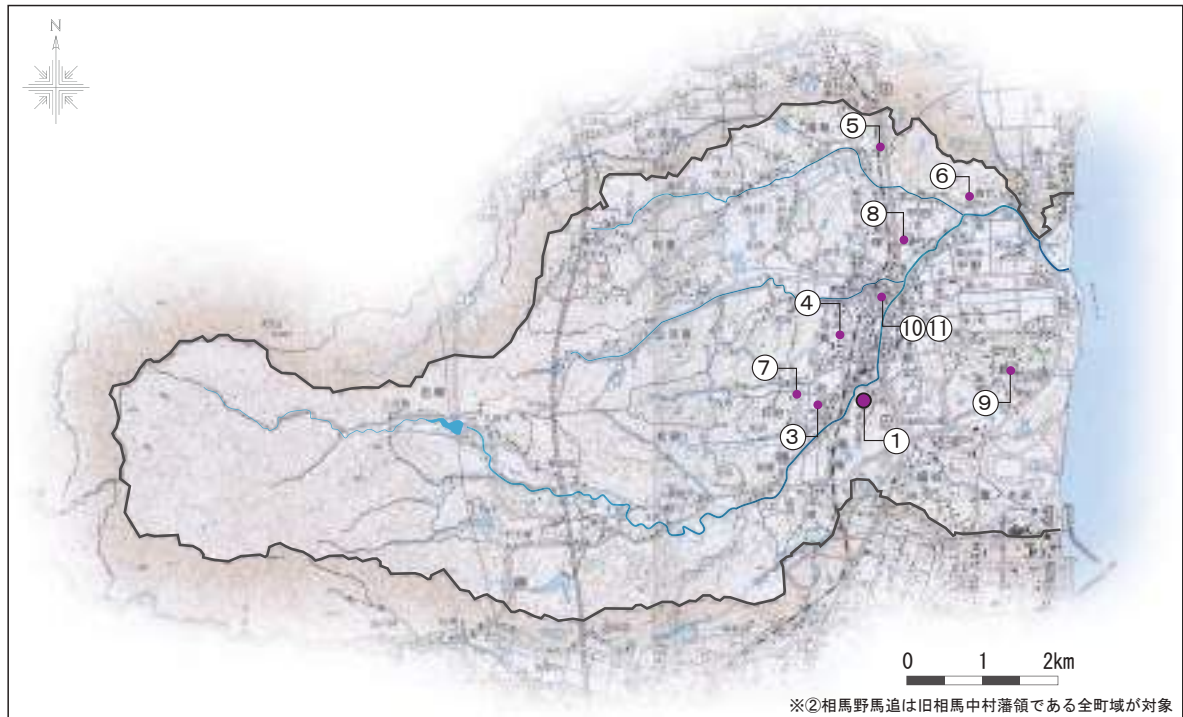
当町には、国指定文化財が2件、県指定文化財が1件、町指定文化財6件、国登録有形文化財が2件ある（令和8年（2026）3月1日現在）。

また、清戸迫横穴は平成20年（2008）に福島民友新聞社より「福島遺産百選」にも選出された。

第2-2表 文化財一覧

※番号は第2-10図 文化財位置図に対応

N0		種別	名称	指定年月日	所在地
①	国	史跡	清戸迫横穴	昭和43年5月11日	新山
②	"	無形	相馬野馬追	昭和53年5月22日	全町域
③	県	天然記念物	前田の大スギ	昭和30年2月4日	前田
④	町	史跡	新山城跡	昭和51年2月27日	新山
⑤	"	史跡	鴻草磨崖仏	"	鴻草
⑥	"	史跡	両竹磨崖仏	"	両竹
⑦	"	美術	十一面観音菩薩坐像	"	目迫
⑧	"	美術	阿弥陀如来坐像	"	長塚
⑨	"	美術	十三仏画	"	郡山
⑩	国登録	建造物	旧三宮堂田中医院診療所	令和4年6月29日	長塚
⑪	"	建造物	旧三宮堂田中医院煉瓦蔵	"	長塚



※②相馬野馬追は旧相馬中村藩領である全町域が対象

第2-10図 文化財位置図 (S=1/100,000)

※番号は第2-2表 文化財一覧に対応

## 第5節 双葉町の古墳・横穴墓

当町には古墳（群）13カ所、横穴墓群が26カ所確認されている。これらは、前田川本流域とその支流である戎川・中田川流域の丘陵斜面に分布しており、各河川の流域に人々の生活基盤があったことを物語っている。横穴墓については迫地形に造営されることが多く、地域的な特徴の1つとしてあげられる。

その中でも前田川本流域に所在する清戸迫横穴墓群は、300基以上の横穴墓の存在に加え、彩色や線刻による装飾横穴墓も複数基確認されており、他の横穴墓群とは一線を画している。

清戸迫地内の丘陵上には清戸迫古墳群も確認でき、迫地形の中に古墳と横穴墓が密集して存在する大規模な墓域が形成されている。この背景には、前田川流域に成長した豪族の存在が想定でき、前田川流域がこの地域の生産拠点の中心地となっていたことがうかがえる。このため、前田川流域の沖積平野には横穴墓群を造営した人々の集落跡が存在すると考えられる。郡山台地上は迫地形が発達していないこともあり、横穴墓は確認されていない。台地上には12基で構成される塚ノ腰古墳群や8基以上で構成されていた（3号墳・8号墳のみが現存）沼ノ沢古墳群等が所在し、発掘調査成果より塚ノ腰古墳群が5世紀末～6世紀後葉、沼ノ沢古墳群が6世紀中葉～7世紀前葉に比定されている。特に沼ノ沢古墳群では、近隣の古墳では類例のない胴張りの横穴式石室が検出されており、他地域との関連が考えられている（双葉町教委1974）。

また、清戸迫横穴墓群以外の装飾横穴墓として代表的なものが中田川流域に所在する岩井迫横穴墓群と稲荷迫横穴墓群である。岩井迫横穴墓群は7世紀の横穴墓群と考えられており、現時点で15基の横穴墓が確認されている。このうち、4号横穴墓に連続三角文の線刻壁画が確認できる。後世に一部削平を受けているが、連続三角文は玄室の奥壁、側壁、前壁に確認でき、県内ではいわき市の史跡中田横穴に次ぐ事例として注目できる。また、横穴墓群背後の台地上には円墳2基で構成される台古墳群が所在している。調査が実施されておらず、詳細は不明であるが、5世紀代の古墳と考えられており、葺石が確認できる。稲荷迫横穴墓群は、現時点で11基の横穴墓が確認できる。このうち1号横穴墓に線刻壁画が確認できたため、昭和58年（1983）に一部発掘調査を実施した。玄室はドーム形を呈し、奥行き3.9m、幅4.4m、高さ2mである。線刻は奥壁と側壁に確認でき、人物や水鳥等の装飾が施されている。規模は群中で最大であり、当横穴墓が中心的な横穴墓であったと考えられる。遺物は僅かに須恵器片が出土したのみで、具体的な年代は不明であるが、構造から造営時期は7世紀が想定されている。また、近年は7号横穴墓にも線刻壁画が確認できることやその背後の丘陵に後背墳丘の可能性があるマウンドが存在することも報告されている（吉野2021）。なお、装飾横穴墓は過去の調査成果を踏まえると、全体で11基確認されている。



第2-11図 沼ノ沢古墳群3号墳

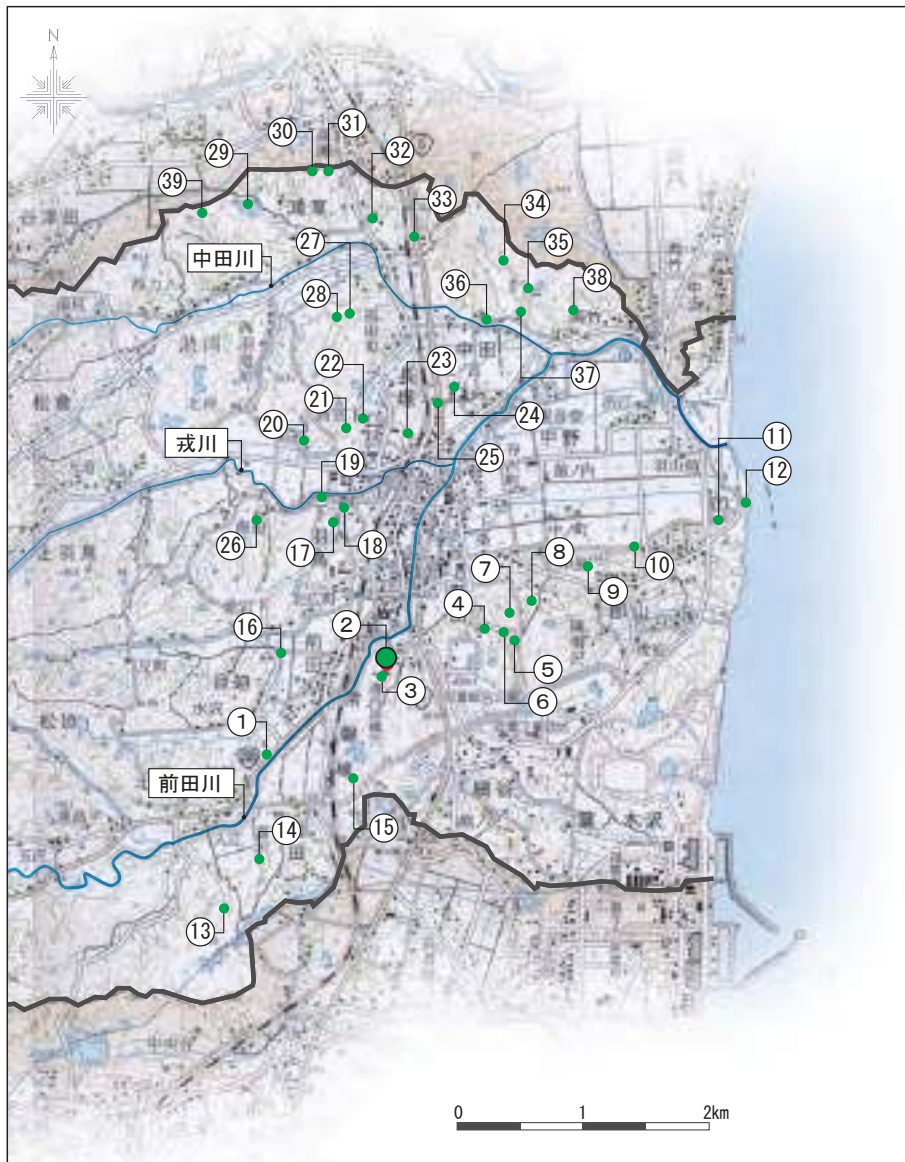


第2-12図 稲荷迫横穴墓群1号横穴墓

第2-3表 横穴墓・古墳一覧

※番号は第2-13図 横穴墓・古墳位置図に対応

河川流域	NO	横穴墓・古墳名	所在地	備考	数量
前田川流域	①	館腰横穴墓群	山田字館腰		5基
	②	清戸迫横穴墓群	新山字清戸迫	昭和25・42・58・62年調査、昭和43年国指定史跡指定	304基以上
	③	清戸迫古墳群	新山字清戸迫	昭和42年調査	30基
	④	弓迫A横穴墓群	新山字弓迫		3基
	⑤	弓迫B横穴墓群	新山字弓迫		不明
	⑥	弓迫C横穴墓群	新山字弓迫		5基以上
	⑦	弓迫D横穴墓群	新山字弓迫		14基
	⑧	権現塚古墳	郡山字西原		1基
	⑨	塚ノ腰古墳群	郡山字塚ノ腰	昭和47・62年・平成14年調査	12基
	⑩	郡山五番古墳	郡山字五番		1基
	⑪	小沢古墳群	郡山字小沢		5基
	⑫	沼ノ沢古墳群	郡山字沼ノ沢	昭和25・44・45・56年調査	8基以上
	⑬	柿木平古墳	山田字柿木平		1基
	⑭	小豆迫古墳	山田字小豆迫		1基
	⑮	東西郷内横穴墓群	山田字東西郷内	平成14年調査	2基
	⑯	長迫古墳	目迫字長迫		1基・未登録
戒川流域	⑰	深谷横穴墓群	長塚字深谷		2基
	⑱	深谷古墳群	長塚字深谷	平成31・令和6年調査	3基
	⑲	蛭子堂古墳群	長塚字蛭子堂		6基
	⑳	北沖横穴墓群	下羽鳥字北沖	昭和58年調査	15基
	㉑	北目横穴墓群	長塚字北目		5基
	㉒	上迫横穴墓群	長塚字上迫	昭和59年調査	7基
	㉓	西宮下横穴墓群	長塚字西宮下	昭和57年調査	24基以上
	㉔	寺内前古墳群	長塚字寺内前	昭和34・37年調査	7基
	㉕	寺内迫横穴墓群	長塚字寺内迫	昭和37年調査	6基
	㉖	川原迫横穴墓群	下羽鳥字川原迫		3基
中田川流域	㉗	岩井迫横穴墓群	鴻草字岩井迫	昭和58年調査	15基
	㉘	台古墳群	鴻草字台		2基
	㉙	北北斗迫横穴墓群	鴻草字北北斗迫		26基
	㉚	鴻草西迫横穴墓群	鴻草字西迫		9基
	㉛	中ノ迫横穴墓群	鴻草字中ノ迫		4基
	㉜	坂下横穴墓群	鴻草字坂下		不明・未登録
	㉝	東迫横穴墓群	鴻草字東迫		9基
	㉞	狸穴横穴墓群	中田字マミ穴		15基
	㉟	稻荷迫横穴墓群	両竹字稻荷迫	昭和58年調査	11基
	㊱	中田西迫横穴墓群	中田字西迫		4基
	㊲	大仏前横穴墓群	中田字大仏前		3基
	㊳	磨崖仏下横穴墓群	両竹字稻荷迫		6基
	㊴	北迫横穴墓群	洪川字北迫		6基



※番号は第2-3表 横穴墓・古墳一覧に対応

第2-13図 横穴墓・古墳位置図 (S=1/60,000)

第2-4表 装飾横穴墓一覧

名称	装飾方法	図像	
清戸迫横穴墓群	α群76号	彩色	渦巻文、人物、騎馬人物、動物、狩獵風景、珠文
	Σ群31号	浮彫	蓮花卉か
	A群7号	線刻	人物、幡か、記号状線刻
	Z群83号	彩色	家表現、人物、騎馬人物、舟、盾、靱、大刀、鞆、動物、珠文等
	Z群84号	線刻	不明
北目横穴墓群	1号	線刻・彩色	不明
上迫横穴墓群	6号	線刻	家か
稲荷迫横穴墓群	1号	線刻	人物、水鳥、家か
	7号	線刻	人物
岩井迫横穴墓群	4号	線刻	連続三角文
東西郷内横穴墓群	1号	線刻	人物、水鳥か

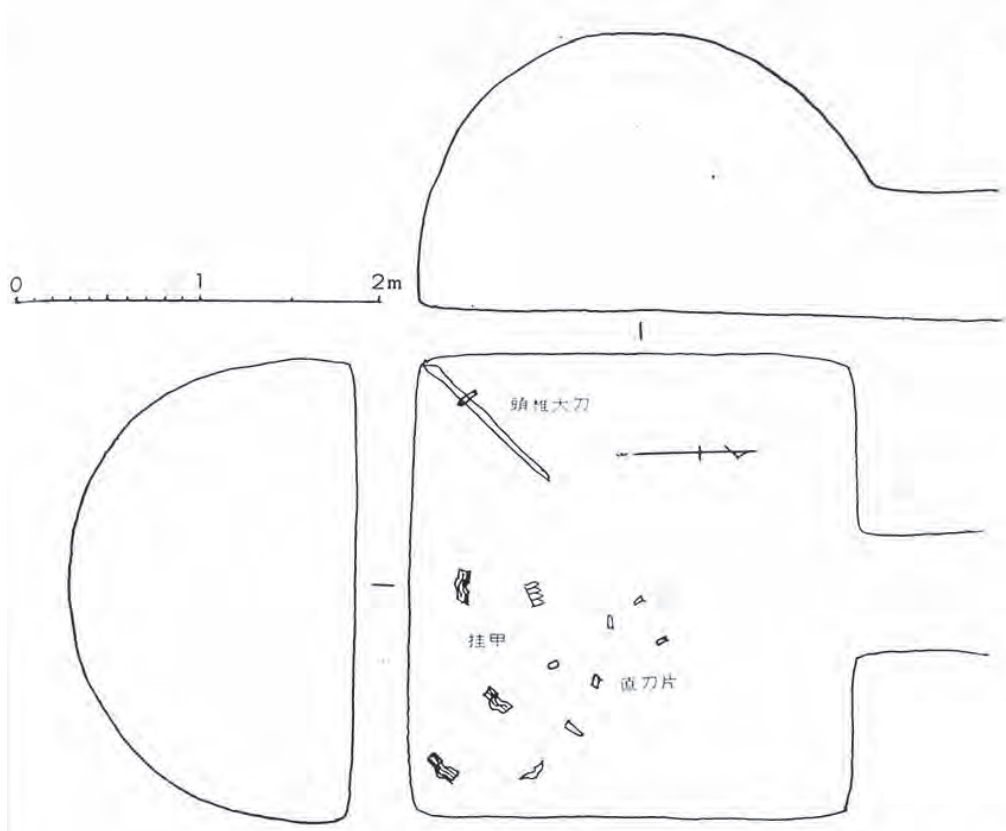
※装飾横穴墓の出典は下記資料による（清戸迫横穴墓群Z群83号横穴墓除く）  
 双葉町教委 1984『標葉における横穴墓群の研究』、双葉町 1984『双葉町史』第2巻  
 双葉町教委 1985『清戸迫横穴墓群』、双葉町教委 2003『標葉・東西郷内横穴墓群』  
 吉野高光 2021「線刻画を有する稲荷迫横穴墓群」『大字誌両竹』3

### 第3章 史跡の概要

#### 第1節 指定に至る経緯

清戸迫横穴墓群は昭和5年（1930）に福島県が発行した『福島縣史蹟名勝天然紀念物調査報告』第5に「新山村大字新山字清戸迫横穴墳群」との記載があり、少なくとも昭和5年（1930）時点では横穴墓群の存在が認識されていた。

清戸迫横穴墓群における最初の学術調査は昭和25年（1950）に行われた現在のY群8号横穴墓の発掘調査である。この調査の経緯等は不明であるが、『双葉史学』第10号に「清戸迫横穴古墳ならびに山上墳の調査は以前、昭和25年頃に双葉高校生によってなされている」とある。玄室からは頭椎大刀および直刀、小札甲片、鉄斧、曲玉等の副葬品が出土した。これ以降清戸迫横穴墓群では3回発掘調査が実施されるが、1基からの出土遺物としては8号横穴墓が現時点でも最多である。また、清戸迫古墳群1～3号墳は人為的に墳丘が崩されており、盗掘または双葉高校生徒が実施したとされる「山上墳の調査」の痕跡である可能性が考えられる。



第3-1図 8号横穴墓実測図（福島県 1964）



第3-2図 8号横穴墓の現況

昭和 35 年（1960）には福島県教育委員会による県下一斉の遺跡調査が実施され、横穴墓 24 基（現在の  $\pi$  群 1～3 号横穴墓、 $Y$  群 4～24 号横穴墓）、山上墳 3 基（現在の清戸迫古墳群 1～3 号墳）の存在が確認された。

双葉町大字新山字清戸迫地内では昭和 42 年（1967）9 月より、双葉南小学校の敷地造成に伴い清戸迫横穴墓群の発掘調査が実施された。調査の過程で未確認だった横穴墓の発見が相次ぎ、11 月 3 日には彩色壁画を持つ 76 号横穴墓が発見された。この発見により、造成範囲が修正され、壁画を持つ貴重な横穴墓として保存することが決定した。

そこで当町は、昭和 43 年（1968）1 月 6 日に 76 号横穴墓とその周辺の史跡指定申請書を文化財保護委員会に提出した。その後、昭和 43 年（1968）5 月 11 日付文化財保護委員会告示第 27 号にて史跡指定が告示された。この際に、当時は外字である「迫」の変換ができなかったため「迫」に置き換えられ「清戸迫横穴」という名称になった。

## 第 2 節 指定に至るまでの調査成果

昭和 42 年（1967）6 月 21 日の町議会において、双葉南小学校の移転先として大字新山字清戸迫が決定されると、町教委は記録保存のための発掘調査実施を決定した。同年 9 月 17 日から発掘調査を開始し、11 月 14 日までに横穴墓 53 基（現在の  $\alpha$  群 39～45・56～57・76～77 号横穴墓の 11 基、 $\beta$  群 46～53・58～59・74～75 号横穴墓の 12 基、 $\Sigma$  群 25～38・54～55・60～73 号横穴墓の 30 基）が調査された。このうち、31 号横穴墓においては玄門上部に蓮花弁らしき浮彫が発見された。調査資料が確認できないため詳細は不明であるが、当時の新聞記事には写真が掲載されている。

76 号横穴墓は調査が終盤に差し掛かる中、同時に施工していた学校敷地造成にともなう崖の切り崩し作業中に偶然発見された。前庭部等一部は破壊されたが、玄室はほぼ残存しており、奥壁には彩色壁画が確認された。壁画は中央の渦巻文を中心に冑または冠帽をかぶった 2 人の人物、乗馬している人物、動物に向け矢を射る狩猟と考えられる様子が赤色顔料を用いて鮮やかに描かれていた。優れた手法により描かれた躍動感のある壁画であり、昭和 43 年（1968）に壁画模写に訪れた日下八光氏も「壁画は奥壁に朱色（ベンガラ）一色で描かれ、きわめて練達である」と評している。工事中の発見であったため、本来丘陵上部に位置していた 76 号横穴墓は地上から約 10 m の崖地に位置することになった。壁画保存の応急措置として、第 3-3 図のように竹やビニール等により開口部を覆う措置が取られた。発見から約 1 カ月後の新聞記事でも「文化財指定ほぼ確実」との見出しや「壁画のある古墳は九州地方に多いが東北にはあまりなく双葉古墳は最北限だ。当然保存すべきで来年 3 月の文化財専門審議会に諮問するが、



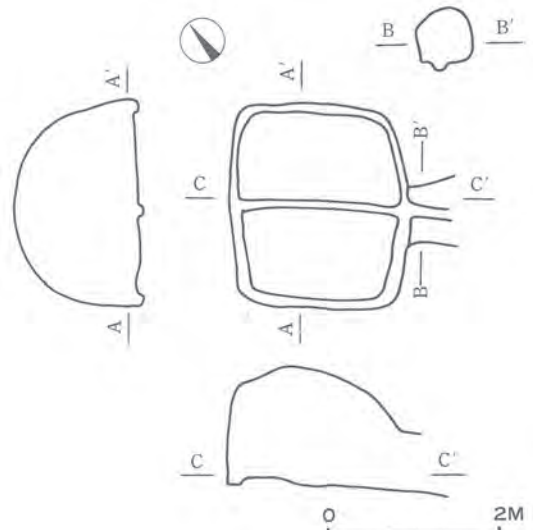
第 3-3 図 発見直後の様子（77 号横穴墓発見前）



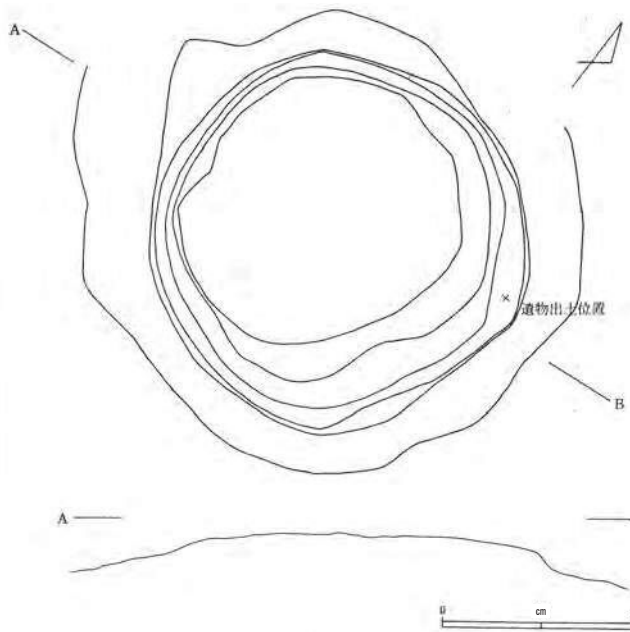
第 3-4 図 横穴墓群調査風景（1967 年）



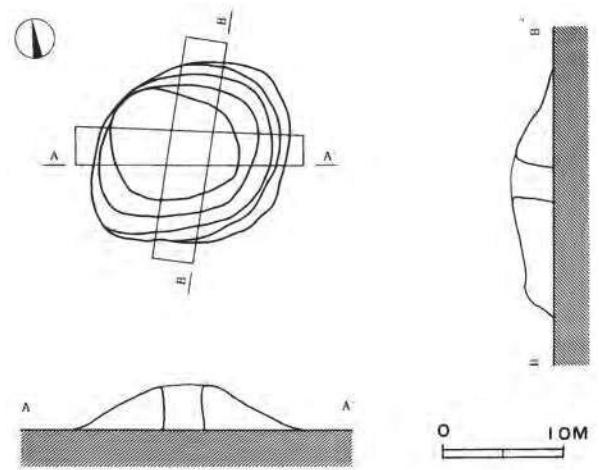
第3-5图 77号横穴墓調査風景 (1967年)



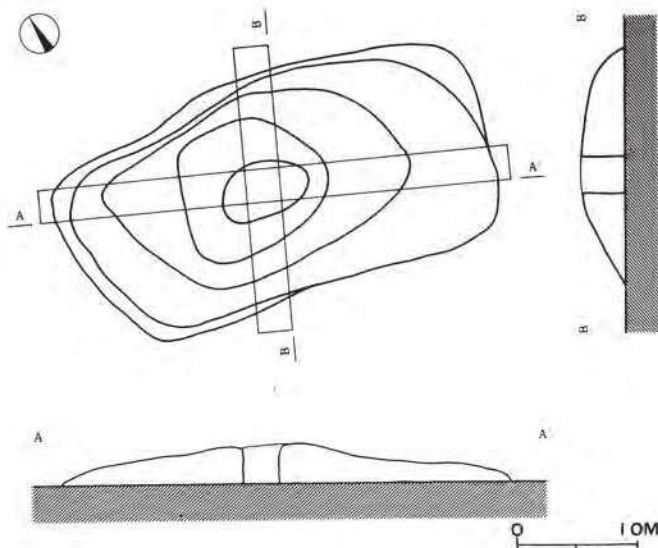
第3-6图 77号横穴墓実測図 (双葉町1984)



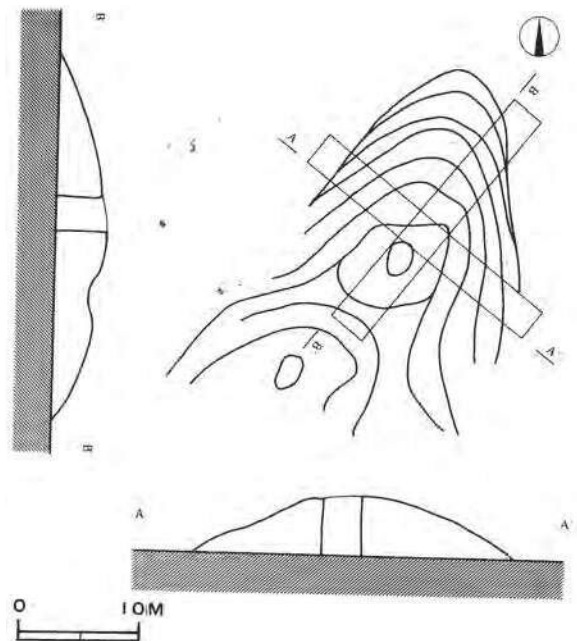
第3-7图 5号墳測量図(双葉高校史学部1982を一部改変)



第3-8图 6号墳測量図 (双葉町1984)



第3-9图 7号墳測量図 (双葉町1984)



第3-10图 8号墳測量図 (双葉町1984)

有望だ」と現地調査を行った文化財保護委員会調査官も述べており（『河北新報』昭和42年（1967）12月28日）、76号横穴墓の重要性がうかがえる。

また、丘陵上に所在する古墳群については8号墳まで新たに発見され、このうち5～8号墳の4基が調査対象となった。調査の結果、5号墳は自然地形と判断され、7号墳からは方形の石棺と考えられる遺構が確認された。6号墳と8号墳からは遺構・遺物は確認されず、6・7号墳は調査後消滅した。

### 第3節 76号横穴墓について

#### （1）横穴墓の構造

玄室はドーム形を呈し、奥行3.15m、幅2.84m、高さ1.56mである。76号横穴墓は77号横穴墓とともに、α群の他の横穴墓とは離れた位置に造営されており、支群中では最も高い地点に所在している。明確な出土遺物はないが、造営時期は7世紀と考えられている。

壁画は奥壁にベンガラによる装飾が確認できる。中央には幅約5cm、直径は約74cmの7重の渦巻文が内側から外側にかけて描かれている。右側には肩が渦巻文と結合し、左手をかざして冑または冠帽をかぶる人物が描かれている。この人物の高さは74cmあり、国内の古墳に描かれた人物像としては最大である。左側には高さ58cmの人物が描かれており、頭部には冠帽や美豆良がみられ、袴を身に着け、靴を履いている。左手をかざす人物の隣には高さ30cmで冑らしきものをかぶった騎馬人物が描かれている。馬は両耳を立て、尻尾をなびかせており、馬の特色を的確に表現している。冠帽をかぶる人物の隣には四肢を有する高さ25cmの動物が描かれており、イノシシかウシと考えられる。渦巻文下部には矢を放つ人物やシカ、イヌ等の動物群が描かれており、狩猟の光景を表現していると考えられる。76号横穴墓は、昭和47年（1972）に宮城県三本木町（現大崎市）の史跡山畑横穴群が発見されるまで日本国最北限の装飾横穴墓と位置付けられることになり、装飾古墳の広がり把握する指標であった。

#### （2）壁画の内容

壁画の持つ意味は不明であるが、これまで多数の見解が述べられており、主要なものは下記のとおりである。

##### ・日下八光氏（日下八光『装飾古墳の秘密』）

壁画中央の大人物は恐らく被葬者自身で、騎馬人物やシカ等に矢を放つ人物も被葬者の時限を異にした姿であると推定し、左端の人物は夫人で間違いのないとしている。

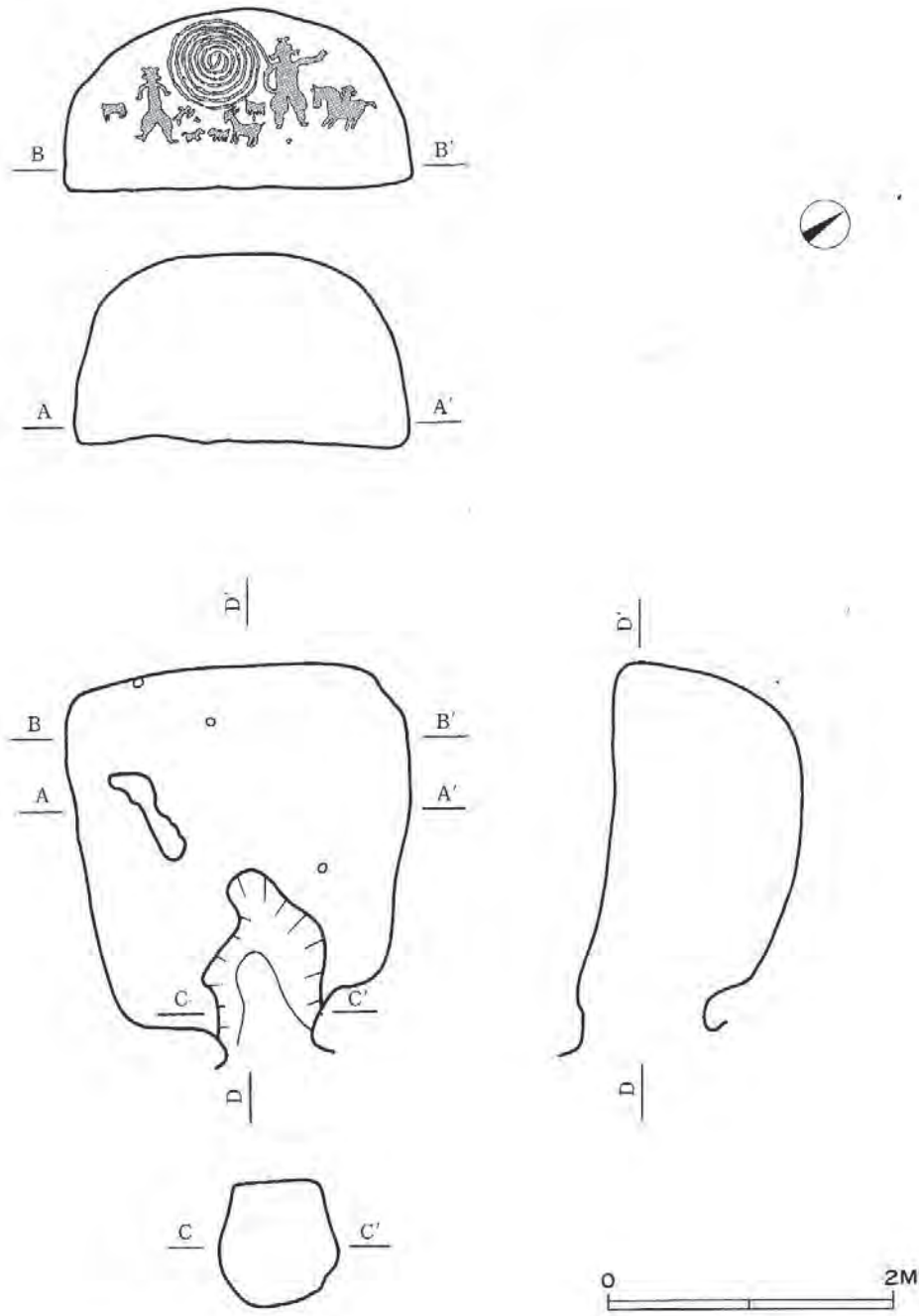
##### ・斎藤忠氏（斎藤忠『壁画古墳の系譜』）

中心部の人物が墓主とみられ、肩にかかる渦巻文は墓主の霊を導く霊妙な神秘性のあるものと推定している。

##### ・藤井功氏・石山勲氏（藤井功・石山勲『装飾古墳』）

4人の人物像は大きさ、姿勢によって年齢差が分けられており、被葬者の一代記を思わせるとの見解を示している。

また象徴的な渦巻文は、辟邪<sup>へきじゃ</sup>の性格をもつ聖なる図文とする説（辰巳和弘『埴輪と絵画の古代史』）や墓主と考えられる人物と結合していることから、墓主を黄泉にいざなう意味が含まれているようにも見受けられるとする説（大竹憲治『双葉町史』第1巻）等がある。県内で渦巻文を描いた装飾古墳としては、彩色によるものが史跡泉崎横穴（泉崎横穴墓群4号横穴墓、



第3-11图 76号横穴墓实测图（双叶町1984）



第3-12图 76号横穴墓壁画实测图（双叶町1995）

泉崎村)、史跡羽山横穴(羽山横穴墓群1号横穴墓、南相馬市)等、線刻によるものが館山横穴墓群6号横穴墓(いわき市)で確認されている。細部については異なるが、類似した象徴的な文様がまとまって確認でき、福島地域の装飾古墳における特徴といえる。

## 第4節 指定の状況

### (1) 指定告示

種別1 : 史跡  
名称 : 清戸迫横穴(きよとさくおうけつ)  
所在地 : 双葉郡双葉町大字新山字清戸迫304-1  
(現在:字清戸迫1-1、304-2)  
指定年月日:昭和43年(1968)5月11日(文化財保護委員会告示第27号)  
指定基準 : 一. 貝塚、集落跡、古墳その他この種の遺跡  
指定面積 : 2,336 m<sup>2</sup> (内約259 m<sup>2</sup>が私有地)  
所有者 : 福島県双葉町  
管理団体 : 指定なし

### (2) 指定説明文とその範囲

指定説明:今回指定する横穴は、古くから清戸迫丘陵地にその存在が知られていた円墳・横穴群のうちの七六号で、昭和四十二年に調査が行なわれた。七六号は、南東を開口部とし、玄室(全長約二.六メートル)の奥壁(幅約二.六メートル)に赤色顔料で渦巻文<sup>うずまきもん</sup>を中心に冠または帽子をかぶった人物二人を配し、その左右に小さく乗馬の人物、弓を射る人、鹿、犬等の動物を描いている。現在判明している彩色壁画の北限である。

(月刊文化財昭和43年6月号より 原文のまま)

指定説明:常磐線双葉駅の南方一.三キロ、前田川右岸の双葉町清戸迫一帯の丘陵地には、円墳、横穴があり、清戸迫古墳群として知られている。昭和四十二年後半、小学校敷地造成工事に先立つて調査され、さらに多数の横穴が発見された。このうち、七十六号、七十七号の二基は、やや離れて西端の丘陵上部に所在する。七十六号は工事に伴って発見されたため、羨道部を破壊されているが、東南に向かつて開口し、玄室全長、奥壁幅とも約二.六メートルを有し、奥壁に壁画が認められる。その構図は、渦巻文を中心にして冠あるいは帽をかぶった人物二人を配し、さらにその左右に小さく乗馬の人物、弓を射る人、鹿、犬等の動物を赤色顔料を使って画いてある。単彩ではあるが、現在彩色ある壁画としては北限を示すとともに、その手法は優れ、学術上価値が高い。

(答申説明より 原文のまま)

### (3) 指定地の現状

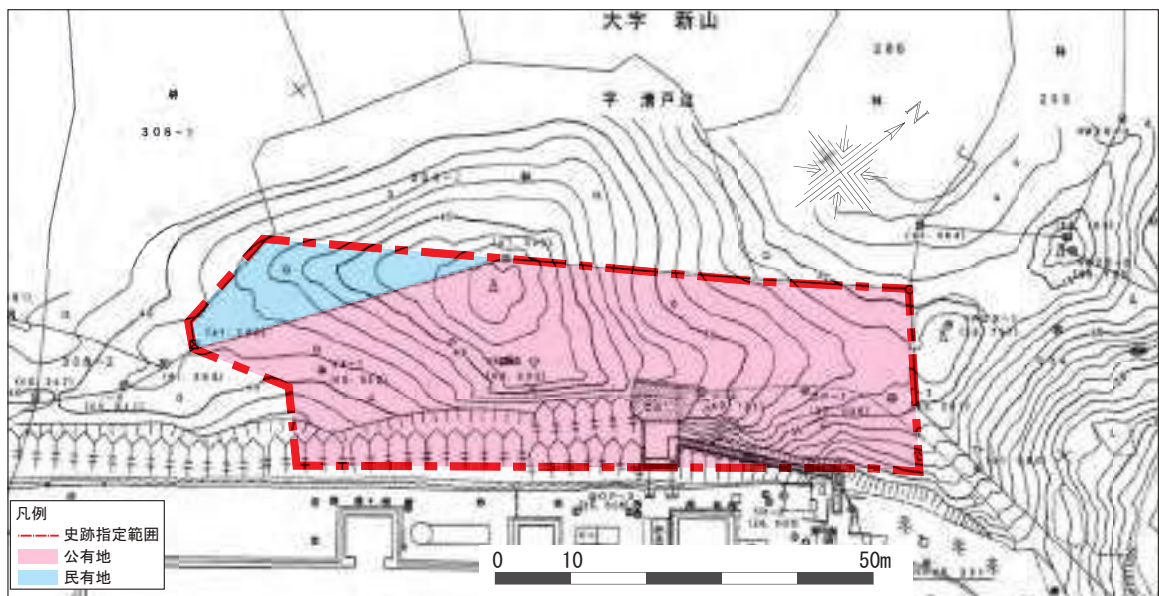
指定面積2,336.41 m<sup>2</sup>のうち約89%に当たる2,077.66 m<sup>2</sup>が町有地となっている。指定当時は字清戸迫304-1に所在していたが、昭和58年(1983)に学校用地として周辺地番とともに合筆され、字清戸迫1となった。字清戸迫1は平成11年(1999)に分筆され、史跡指定地は字清戸迫1-1となり現在に至る。また、正確には私有地である304-2の一部も指定面積に含まれていることから、史跡の所有者も双葉町と個人になる。



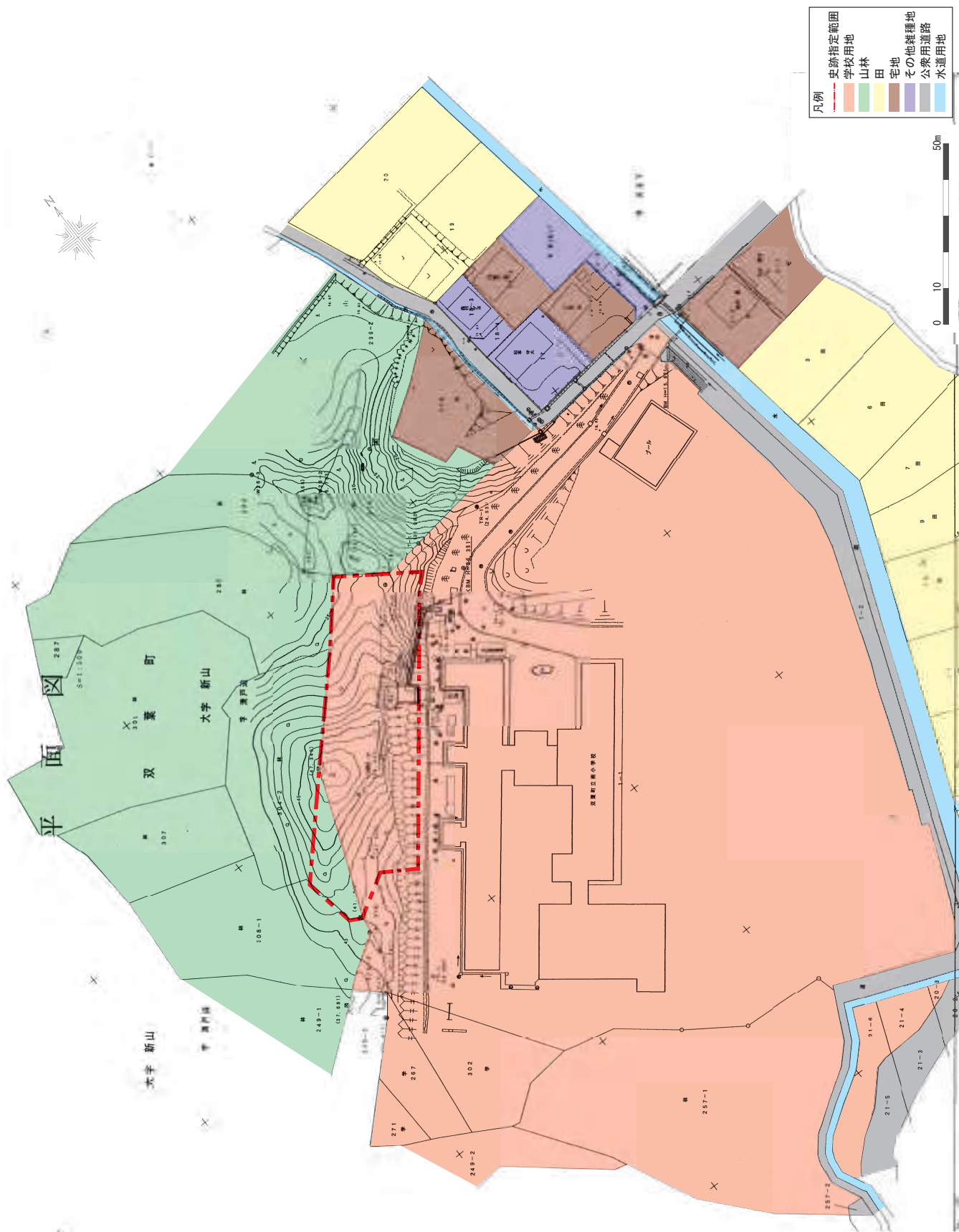
第3-13图 史跡指定範圍 S=1/1,000

第3-1表 土地所有・地目一覽

地番	地目	面積 (㎡)	指定範圍面積 (㎡)	所有
字清戸迫1-1	学校用地	23,293	2,077.66	双葉町
字清戸迫304-2	山林	1,642	258.75	民有地
合計		24,935	2,336.41	



第3-14图 土地所有区分图 S=1/1,000



第3-15図 土地利用区分図 S=1/1,500

## 第5節 指定後の調査成果

### (1) 発掘調査

#### ア. A群

昭和58年(1983)に町史編纂事業の一環として、現在は帰還困難区域内に位置しているA群のうち、3号、7号、16号横穴墓の3基において町教委が発掘調査を実施した。特に7号横穴墓の玄室に確認できる線刻壁画については、後世に描かれたものではないことが明らかとなり、清戸迫横穴墓群には彩色以外の装飾横穴墓も確認できるという大きな成果が得られた。

#### イ. 甲群

昭和62年(1987)、双葉南小学校の校庭拡張工事中に未発見だった横穴墓1基が発見され、町教委が記録保存の発掘調査を実施した。当横穴墓は31支群目となる甲群に分類された。



第3-16図 甲群1号横穴墓



第3-17図 A群7号横穴墓線刻壁画(幡か)

### (2) 分布調査

#### ア. 清戸迫横穴墓群

昭和42年(1967)時点では清戸迫地内全体の分布調査は実施されていなかった。このため、昭和54年(1979)に清戸迫地内全体の分布調査が初めて実施され、新たに208基が確認された。昭和59年(1984)には町史編纂に係る町内全遺跡の写真撮影が実施された。この際に昭和54年(1979)の調査成果の再点検が行われ、30支群303基が確認された。92号横穴墓までは発見順に番号が付されたが、昭和54年(1979)の分布調査により膨大な横穴墓が確認されたため、その後は支群ごとに番号が付された。 $\alpha$ 群(39～45・56～57・76～77号横穴墓)、 $\beta$ 群(46～53・58～59・74～75号横穴墓)、 $\Sigma$ 群(25～38・54～55・60～73号横穴墓)、Y群(4～24・78～81号横穴墓)、Z群(82～92号横穴墓)の番号が不揃いであるのはこのためである。あくまで当時確認できた横穴墓の基数であるため、未発見の横穴墓が存在すると考えられている。

令和6年(2024)～令和7年(2025)には保存活用計画に指定地外の横穴墓群を含めるにあたり、避難指示が解除された範囲に所在する横穴墓群の現況把握を実施した。斜面の崩落による埋没や倉庫等への改変により、調査時と状況が変わっている横穴墓を多数確認した。また、J群とI群の間に分布図に記載のない横穴墓4基を確認し、32支群目として認識すべきかも

第3-2表 調査の経過

時 期	調査者等	概 要
昭和5年(1930)	福島県	『福島縣史蹟名勝天然紀念物調査報告』第5に「清戸迫横穴墳群」の記載があり、文献における初出とみられる
昭和25年(1950)	双葉高校社会科研究クラブ?	8号横穴墓(現在のY群8号横穴墓)の発掘調査
昭和35年(1960)	福島県教育委員会	県下一斉の分布調査 横穴墓24基(現在の $\pi$ 群1~3号横穴墓、Y群4~24号横穴墓)、山上墳3基(現在の清戸迫古墳群1~3号墳)を確認
昭和42年(1967)	双葉町教育委員会	双葉南小学校の建設に先立つ分布調査 25~55号横穴墓(現在の $\Sigma$ 群25~38・ $\alpha$ 群39~45・ $\beta$ 群46~53・ $\Sigma$ 群55号横穴墓)、山上墳4~5号墳(現在の清戸迫古墳群4~5号墳)を確認
	双葉町教育委員会	横穴墓53基(現在の $\alpha$ 群39~45・56~57・76~77・ $\beta$ 群46~53・58~59・74~75・ $\Sigma$ 群25~38・54~55・60~73号横穴墓)、山上墳4基(現在の清戸迫古墳群5~8号墳)の発掘調査。56~77号横穴墓、6~8号墳は調査中に新たに確認
	伊東信雄	壁画の状況調査
	梅宮茂	壁画模写
	亀井正道	壁画の状況調査
	斎藤忠	壁画の状況調査
昭和43年(1968)	志間泰治	壁画の状況調査
	日下八光	壁画模写
	中西貞夫、三輪嘉六	史跡指定に係る状況調査
		史跡指定後
昭和43年(1968)	三輪嘉六	壁画およびその周辺の状況調査
	三木文雄、上原之節	壁画の状況調査
	氏家和典	Y群14・16・17号横穴墓の実測調査
昭和54年(1979)	双葉町教育委員会	清戸迫地内の分布調査 双葉南小学校敷地内( $\alpha$ 群、 $\beta$ 群、 $\Sigma$ 群、 $\pi$ 群、Y群、Z群)を除き、208基を確認
昭和58年(1983)	双葉町教育委員会	A群3号・7号・16号横穴墓を発掘調査
昭和59年(1984)	双葉町教育委員会	清戸迫地内の分布調査 昭和54年(1979)調査成果の補正 『標葉における横穴墓群の研究』刊行
昭和60年(1985)	双葉町教育委員会	『清戸迫横穴墓群』刊行 確認総数30支群303基
昭和62年(1987)	双葉町教育委員会	甲群1号横穴墓を発掘調査 確認総数31支群304基
令和5年(2023)	双葉町教育委員会	古墳群の状況調査
令和6年(2024)	玉川一郎	古墳群の状況調査
	田中裕	古墳群の状況調査
	双葉町教育委員会	横穴墓群、古墳群の状況調査 Z群83号横穴墓に彩色壁画発見
	玉川一郎	壁画の状況調査
	福島県教育委員会	壁画の状況調査
令和7年(2025)	朽津信明、芳賀文絵	壁画の状況調査
	田中裕	壁画の状況調査
	東京文化財研究所	壁画の状況調査
	双葉町教育委員会	古墳群の状況調査
	玉川一郎	古墳群の状況調査
	双葉町教育委員会、茨城大学	玄室の実測調査
	菊地芳朗	壁画、古墳群の状況調査
	藤澤敦、鹿納晴尚	壁画の状況調査
	鈴木功	壁画の状況調査
	東京文化財研究所	壁画の状況調査
	辻秀人	壁画の状況調査
	東京文化財研究所	壁画の状況調査
	浅野啓介、清戸迫横穴保存活用計画策定委員会	壁画の状況調査

しれないが、昭和59年（1984）時点でX群4基が確認できなくなっており、このX群4基に該当する可能性がある。

さらに、令和6（2024）年12月13日にはZ群83号横穴墓において良好な状態の彩色壁画を新たに発見した。従来、清戸迫横穴墓群において彩色壁画が確認できるのは76号横穴墓のみと考えられてきたが、この発見により彩色壁画を持つ装飾横穴墓は少なくとも2基となった。詳細は後述するが、帽子を被る人物や騎馬人物、動物が描かれている点は史跡指定されている76号横穴墓と共通するが、象徴的な渦巻文が描かれていないこと、盾や大刀、舟等の器財も豊富に描かれているという明確な違いが認められる。東日本の装飾古墳において人物や動物といった具象画を持つ彩色壁画としては、史跡泉崎横穴、史跡清戸迫横穴、史跡羽山横穴の3カ所が代表されるが、83号横穴墓もこれらに加わる存在といえる。また、玄室も家形であることから、76号横穴墓に先行する装飾横穴墓と考えられ、76号横穴墓の造営、清戸迫横穴墓群の成立を考えるうえでもその学術的価値は極めて高いと評価できる。

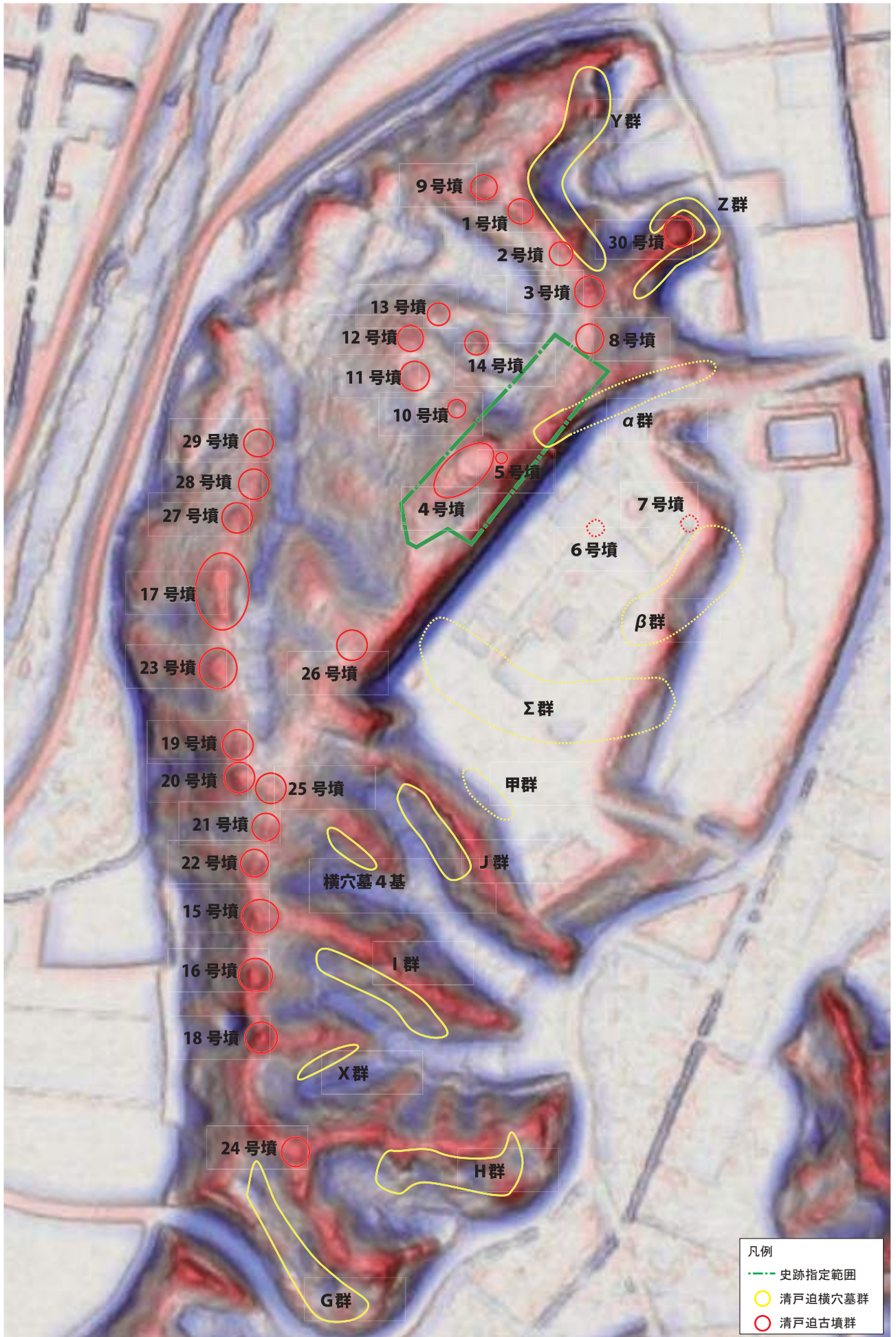
### イ. 清戸迫古墳群

令和5年（2023）から令和6年（2024）にかけて、清戸迫古墳群（1～5号・8号）所在範囲の除染作業が実施された。この際に、従来藪に覆われ確認できなかった地点においても6基の古墳を新たに発見し、14号まで番号を付した。さらに、翌令和7年（2025）にも前田川に沿う丘陵上に16基の古墳を新たに発見し、全体で30号まで番号を付した。新たに発見した22基のうち10～16・18～22・24～30号墳は円墳、17号墳は20m程度の前方後円墳、9・23号墳は方墳とみられる。基数は今後の調査により変動すると考えられるが、昭和期に実施した横穴墓群の分布調査時には、丘陵上に30基程度で構成される古墳群が存在することは指摘されておらず、この調査により現在確認できる中では町内最大規模の古墳群であることが明らかとなった。

これら清戸迫地内の丘陵上に分布する古墳群は、指定地内に所在する4号墳の価値付けをするうえで重要な遺構と考えられる。4号墳をはじめ清戸迫古墳群として認識されている遺構は、76号横穴墓やその他の横穴墓に関わる後背墳丘の可能性が指摘されてきた。しかし、3号墳は玄室が破壊されているものの、横穴式石室の奥壁が残存し、周囲にも石室に使用されていたとみられる石材が散在している。また、昭和42年（1967）に発掘調査された7号墳からも石棺と考えられる遺構が確認されおり、全ての遺構が埋葬施設を持たない後背墳丘と位置付けることはできない。特に令和5年（2023）以降の分布調査で確認した10～14号墳、20号墳から北側に位置する29号墳までは斜面に横穴墓が確認されていない地点であり、横穴墓を意識しているとは考えにくい。前田川に沿って整然と古墳が並ぶ光景からも、前田川沿いの沖積平野からの視界を意識している可能性が考えられる。4号墳は調査が実施されていないため年代や埋葬施設の有無等は不明であるが、全長20m以上で墳形は前方後方墳または前方後円墳とみられ、規模的にも群中で最大級である。丘陵の最頂部に周囲の古墳とは隔



第3-18図 4号墳（前方部から後方（円）部を望む）



第3-19图 CS立体图 S=1/2000 (全国Q地图 (国土地理院) に加筆)

絶して所在し、前田川を見下ろせるという立地状況からも4号墳が前田川流域で出発点となる前期古墳に位置付けられる可能性がある。あくまで地表面観察による評価であるが、前田川流域に成長した豪族は、4世紀から7世紀前後まで4号墳を起点に高塚古墳を造営し、7世紀前後に横穴墓への移行、または古墳と横穴墓の造営が一時期並行して行われた可能性が指摘できる。76号横穴墓も4世紀以降清戸迫が一連の墓域として維持される中で造営された横穴墓の1基だったと考えられ、一地域において墓制の変遷が想定できる点も史跡の本質的価値を考えるうえで重要になる。昭和42年(1967)に5～8号墳では発掘調査が実施されたが、古墳と横穴墓の関係まで深く検討されることはなかった。清戸迫古墳群の分布状況が明らかとなったことにより、従来から指摘されている後背墳丘の可能性に加え、墓制の変遷という視点で横穴墓との関係性を想定することも可能となった。

### (3) 77号横穴墓について

史跡範囲に所在する77号横穴墓は、壁画のある76号横穴墓の約4m下に位置し、清戸迫横穴墓群α群を構成する1基である。昭和42年(1967)に双葉南小学校の敷地造成工事中に発見され、記録保存のための発掘調査が行われた。この調査で玄室は幅3m、奥行2mのドーム形で、幅20cm、深さ7～8cmの排水溝を備えた横穴墓であることが明らかとなった。その後、工事により大部分が削られたが、現在も保存施設への階段途中に僅かに残存する玄室を見ることができ。当横穴墓からは、全長99.5cmを計り、歯状の突起部を16個持つ鋸歯状木製品(ヤマザクラ製)が出土しており、清戸迫横穴墓群の特徴的な遺物として知られている。

遺物の性格は長らく不明であったが、森貞次郎氏・乙益重隆氏によって検討されている。両氏は現在の中国河北省にある東魏時代の茹茹公主墓より出土した「薩満巫師陶俑」等に注目し、この陶俑が手にしている鋸歯状の法器らしきものとの類似していることから77号横穴墓出土の鋸歯状木製品も大陸の影響を受けた道具である可能性を指摘している(森・乙益1987)。また、大竹憲治氏はA群7号横穴墓の線刻壁画にも棒状の道具を持つ人物が描かれているとし、77号横穴墓出土の鋸歯状木製品との関係を指摘している(双葉町歴民1994ほか)。



第3-20図 薩満巫師陶俑  
(森・乙益1987)



第3-21図 A群7号横穴墓線刻壁画部分  
(双葉町教委1984)

#### (4) 83号横穴墓について

先述したように83号横穴墓は彩色壁画を有する装飾横穴墓であることが明らかとなった。83号横穴墓はZ群11基のうち、82号横穴墓とともにやや離れて尾根の突端部に所在している。現況では高さ約35cm、幅約75cm開口しており、過去の報告書における「入口部は土砂が埋まって半開状態」という記述（双葉町教委1984）や分布調査時のメモにある「半開、玄門つくり良」という状況と一致しており、昭和54年（1984）の第2次分布調査時に撮影された写真にも同様の状態が記録されている。しかし、昭和期に行った分布調査時に玄室内部の確認まではされていない。

玄室の平面形は奥行3.7m、幅3.6mの方形を呈し、隅に丸みを帯びる76号横穴墓よりも整形された造りとなっている。床面から天井までの高さは2.5mを測り、横穴墓の規模としても最大級である。立面形は4本の隅棟線が中央で結合していることから、家形の宝形造といえ、ドーム形を呈する76号横穴墓よりも古い横穴墓の要素を持っていると考えられる。床面には約10cm高いコの字状の無縁台床が確認でき、全面に礫が敷かれている。現状、玄室内に遺物は確認できないが、前庭部は埋没しており、今後横穴墓の年代を想定できる資料が得られる可能性がある。

少なくとも半世紀は開口していたこともあり、76号横穴墓と比較すると彩色も薄くなり、析出物の発生で図像が認識しにくい箇所もある。しかし、半開口であったため、全体的には良好な状態を維持しており、玄室の全壁面に彩色による装飾を容易に認知できる。76号横穴墓と同様で、壁画は赤色顔料1色で描かれていると考えられる。壁画の共通事項として、奥壁と前壁には梁を表す直線、左右側壁には桁を示す直線が描かれ、各壁面の直線中央からも天井まで伸びる束線を描き、家の部材を表現している。奥壁の梁線上部には、束線から左側に5個、右に6個の星を表すとみられる珠文が描かれている。奥壁梁線下部には、冠帽を被る人物や騎馬人物、舟や盾、大刀等の器財、動物、珠文等が豊富に描かれている。奥壁と左側壁、右側壁と前壁の境界部には軒を示すと考えられる線が一部確認できる。玄室構造は76号横穴墓がドーム形であるのに対し、83号横穴墓は家形の宝形造であり明確に異なる。図像についても、人物や動物を主体とする点では76号横穴墓と共通しているが、珠文を広範囲に描き、舟や盾、大刀等の器財も壁画の主体とし、彩色で家を表現する点は76号横穴墓とは異なる。また、76号横穴墓をはじめ福島県域の装飾横穴墓の特徴である渦巻文も確認できず、両横穴墓には死生観の違いがあったことが読み取れる。しかし、騎馬人物や奥壁左端に描かれたイノシシらしき図像は76号横穴墓と類似しており、両横穴墓の造営主体に関係性があったと考えられる。奥壁下部に描かれている横線状の文様については、家表現以外で線を描いていると理解でき、史跡泉



第3-22図 Z群83号横穴墓



第3-23図 Z群83号横穴墓（1984年）

崎横穴や史跡羽山横穴に描かれている横線と類似性を指摘できるかもしれない。

以上のように、玄室構造や図像の内容から造営には時期差が想定されるものの、両横穴墓の図像には共通点も見い出せることから 83 号横穴墓は清戸迫横穴墓群において 76 号横穴墓に先行する装飾横穴墓と考える。

東日本の装飾古墳で器財を主体とする図像は、史跡虎塚古墳（虎塚古墳群第 1 号墳、茨城県ひたちなか市）が代表されるように茨城県域の装飾古墳において多数事例が報告されているが、福島県域、東北地方の装飾古墳では器財を彩色で大きくかつ豊富に描く事例は確認されておらず、現時点では 83 号横穴墓が唯一である。人物や動物といった具象画という点は、福島県域の装飾古墳と同様といえるが、これらに加えて、器財も人物や動物とともに壁画の主体として捉える点や群中に具象画を有する彩色壁画が複数基存在するという点においては東日本の装飾古墳では初の確認事例であり、東日本の装飾古墳、さらに国内の装飾古墳の研究上においても学術的価値は極めて高い。

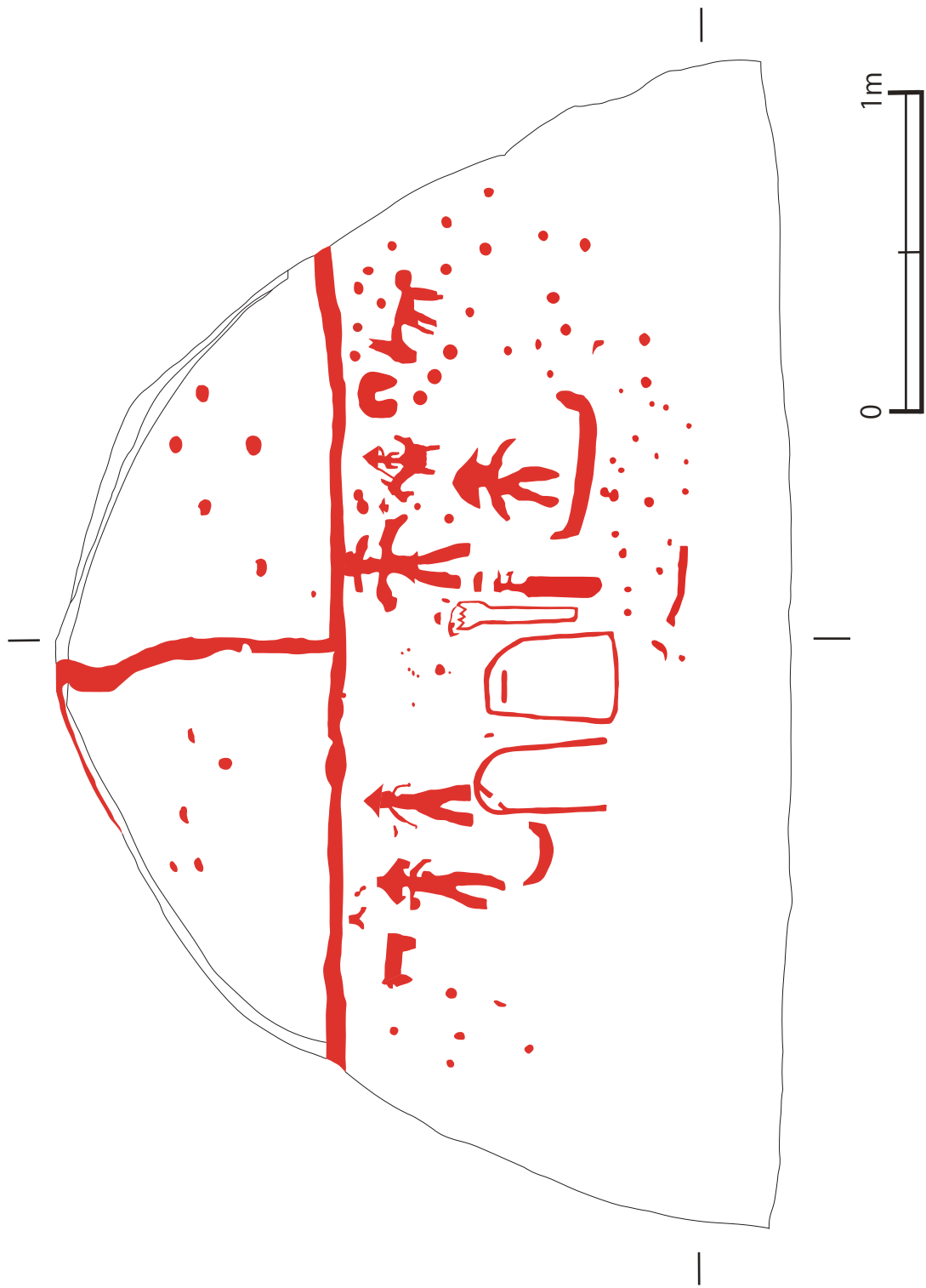
共 通…梁・桁・束・軒（一部）の家表現

奥 壁…帽子を被る人物 4、騎馬人物、動物（シカか）、動物（イノシシか）、鞆、舟 2、鞆、  
大刀、盾 2、梁線上部に珠文複数、梁線下部に珠文多数、その他

左側壁…家表現のほか珠文複数

右側壁…家表現のほか奥壁との接界部付近に珠文複数

前 壁…家表現のほか玄門上部に珠文複数



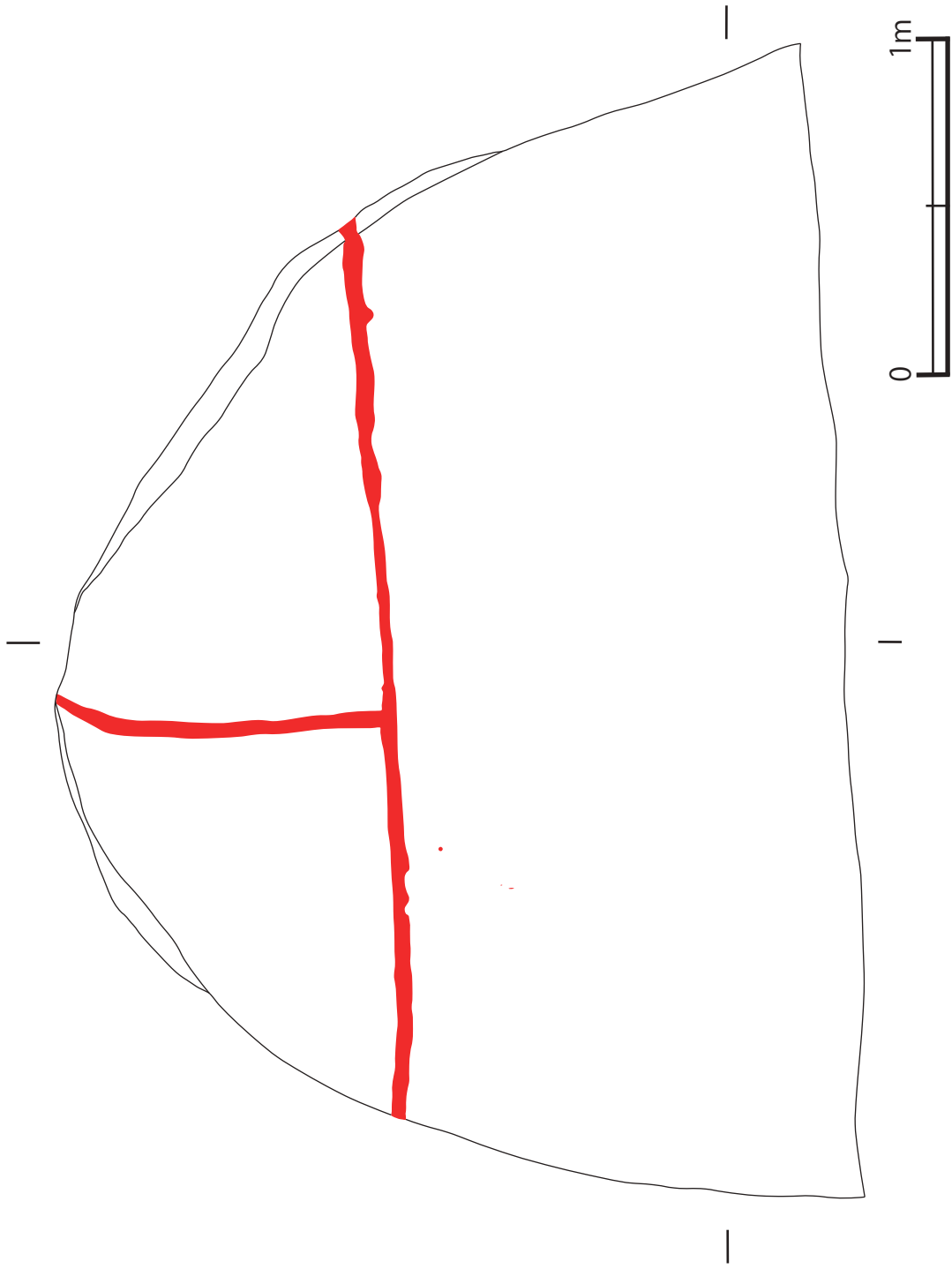
第3-24图 乙群83号横穴墓壁画实测图 奥壁 (S=1/20)



第3-25图 Z群83号横穴墓壁面实测图 前壁 (S=1/20)



第3-26图 Z群83号横穴墓壁画实测图 右侧壁 (S=1/20)



第3-27图 Z群83号横穴墓壁画实测图 左侧壁 (S=1/20)



奥壁



床面



左側壁



右側壁



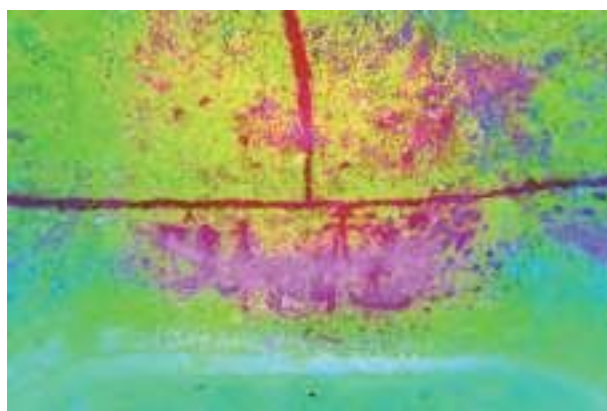
前壁



天井（上が奥壁側）



奥壁拡大



奥壁拡大 (iDStretchによる色彩補正)

第3-28図 Z群83号横穴墓壁画写真



人物①



人物②③



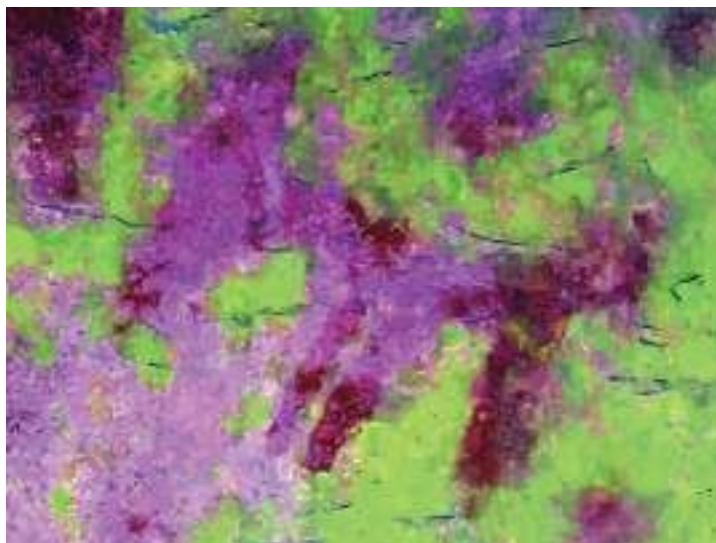
騎馬人物



盾・韌・大刀



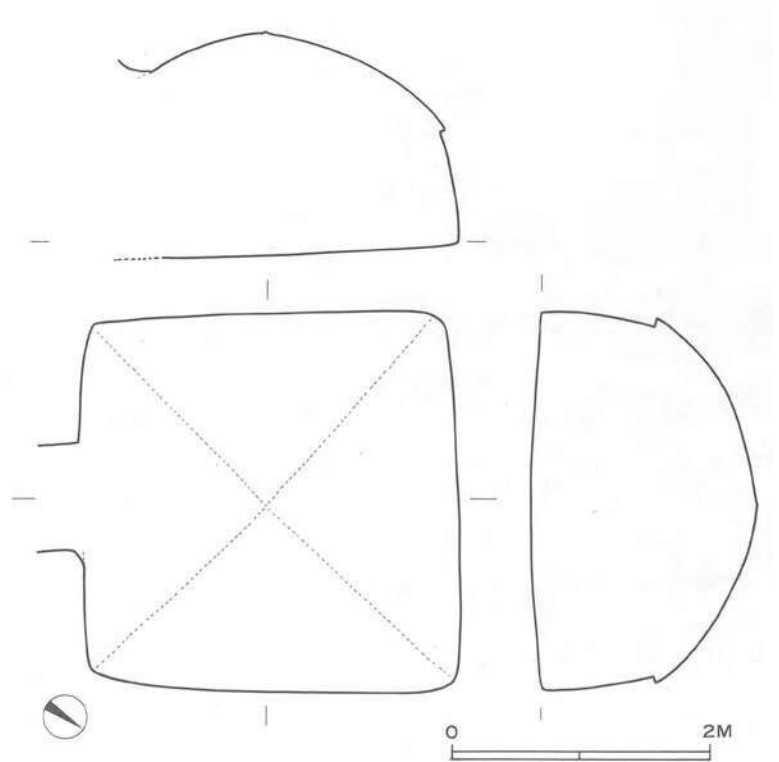
人物④と舟



動物（シカか）

第3-29 図 Z群 83号横穴墓壁画写真（iDStretchによる色彩補正）

なお、83号横穴墓が属するZ群に隣接するY群には、83号横穴墓と同様の家形の横穴墓が複数確認できる。特にY群14号横穴墓は家形の宝形造で、軒回りを掘り込みで表現し、整形された玄室を有する。清戸迫横穴墓群において家形の横穴墓は、現時点ではY群とZ群にしか確認されておらず、群中における特徴の1つといえる。昭和42年(1967)に調査されたα群、β群、Σ群の53基の横穴墓はその大半がドーム形であり、粗雑な造りのものが多かった。これに対し、Y群、Z群の横穴墓は83号横穴墓のように規模の大きな横穴墓が確認できる点や家形の横穴墓



第3-30図 14号横穴墓実測図(双葉町教委1985)

が複数基確認できる点、谷の入口に造営されている点等からも清戸迫横穴墓群において最初に横穴墓が造営された地点と考えられる。具体的な調査は実施されていないが、これらの群中を中心に、装飾壁画を持つ横穴墓が清戸迫横穴墓群には他にも存在する可能性がある。

## 第6節 保存整備事業

### (1) 指定後の保存事業

発見後、76号横穴墓ではトタン小屋を設置し簡易的な保存を図ったが、恒久的な保存施設の建設の目途は立っておらず、適切な保存環境の整備が急務であった。崖に位置することになった横穴墓へは壁画観察のために階段や足場を整備する必要があったことに加え、当時は装飾古墳の保存についてまだ研究途上であったこともあり、76号横穴墓における保存環境の整備は当初から大きな課題となった。

このため、昭和44年(1969)に玄室前に踊り場とそこへ向かうための階段を建設し、保存管理を進めるための土台を整備した。昭和45年(1970)にはガラス密閉式保存施設を建設し、壁画の本格的な保存が図られた。ガラス密閉式保存施設の建設は、全国の装飾古墳においても先駆的な事例として注目できる。しかし、昭和60年(1985)頃から前庭部(前室)への雨漏りが顕著になったため昭和61年(1986)に保存施設の改修が行われた。雨漏りの原因は、昭和45年(1970)の整備で横穴墓周囲は芝張を行い環境美化が図られたが、その継続的な手入れがされなかったため十数年の間に成長した樹木の根が保存施設外壁の下部まで伸びたことなどであった。このため、保存施設背後を岩盤まで掘り下げ、そこにコンクリート壁を設置することで雨水の侵入を防ぐ対策を実施した。また、保存施設の扉を開けると自然光が玄室内に侵入することも問題となっていたため、踊り場に新たに観察室を増設した。



第3-31図 トタン小屋設置後の様子（1967年頃）



第3-32図 壁画保存に関わる新聞記事『河北新報』昭和43年（1968）12月4日



第3-33図 保存施設建設（1970年）



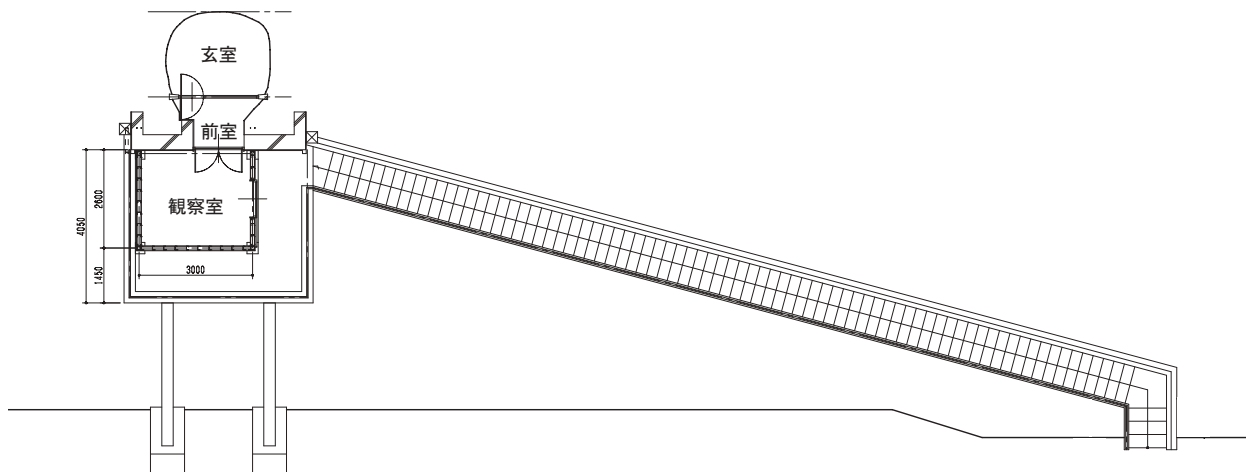
第3-34図 密閉ガラス



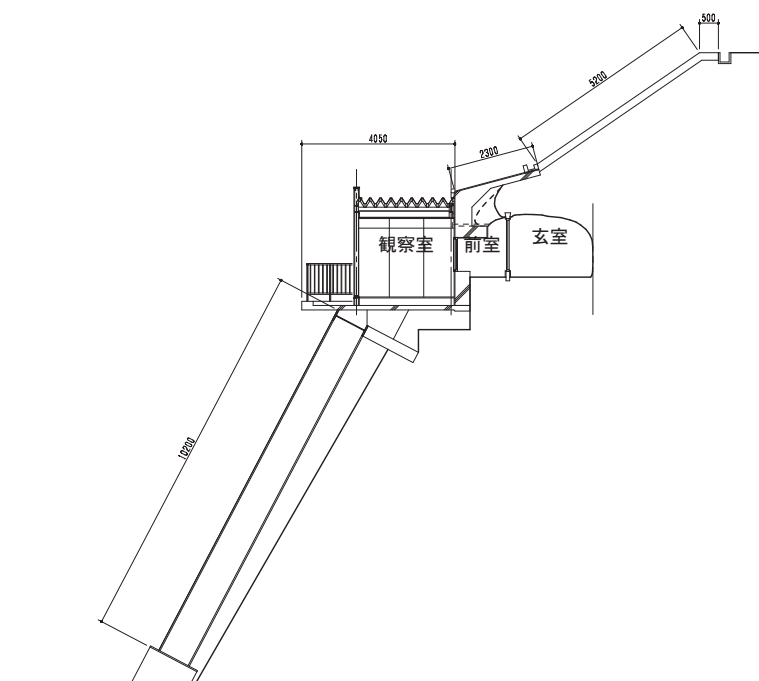
第3-35図 観察室増設（1986年）



第3-36図 斜面被覆整備（1986年）



平面図



断面図

第3-37図 保存施設図面 (S=1/200)

平成8年(1996)から平成10年(1998)にかけては壁画の下部に表出している黒色物質等の調査が東京国立文化財研究所の朽津信明氏を中心に行われた。調査の結果、黒色物質はカビではなくマンガン系の析出物であることが明らかとなった。床面から30cm程の上部にはほぼ水平で分布していることから、かつてその線上まで埋没していた際に形成されたもので、床面が掘り下げられた現状においては進行する要素は存在しなくなったと考えられ、除去を急ぐほどではないとの結論に至った。



第3-38図 黒色物質の発生状況

## (2) 中断した国庫補助事業

平成 19 年（2007）の白色物質の表出を受け、平成 20 年（2008）に文化庁と今後の方向性についての協議を行い、施設的环境保全対策を平成 21 年度から 3 年計画で実施することとした。保存施設の改修完了後は、背後の山上墳（清戸迫古墳群）の整備も予定していた。



第 3-39 図 白色物質の発生状況（2008 年）

### ア. 平成 21 年度

初年度は指導委員会を設置し、環境基礎調査として下記の事業を行った。

#### ○指定地内地形測量調査

指定範囲の地形的特徴を把握するための測量調査を実施した。また、古墳群の位置を確認するため指定範囲に位置する 4 号墳のほか、3 号墳、8 号墳も調査範囲に含めた。

#### ○遺構測量調査

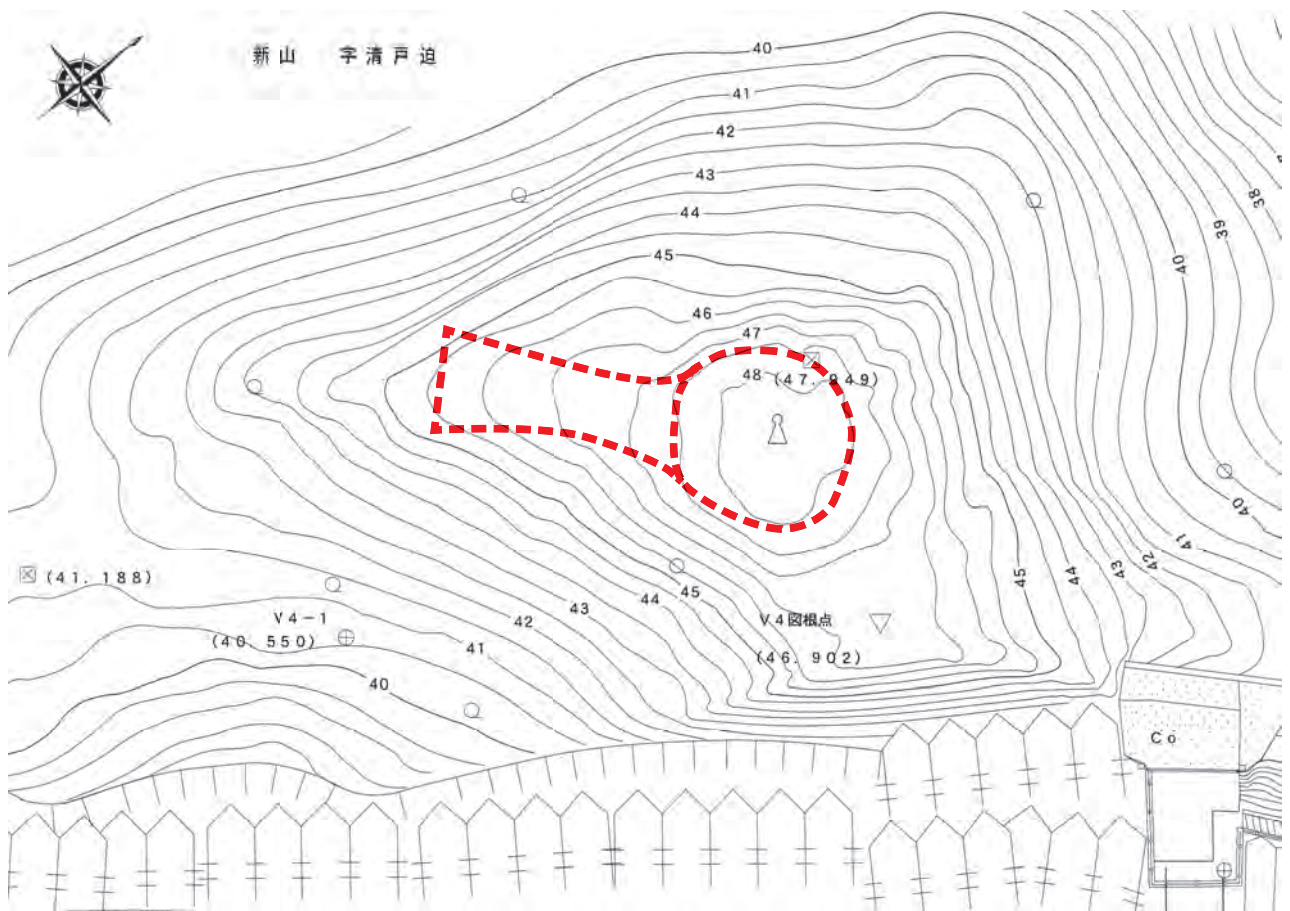
76 号横穴墓の構造と壁画の正確な情報を得るため、デジタル測量を実施した。

#### ○岩盤水分量測定

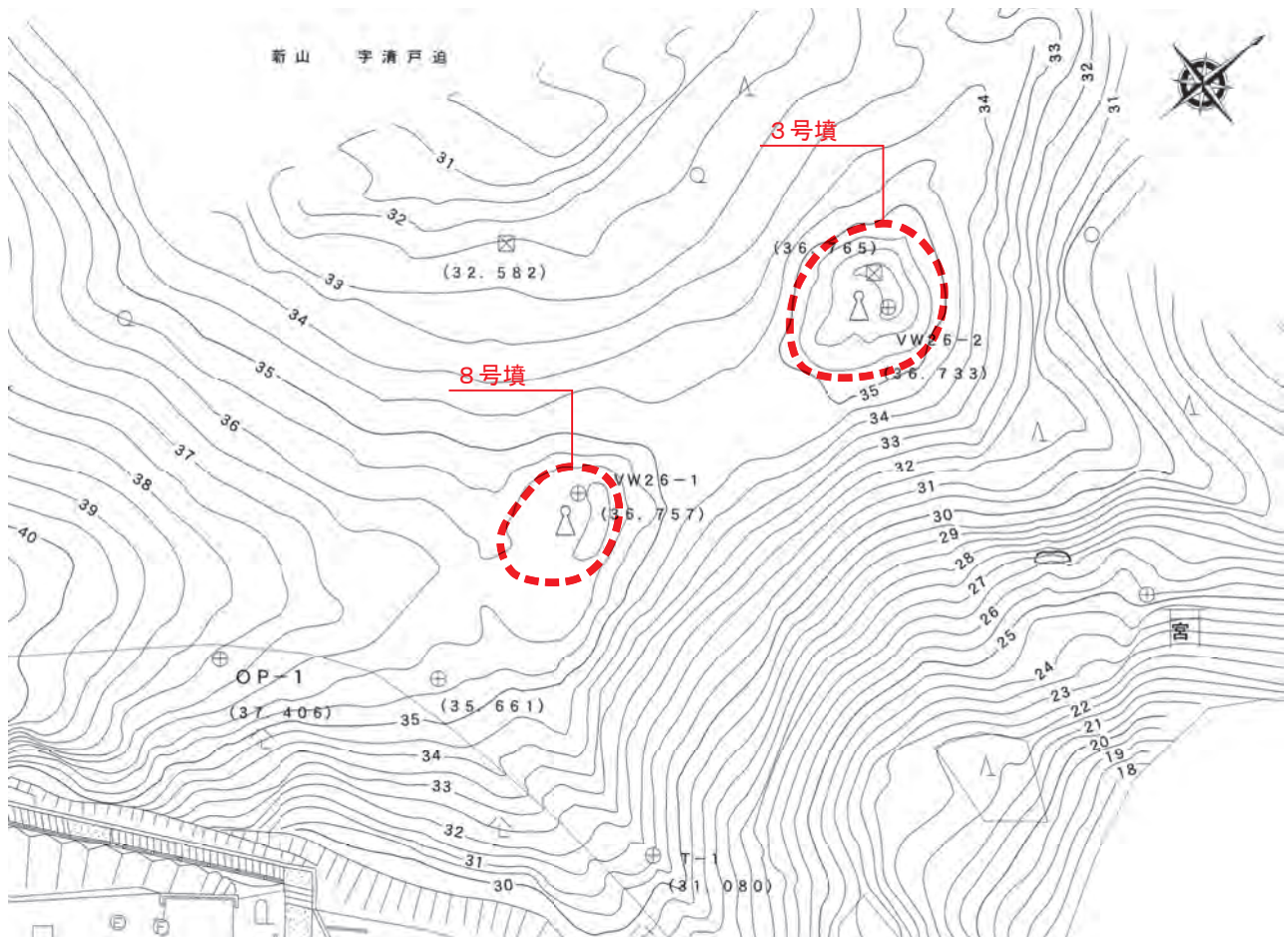
横穴墓が掘られている岩盤の状態について、年間を通して水分量の変化を測定した。

#### ○温室度測定器設置

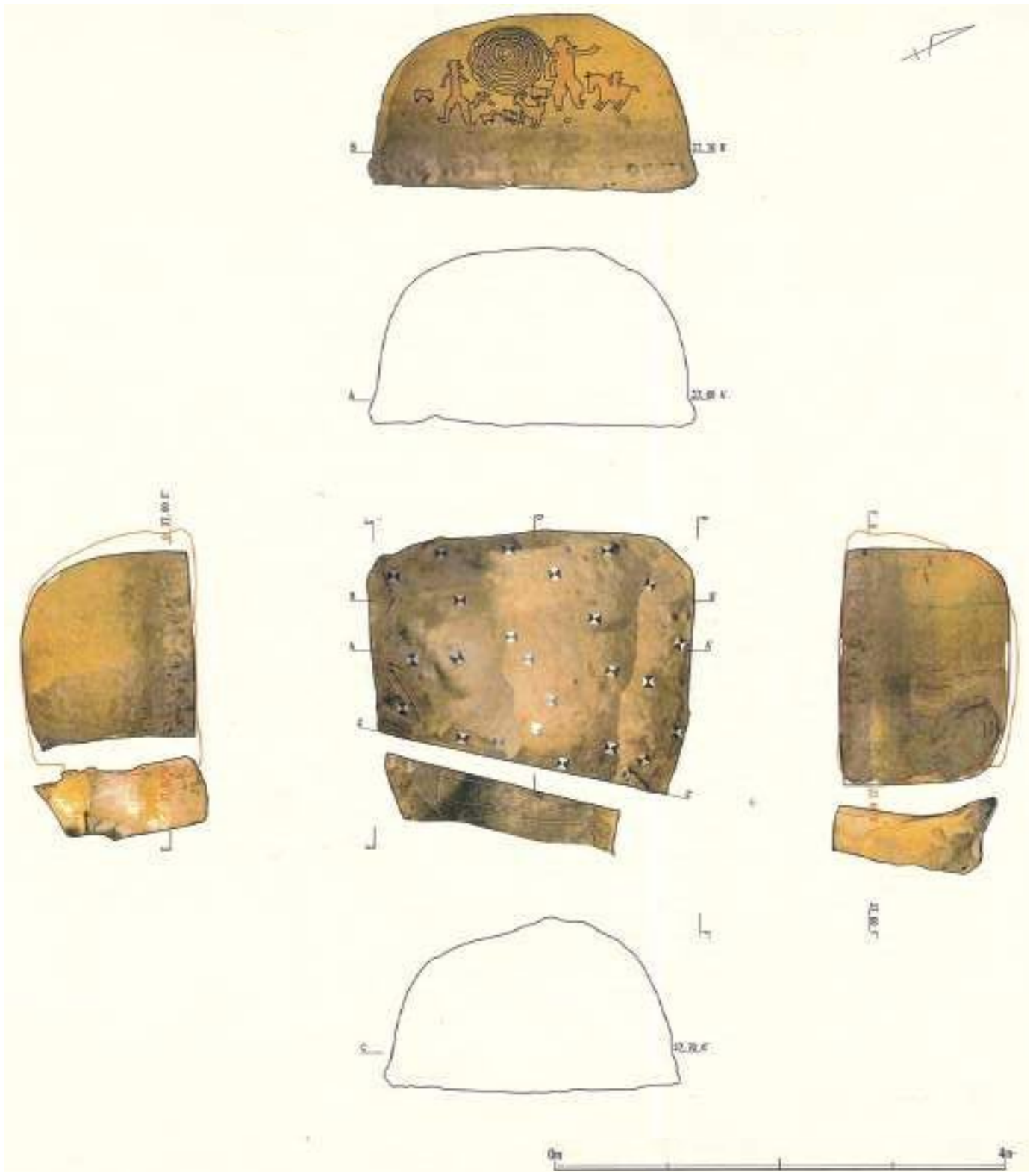
玄室内、前室（昭和 45 年建設部分）、観察室の 3 カ所に温湿度測定機器を設置し、年間を通して観察できる環境を整備した。この 3 カ所には現在も温湿度測定機器を設置し、観察を続けている。



第3-40图 清戸迫古墳群4号墳測量図 (S=1/400)



第3-41图 清戸迫古墳群8号墳、3号墳測量図 (S=1/400)



第3-42图 76号横穴墓玄室展開図 (S=1/50)



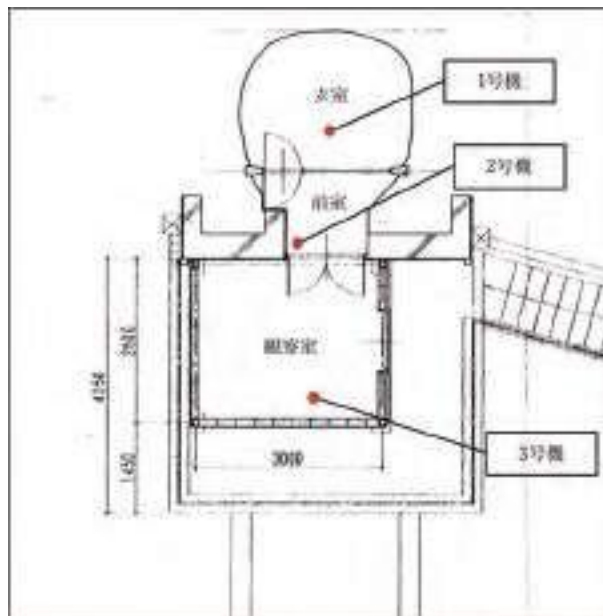
第3-43图 76号横穴墓壁画立面图 (S=1/20)



第3-44图 76号横穴墓壁画立面图 (S=1/20)



第3-45図 岩盤水分量測定機器設置

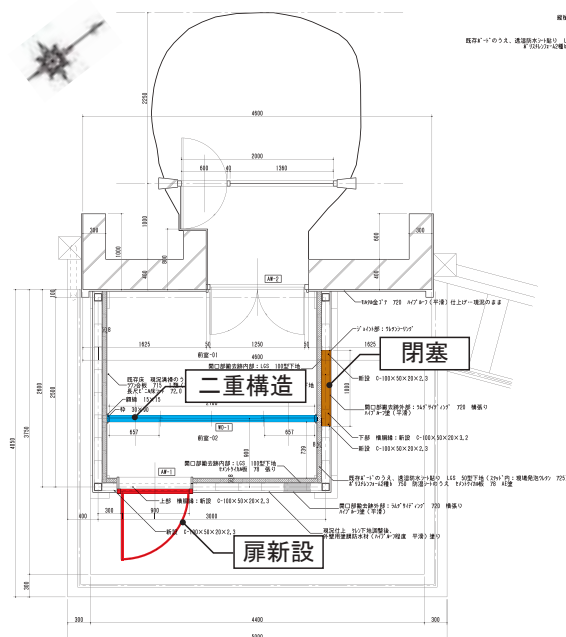


第3-46図 温湿度測定機器設置

### イ. 平成 22 年度

保存施設のうち昭和 61 年（1986）に増設した観察室を改修することとした。既存の骨材を活用した改修とし、玄室内の環境を安定させることを主目的とした。具体的には観察室の屋根と壁には断熱を入れて外気の影響を抑え、観察室を二重構造にする予定であった。二重構造にすることで玄室内の環境をより安定させるとともに、片方は一般公開の際に清戸迫横穴の解説空間として活用することが検討された。この際に、現在の観察室の入口にある引き戸は撤去し、東側に片開き戸を新設することとした。現在壁画保存のために設置している梱包材は、この改修工事が完了するまで簡易的に設置したものである。

しかし、平成 23 年（2011）3 月 12 日の福島第一原子力発電所の事故を受け、当町では同日中に福島県川俣町へ全町避難を行った。清戸迫横穴は原発から直線距離で約 3 km に位置しており、立入りを禁止する警戒区域（後に帰還困難区域）に指定された。清戸迫横穴では平成 23 年（2011）2 月 28 日に保存施設の改修工事に着手した直後であったが、立入り制限により工事の完成が困難となり、事業は中断となった。改修工事は観察室の屋根と外壁の洗浄完了に留まり、全体の 8.15% までしか進めることができなかった。なお、全町避難後、初めて現地確認を実施できたのは約 6 カ月後の 9 月 28 日であった。



第3-47図 保存施設改修予定箇所 (S=1/100)



第3-48図 福島第一原子力発電所との位置関係



第3-49図 全町避難後の現地確認（2011年11月）

### ウ.平成23年度

保存施設のうち劣化した密閉ガラスと亀裂が入った施設背後のコンクリート壁の改修等が予定されていた。ガラスは結露防止のためにペアガラスを導入し、亀裂のあるコンクリートは全て研り、新たに打設することが検討されていた。

### (3) 全町避難下における保存事業

全町避難により定期的な観察は困難となったが、適切な保存環境の維持は必須であるため、平成25年（2013）2月に指導委員会を再開し、その指導の下で可能な範囲の保存事業を実施してきた。

平成25年（2013）3月には外部からの雨水、昆虫等の侵入を防止するため観察室内の換気扇を閉塞し、屋根や巾木等の隙間のコーキングを行った。平成26年（2014）には震災前より課題となっていた玄室内へ侵入する樹根の本体となる樹木（ネコヤナギ）を特定し、伐採後、枯渴剤を挿入した。また、保存施設背後の亀裂の入ったコンクリート壁のコーキングも行い、ほぼ全面に防水シートを敷設した。



第3-50図 全町避難後の保存施設



第3-51図 巾木の劣化状況



第3-52図 巾木のコーキング



第3-53図 樹根の本体特定



第3-54図 枯渴剤の挿入



第3-55図 コンクリート壁のコーキング



第3-56図 防水シート敷設

#### (4) 東北大学による3次元計測

平成29年(2017)東北大学学術資源研究センター総合学術博物館の支援により清戸迫横穴の3次元計測を行った。清戸迫横穴は帰還困難区域に最後まで残されていた史跡であり、日常的な観察は困難であった。こうした状況を考慮し、今後の不測の事態に備えて精細なデータを得るとともに、得られたデータは現地見学に代わる新たな見学方法として活用し、町民の帰属意識の醸成等に役立てることが検討された。



第3-57図 東北大学による3次元計測

第3-3表 保存事業の経過

時 期	事業主体等	概 要
昭和44年（1969）	双葉町教育委員会	玄室前に踊り場と階段を建設（国庫補助事業）
昭和45年（1970）	双葉町教育委員会	ガラス密閉式保存施設を建設（国庫補助事業）
昭和52年（1977）	新井英夫	壁画の状況調査
昭和58年（1983）	小町谷朝生	彩色調査
昭和61年（1986）	双葉町教育委員会	観察室増設（国庫補助事業）
平成8年（1996） ～平成10（1998）	朽津信明、三田直樹ほか	黒色物質の調査等
平成19年（2007）	双葉町教育委員会	白色物質の表出確認
平成20年（2008）	双葉町教育委員会	階段手すりの防錆塗装実施
	文化庁	壁画の状況調査
	朽津信明	白色物質の調査
平成21年（2009）	双葉町教育委員会	3年計画の保存事業に着手 指導委員会設置、指定地内地形測量、遺構測量、岩盤水分量測定、温湿度測定
平成22年（2010）	双葉町教育委員会	保存施設の耐震診断実施
平成23年（2011）	双葉町教育委員会	保存施設の改修に着手したが、原発事故に伴う全町避難により中断
		9月28日、全町避難後初めての現地確認
平成24年（2012）	文化庁、 福島県教育委員会、 双葉町教育委員会	警戒区域に所在することになった清戸迫横穴の保存環境等に関する現地確認
平成25年（2013）	双葉町教育委員会	玄室内の樹根切除
		東京文化財研究所において指導委員会再開
		換気扇を閉塞、天井、巾木等の隙間をコーキング
平成26年（2014）	双葉町教育委員会	樹根の本体となる樹木の枯渇作業 施設背後のコンクリート壁に防水シート敷設
平成28年（2016）	西浦忠輝	指導委員会を代表して会長が全町避難後初めて現地確認
平成29年（2017）	双葉町教育委員会	東北電力に依頼し、保存施設内の電源復旧
	東北大学、双葉町	76号横穴墓及び周辺の3次元計測
	双葉町教育委員会	携帯端末による遠隔データ取得温湿度測定システム設置
令和元年（2019）	環境省	指定範囲の一部を除染
令和4年（2022）	双葉町教育委員会	説明板修繕
		史跡範囲の避難指示解除
令和5年（2023）	環境省	指定範囲の一部を除染
令和6年（2024）	環境省	指定範囲の除染完了、清戸迫古墳群所在範囲の一部を除染

## 第4章 史跡の本質的価値

### 第1節 史跡の本質的価値

#### (1) 迫地形に造営された古墳群と東日本最大級の横穴墓群

史跡指定範囲一帯には、清戸迫と呼ばれる大規模な迫地形が形成されている。迫地形とは谷が樹枝状に広がる福島県浜通り地方特有の地形である。前田川流域に位置する清戸迫では、1つの入口を共有する大規模な迫地形を埋め尽くすように古墳群と横穴墓群が同時かつ密集して造営されており、造墓形態においても特筆する事例である。確認数は現時点で31支群304基に及び、東日本最大級の横穴墓群である。

#### (2) ひとまとまりの横穴墓群における複数の装飾横穴墓

彩色による具象的な意匠を有することが明らかになった装飾横穴墓は、76号横穴墓と83号横穴墓の2基に及び、ひとつのまとまりを有する横穴墓群において、複数の装飾横穴墓を含むという特異性がある。

#### (3) 清戸迫古墳群との関係性

清戸迫古墳群は消滅した古墳も含め、30基が確認されている。古墳造営と連続する横穴墓と位置付けられることから、後背墳丘の可能性を含め、東日本最大級の横穴墓群が成立する過程を追うことができるという特徴を備える。

#### (4) 東日本を代表する装飾壁画

76号横穴墓の装飾壁画は、中央の渦巻文を中心に冑または冠帽をかぶった2人の人物、乗馬している人物、動物に向け矢を射る狩猟を思わせる様子が赤色顔料を用いて描かれ、保存状態も極めて良好である。特に乗馬の表現は東日本の装飾古墳における意匠としては珍しく、狩猟という行為と合わせ、人を含む具象的な描写は当時の死生観をよく表現している。

また、特徴的な渦巻文と結合した人物の高さは74cmあり、これは古墳時代の壁画に描かれた人物像としては最大である。渦巻文と人物が結合するという呪術的な表現も清戸迫横穴ならではの特徴である。こうした地域の死生観を如実に示す図像は、東日本の古代史を理解するうえでの学術的価値は高い。

#### (5) 類例のない木製品が出土した横穴墓

76号横穴墓とともに発見された77号横穴墓からは、日本国内で類例のない鋸歯状木製品が出土している。この木製品の用途は定かでないが、中国西域のシャーマンが「渾脱こんだつの舞」で使用する法器とする研究成果もあり、清戸迫横穴墓群を考えるうえで重要な遺物である。また、この特徴的な遺物が76号横穴墓に近い横穴墓から出土した点も留意しなければならない。

### 第2節 史跡の副次的価値

#### (1) 震災を乗り越えて良好な状態で残された装飾壁画

極めて良好な状態の壁画であることは第1節でも述べたが、全国の装飾古墳においても早い段階でガラス密閉式保存施設を建設し、その後約60年間劣化させることなく保存してきた。東日本の装飾古墳におけるガラス密閉式保存施設としては、清戸迫横穴が最も早く建設されて

おり、東日本の装飾古墳保存の歴史においても大きな画期となった。昭和50年（1975）に壁画のスケッチに訪れた画家の利根山光人氏は「この彩画はガラスケースで密閉され、九州にくらべると、はるかに保護施設がゆきとどいている」と述べており（利根山1976）、装飾古墳の保存方法として当時は印象的だったことがうかがえる。

その後、全町避難により日常的な観察が不可能となった状況においても、壁画の適切な保存環境の整備を可能な範囲で実施し、現在も発見当時の鮮やかな装飾を認識できる状態を維持している。当町は原子力災害下における史跡、装飾古墳の保存という先例のない取組を余儀なくされたが、こうした困難な状況下でも地域の貴重な文化遺産を守り抜いたという事実は、文化財保護の歴史でも重要な事例と位置付けられる。これらの保存事業は、町教委が主体となって取組んできたが、関係機関、町民等多くの人々の支援があつて全町避難中も継続することができた。これら経年の保存事業自体も、清戸迫横穴への関心の強さを示すものとして価値があり、今後も継続・発展させていく必要がある。

## （2）町の象徴としての価値

明瞭で躍動感のある壁画は、『双葉町民の歌』をはじめ町内のマンホールや解体された町体育館の緞帳にデザインされるなど、地域の貴重な財産として日常の営みの中に根付いてきた。復興事業を推し進め、新たなまちづくりを展開している当町において、今後も双葉町らしさを示すものの1つとして貴重な存在である。



第4-1図 マンホール



第4-2図 緞帳

## 第3節 構成要素の特定

史跡を構成する諸要素において、装飾壁画を持つ76号横穴墓が核であることは明確であるが、その本質的価値を構成する要素およびそれ以外の要素が指定地内外に広く分布している。

### （1）指定地内において本質的価値を構成する要素

#### ア．地表面観察で確認できる遺構

76号横穴墓、77号横穴墓、清戸迫古墳群4号墳（前方後方墳または前方後円墳）、5号墳（自然地形か）



第4-3図 76号横穴墓壁画



第4-4図 77号横穴墓



第4-5図 清戸迫古墳群4号墳



第4-6図 清戸迫古墳群5号墳

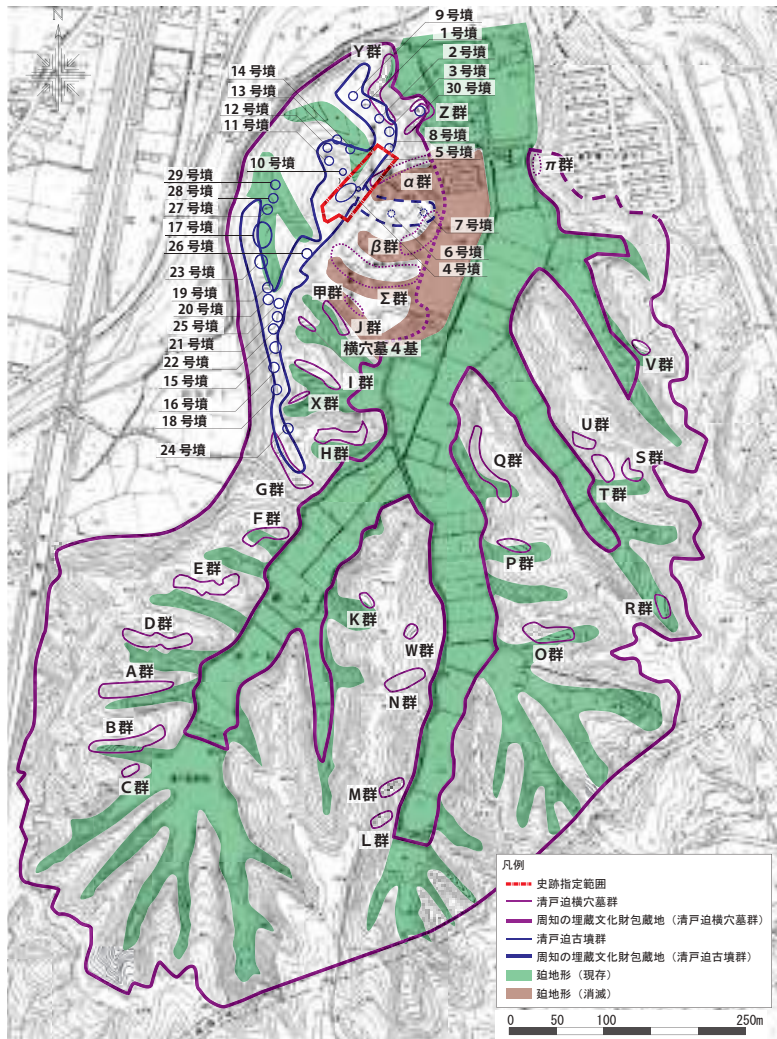
#### イ. 横穴墓が造営された「迫」地形

清戸迫横穴墓群は「迫（さく・ざく）」と呼ばれる谷地形に造営されている。迫は谷地形が樹枝状に形成されたもので、福島県浜通り地方の特徴的な地形である。当町には52カ所の迫地名とこれに似た沢地名も31カ所確認できる。横穴墓の多くはこの迫地形の斜面に造営されており、町内の横穴墓群の大半も名称に「迫（迫）」が付いている。

また、各迫では農業用の溜池が築かれ、底地部は水田として利用されてきた。現在も当町をはじめ近隣自治体では迫地形を活かした同様の農村景観が残されており、地域の歴史を伝える景観として貴重である。特に史跡範囲を含む清戸迫の大規模な迫地形は、東日本最大級の横穴墓群が造営された当時の自然環境を、地域の貴重な農村景観を維持したまま良く残しており、特徴的である。



第4-7図 迫地形



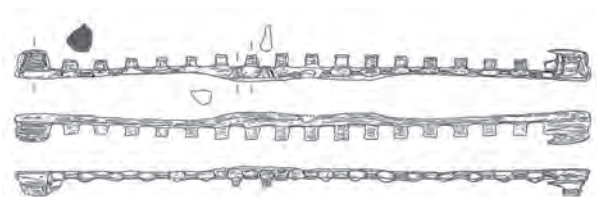
第4-8図 構成要素配置図1  
(清戸迫横穴墓群・清戸迫古墳群と迫地形) S=1/8,000

ウ. 指定地内からの出土遺物

鋸歯状木製品等



第4-9図 鋸歯状木製品 (77号横穴墓出土)



第4-10図 鋸歯状木製品実測図 (双葉町教委 1985)

エ. 地下に埋蔵された遺構・遺物

### (3) 指定地内におけるその他の要素

#### 指定地内において保存活用に資する要素

##### ア. 保存施設

昭和44年(1969)から昭和45年(1970)にかけて壁画保存のために建設されたもので、これが清戸迫横穴における史跡整備の第1歩となった。昭和61年(1986)には観察室が増設され、現在の保存施設が完成した。これらは、現在も壁画の保存に欠かすことのできない設備である。



第4-11 図 保存施設



第4-12 図 保存施設への階段

### (4) 指定地外における本質的価値を構成する要素

#### ア. 地表面観察で確認できる遺構

##### ○清戸迫横穴墓群(31支群304基以上)

※ $\alpha$ 群、 $\beta$ 群、 $\Sigma$ 群、甲群は調査後消滅。 $\pi$ 群は3基存在したことが記録されているのみで詳細は不明である。 $\alpha$ 群～Z群の基数は『清戸迫横穴墓群』(双葉町教委1985)による。ただし、F群については、『清戸迫横穴墓群』では7基としているが『双葉町史』には8号横穴基まで写真が掲載されており、少なくとも8基は存在する可能性が高い。

- ・ $\alpha$ 群(9基、76～77号横穴墓除く)、 $\beta$ 群(12基)、 $\Sigma$ 群(30基)、 $\pi$ 群(3基)、A群(16基)、B群(14基)、C群(2基)、D群(12基)、E群(11基)、F群(7基)、G群(13基)、H群(19基)、I群(8基)、J群(8基)、K群(2基)、L群(3基)、M群(7基)、N群(8基)、O群(9基)、P群(9基)、Q群(25基)、R群(2基)、S群(9基)、T群(12基)、U群(6基)、V群(4基)、W群(1基)、X群(4基)、Y群(25基)、Z群(11基)、甲群(1基)



第4-13 図 G群6号横穴墓



第4-14 図 H群14号横穴墓

このうち、A群7号横穴墓とZ群84号横穴墓では線刻壁画が確認されている。84号横穴墓については、従来から玄門左壁に線刻の存在が指摘されているが、意匠が不明確であり、現時点で横穴墓造営時のものかは判断できない。



第4-15図 I群3号横穴墓



第4-16図 J群4号横穴墓



第4-17図 Y群17号横穴墓



第4-18図 Z群84号横穴墓（線刻部分）

○清戸迫古墳群（30基）

※6号墳、7号墳は調査後消滅。

- ・1号墳（円墳）、2号墳（円墳）、3号墳（円墳）、6号墳（円墳）、7号墳（円墳）、8号墳（円墳）、9号墳（方墳か）、10号墳（円墳）、11号墳（円墳）、12号墳（円墳）、13号墳（円墳）、14号墳（円墳）、15号墳（円墳）、16号墳（円墳）、17号墳（前方後円墳）、18号墳（円墳）、19号墳（円墳）、20号墳（円墳）、21号墳（円墳）、22号墳（円墳）、23号墳（方墳）、24号墳（円墳）、25号墳（円墳）、26号墳（円墳か）、27号墳（円墳）、28号墳（円墳か）、29号墳（円墳か）、30号墳（円墳）



第4-19図 清戸迫古墳群1号墳



第4-20図 清戸迫古墳群2号墳



第4-21図 清戸迫古墳群3号墳



第4-22図 清戸迫古墳群8号墳



第4-23図 清戸迫古墳群9号墳



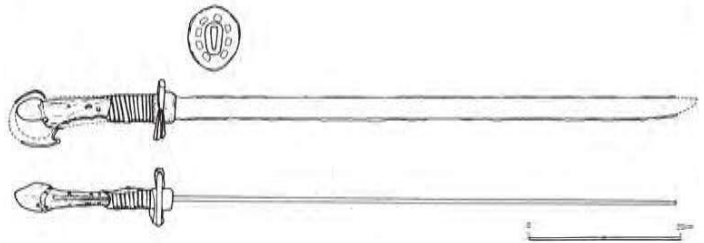
第4-24図 清戸迫古墳群11号墳

## イ. 出土遺物

Y群8号横穴墓からは第3章でも述べたように頭椎大刀及び小札甲片、鉄斧等が出土している。論文等でも取り上げられており（横須賀倫達 2017「双葉郡清戸迫8号横穴出土遺物の研究 I」『福島考古』第58号、福島県考古学会 等）、清戸迫横穴墓群でも代表的な遺物である。



第4-25図 頭椎大刀（8号横穴墓出土）



第4-26図 頭椎大刀実測図（双葉町1984）

## ウ. 地下に埋蔵された遺物・遺構

昭和42年（1967）にも調査と工事を進める中で事前の分布調査では確認できなかった横穴墓が22基発見された。その後、甲群も工事中に発見されたことから、埋没している横穴墓も多数存在すると考えられる。

### (3) 指定地外におけるその他の要素

指定地外において史跡の保存活用に資する要素

- ア. 石碑
- イ. 解説板
- ウ. 案内標柱
- エ. 清戸迫古墳群への遊歩道（木製階段）

価値に関連しない要素

- ア. 双葉南小学校旧校舎

現在校舎自体は学校施設として利用されていない。校舎内には震災当時の状況が一部残されている。



第4-27図 石碑



第4-28図 解説板



第 4-29 図 案内標柱



第 4-30 図 清戸迫古墳群への遊歩道（木製階段）



第 4-31 図 双葉南小学校旧校舎

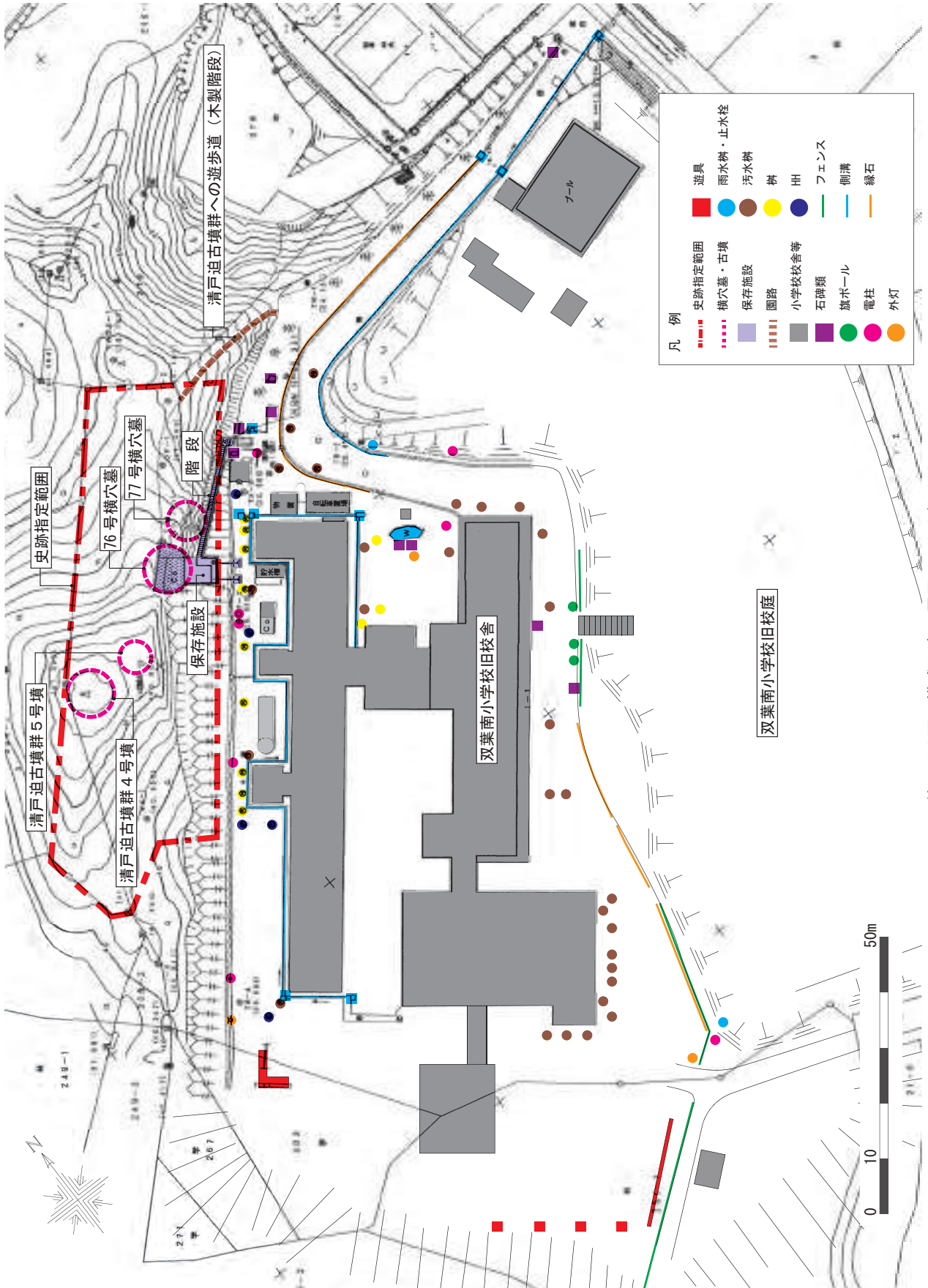
第4-1表 構成要素一覧

指定地内において本質的価値を構成する要素	
ア. 地表面観察で確認できる遺構	
	76号横穴墓、77号横穴墓、清戸迫古墳群4号墳、5号墳
イ. 横穴墓が造営された「迫」地形	
ウ. 指定地内からの出土遺物	
	鋸歯状木製品等
エ. 地下に埋蔵された遺構・遺物	

指定地内におけるその他の要素	
	指定地内において保存活用に資する要素
	ア. 保存施設

指定地外における本質的価値を構成する要素	
ア. 地表面観察で確認できる遺構	
	○清戸迫横穴墓群 (31支群304基以上)
	α群 (9基、76~77号横穴墓除く)、β群 (12基)、Σ群 (30基)、π群 (3基)、A群 (16基)、B群 (14基)、C群 (2基)、D群 (12基)、E群 (11基)、F群 (7基)、G群 (13基)、H群 (19基)、I群 (8基)、J群 (8基)、K群 (2基)、L群 (3基)、M群 (7基)、N群 (8基)、O群 (9基)、P群 (9基)、Q群 (25基)、R群 (2基)、S群 (9基)、T群 (12基)、U群 (6基)、V群 (4基)、W群 (1基)、X群 (4基)、Y群 (25基)、Z群 (11基)、甲群 (1基)
	○Z群83号横穴墓
	赤彩による装飾壁画：玄室の奥壁、側壁、天井の各壁面
	○清戸迫古墳群 (30基)
	1号墳、2号墳、3号墳、6号墳、7号墳、8号墳、9号墳、10号墳、11号墳、12号墳、13号墳、14号墳、15号墳、16号墳、17号墳、18号墳、19号墳、20号墳、21号墳、22号墳、23号墳、24号墳、25号墳、26号墳、27号墳、28号墳、29号墳、30号墳
イ. 出土遺物	
	頭椎大刀、小札甲片、鉄斧等
ウ. 地下に埋蔵された遺物・遺構	

指定地外におけるその他の要素	
	指定地外において史跡の保存活用に資する要素
	ア. 石碑、イ. 説明版、ウ. 案内標柱、エ. 清戸迫古墳群への遊歩道 (木製階段)
	価値に関連しない要素
	双葉南小学校旧校舎等



第4-34図 構成要素配置図2 S=1/1,000

## 第5章 大綱（基本方針）

清戸迫横穴は、彩色壁画を持つ76号横穴墓が史跡指定を受けているが、その指定範囲は76号横穴墓1基のみではなく、77号横穴墓と清戸迫古墳群4～5号墳も含まれている。周知の埋蔵文化財包蔵地では、清戸迫横穴墓群と清戸迫古墳群の2件が該当するが、第4章の本質的価値を踏まえ、本計画では両者の関係性を意識し、一体的に取扱う。

また、本計画策定の目的は、清戸迫横穴を当町における文化的復興の先駆けとすることを第1章で示した。76号横穴墓やその周辺に分布する横穴墓群、古墳群それらが造営された大規模な迫地形は、当町の歴史を如実に示しており、これらは学術的価値に加え、震災により町の景観が変わった当町において、歴史的景観を変わず体感できる貴重な空間である。このため、今後の復興事業と有機的な連携を図ることで、当町の活性化に寄与できると考える。

以上の点より、清戸迫横穴の大綱を下記のとおり示す。

### 1. 76号横穴墓の確実な保存

昭和42年（1967）の発見以来、震災を乗り越えて現在も町の象徴の1つとして親しまれている。76号横穴墓壁画の適切な保存に努め、確実に後世に継承する。

### 2. 追加指定に向けた調査の実施

原子力災害という他地域では事例のない課題を抱えているが、横穴墓群、古墳群が密集して造営された本質的価値を伝えるためにも計画的な調査を実施し、関係性や各遺構の学術的価値を明らかにしたうえで追加指定を目指す。

### 3. 清戸迫横穴墓群の成立過程の解明

清戸迫横穴墓群は、全体で300基以上の横穴墓が確認されており、群中には彩色壁画や線刻壁画を持つ装飾横穴墓も複数確認できるなど学術的にも重要な遺跡と位置付けられる。今後、各横穴墓の計画的な調査を実施し、装飾横穴墓や膨大な横穴墓群が造営された背景を明らかにする。

### 4. 双葉町の歴史を体感できる活用

震災前と変わらず厳然と存在し続ける76号横穴墓壁画や横穴墓群、古墳群、自然環境は、今後新たなまちづくりを展開していくうえで、当町の歴史的魅力を発信する重要な役割を果たすと考えられる。史跡一帯の活用の重要性を全庁的に共有し、関係機関等とも連携しながら本質的価値、副次的価値を適切に保存するとともに、それらを現地で体感でき、町民等が清戸迫横穴への理解を深められる活用を目指す。

## 第6章 保存（保存管理）

### 第1節 保存（保存管理）の課題

#### （1）保存（保存管理）の現状

壁画のある76号横穴墓は、指定後の昭和44年（1969）、昭和45年（1970）、昭和61年（1986）に建設、増築した保存施設内で管理し、文化財担当職員や研究機関による視察を実施する以外は完全に密閉されており、現在も良好な状態を維持している。町教委では毎月温湿度の測定を行い、目視による観察も定期的実施している。また、史跡指定面積2,336㎡のうち令和7年度現在で2,077.66㎡が町有地となっており、遺構の大部分が町有地内に位置している。しかし、指定地内に所在する77号横穴墓、清戸迫古墳群4・5号墳については定期的な保存管理の取組が実施されていない。

この史跡指定範囲は長らく帰還困難区域内に位置しており、立入り制限や除染が史跡の保存管理上大きな課題となっていた。立入り制限については、令和4年（2022）の特定復興再生拠点の避難指示解除を受け解消され、日常的な観察が11年ぶりに可能となった。さらに、除染も令和元年（2019）、令和5年（2023）、令和6年（2024）の3回に分けて実施し、史跡指定範囲全域の除染が完了した。しかし、本計画の対象範囲の大部分は、現在も自由に立入りができない帰還困難区域に位置しており、現況を把握できていない横穴墓が多く残されている。避難指示が解除された範囲の横穴墓群では昭和期の分布調査以降定期的な観察が実施されていないため、当時と状況が変わっている横穴墓も多数確認できる。古墳群も近年新たに発見されたものがほとんどで、具体的な保存管理に取組んでいない。避難指示が解除された範囲でも一体的に除染が実施されたわけではなく、なお未除染範囲が残されている。また、迫地形の底地部は水田として利用されてきたが、帰還困難区域であるため現在は休耕を余儀なくされており、依然として原子力災害の影響を強く受けている。



第6-1図 除染作業

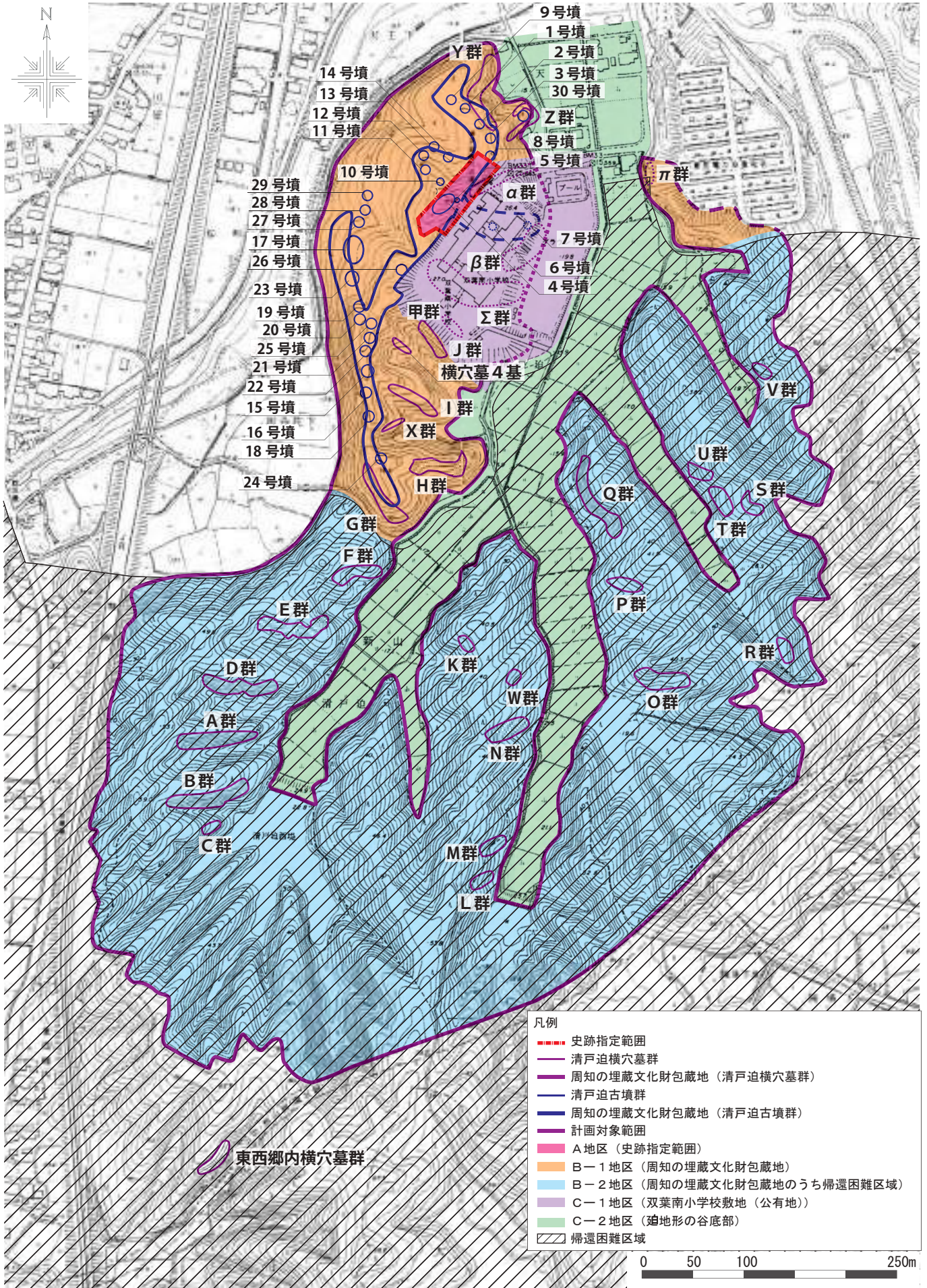


第6-2図 近接する帰還困難区域

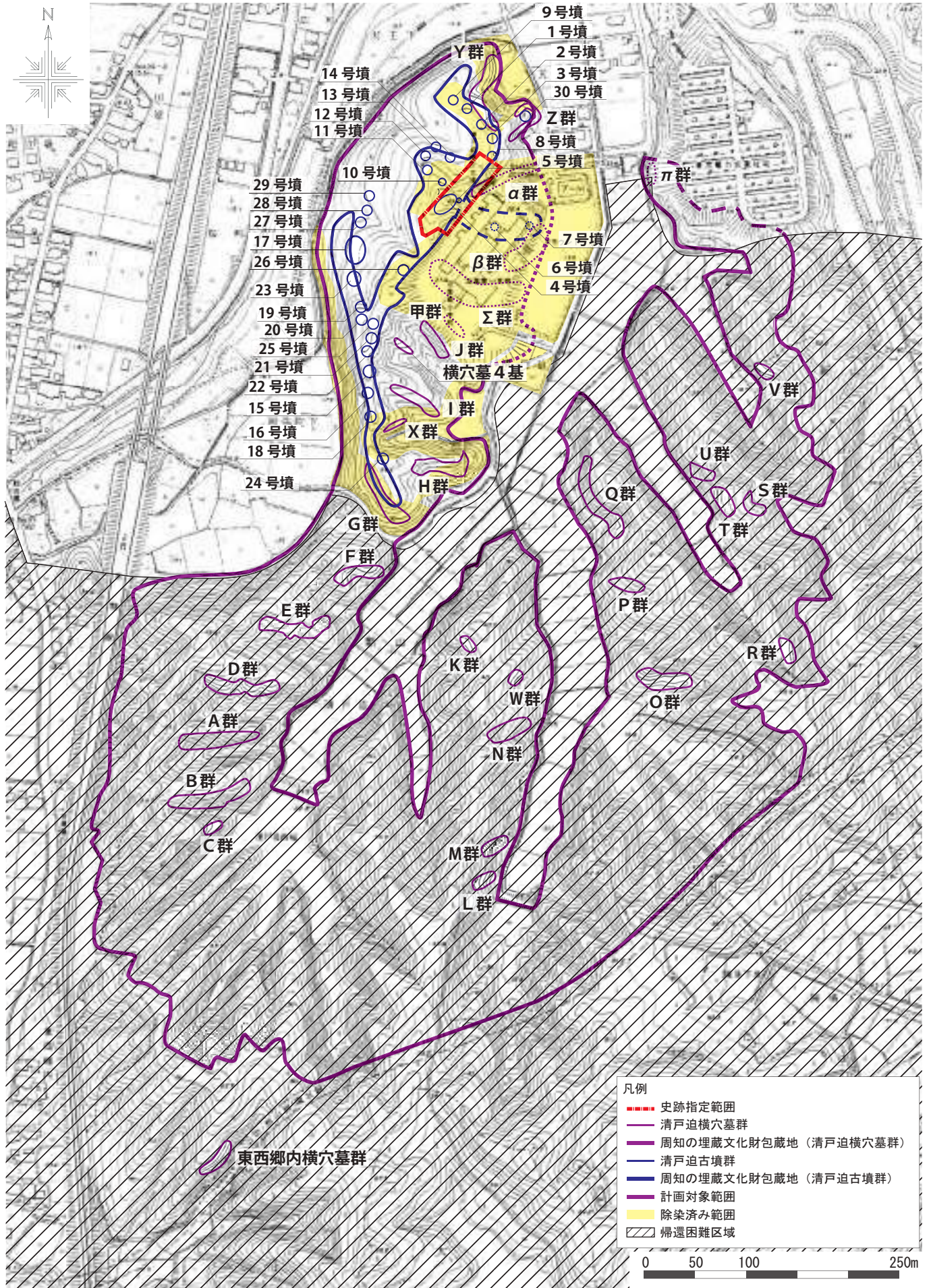
#### （2）地区区分の設定

上記に記した計画対象範囲を取り巻く環境を考慮し、史跡指定範囲をA地区、史跡指定地外の周知の埋蔵文化財包蔵地をB地区、小学校建設で遺構や迫地形が消滅した範囲と周知の埋蔵文化財包蔵地外の迫地形の範囲をC地区とする。

さらに、B地区は避難指示が解除された範囲をB-1地区、帰還困難区域をB-2地区とし、C地区については、かつて遺構が存在したが既に失われた範囲を含む双葉南小学校敷地（公有地）をC-1地区、今回新たに価値として示した迫地形の範囲をC-2地区と細分する。



第6-3図 地区区分図 S=1/5,000



第6-4図 除染済み範囲 S=1/5,000

### (3) 保存（保存管理）の課題

#### ア．A地区

史跡指定されている76号横穴墓は、史跡の核となる要素としてこれまで多くの課題に直面しながらもそれを乗り越え、今日まで鮮やかな装飾を伝えている。しかし、従来からの課題である保存事業が震災により未達成であることに加え、史跡名称の課題、76号横穴墓以外で史跡内に所在する遺構の保存における課題も本計画策定事業でより明確となった。

現在の「迫」を用いた史跡名称は、歴史的経緯に基づいて設定されたものではないため、史跡の本質的価値や当町の歴史文化を発信するうえでも適切ではない。今後は本来あるべき名称の「清戸迫横穴」に変更し、「迫」ではなく「迫」表記に統一する必要がある。

76号横穴墓は、定期的な観察を実施している中で、これまで大きな問題を確認していないが、保存施設の老朽化に伴う保存環境の抜本的改善が課題といえる。保存施設は現在も壁画の保存施設として機能しているが、震災前に着手した改修が中断された状態が続いており、老朽化に対する課題解決ができていない。また、震災前に明らかとなった耐震性の課題、近年町内で問題となった使用されていない公共施設への無断立入り者への対応等が今後必要になる。

指定地内に所在する77号横穴墓、清戸迫古墳群4・5号墳は、76号横穴墓のように保存管理が実施されておらず、今後は史跡を構成する重要な要素として適切に保存していく必要がある。なお、4号墳は遺構の範囲を確定できていないが、地表面観察上で古墳と考えられる範囲は、史跡範囲外にも及んでいる。

第6-1表 保存（保存管理）の現状と課題（A地区）

	現 状	課 題
史跡名称	・「迫」が「迫」に置き換えられている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地に設置している解説板・案内標柱等では本来の地名表記を用いて「清戸迫横穴」としているが、現状の史跡名称は「清戸迫横穴」であり、表記が統一されていない。</li> <li>・追加指定の機会等に「迫」に変更する必要がある。</li> </ul>
76号横穴墓	・かつて課題となっていた樹根の侵入も落ち着き、良好な状態を維持している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存施設の老朽化に伴う保存環境の抜本的改善が必要である。</li> <li>・玄室内への樹根の侵入については引き続き警戒する必要がある。</li> </ul>
保存施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災前に着手した改修が完了していない。</li> <li>・平成22年（2010）に実施した耐震診断により、横揺れに対し体力が不足するという結果が出ている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化に伴い、維持・改修が課題である。</li> <li>・改修に向けた関係法令との調整が課題である。</li> <li>・横揺れに耐えられる安全性を確認する必要がある。</li> <li>・隣接する双葉南小学校旧校舎への不法侵入があったことを踏まえ、壁画の保存施設内への侵入も懸念される。</li> </ul>
77号横穴墓		<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐葉土が堆積しており、現況を確認する必要がある。</li> <li>・保存環境（岩盤の崩落等）について警戒する必要がある。</li> </ul>
清戸迫古墳群 4・5号墳	・定期的な保存管理の取組が実施されていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古墳群が分布する丘陵上の環境美化に取組む必要がある。</li> <li>・実態が不明であり、その把握が課題となる。特に4号墳は、これまで調査が実施されていないため、情報が全くなく、発掘調査等により新たに情報を得る必要がある。</li> </ul>
民有地	・約259㎡の民有地が残されている。	・適切な保存管理・整備を実施するため、公有化が課題となる。
出土遺物	・全町避難後、町外の機関で仮保管している。	・今後町内への保管に向けた手順が課題となる。

## イ. B地区

### ① B-1地区

周知の埋蔵文化財包蔵地である清戸迫横穴墓群と清戸迫古墳群が該当し、当該範囲には89基以上の横穴墓と26基程度の古墳が存在している。これらの遺構は、追加指定等に向けた方針がこれまで検討されてこなかったため、手つかずとなっていた。昭和期と状況が大きく変わっている遺構も確認できるため、当時の記録や令和5年（2023）以降の調査成果を踏まえ、1基毎の状況を把握し、保護に向けた対策を講じていく必要がある。特に83号横穴墓は、彩色壁画を持つ重要な遺構であることから、早期に保存対策を検討し、確実な保存に努めなければならない。

また、当該範囲には未除染の範囲が残されており、今後の調査、活用、整備を進めるうえでも全範囲の除染が必要である。

第6-2表 保存（保存管理）の現状と課題（B-1地区）

	現 状	課 題
清戸迫横穴墓群	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な保存管理の取組が実施されていない。</li> <li>崩落や倉庫等への改変により、昭和期の分布調査時と状況が変わっているものが多数確認できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護に向けた基礎調査が必要である。</li> </ul>
83号横穴墓	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁画発見以降、地権者の協力を得て主に対人対策を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁画の恒久的な保存対策を実施する必要がある。</li> </ul>
清戸迫古墳群	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な保存管理の取組が実施されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>古墳群が分布する丘陵上の環境美化に取り組む必要がある。</li> <li>丘陵上に多数の古墳が確認されているが、石室の石材とみられるものが墳丘の周囲に点在するものがあり、その取扱いが課題となる。</li> <li>樹木が遺構を損傷しているものがあり、保護対策が必要である。</li> </ul>
民有地	<ul style="list-style-type: none"> <li>約60,000㎡の大部分が民有地等である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>83号横穴墓をはじめA地区と同等の価値を有する遺構が確認でき、今後の追加指定や公有化が課題となる。</li> </ul>
出土遺物	<ul style="list-style-type: none"> <li>全町避難後、町外の機関で仮保管している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A地区と共通する。</li> </ul>
除染	<ul style="list-style-type: none"> <li>未除染範囲（清戸迫横穴墓群H群の一部、I群の一部、J群、Y群の一部、Z群の一部、清戸迫古墳群12～17・19～23・25・27～30号墳）が残されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>B-1地区全域の面的な除染が必要である。</li> </ul>

### ② B-2地区

B-1地区の横穴墓群と同様に保護に向けた基礎調査が必要となるが、帰還困難区域に位置しており立入りが制限されている。このため、現時点における横穴墓群の現況把握ができておらず、避難指示解除後に本格的な調査を行い、その結果に応じた保存管理が必要である。特に、線刻壁画が確認できるA群7号横穴墓については優先的に保存に取り組む必要がある。

## ウ. C地区

### ① C-1地区

小学校建設で消滅した横穴墓群、古墳群、迫地形の範囲で、現在は使用されていない学校施設が残されている。このうち、校舎は解体せず残置するという町方針があるため、今後の史跡整備においてその取扱いが課題となる。さらに、迫地形に展開する遺跡群にあつて景観上異質なものとなっている。

### ② C-2地区

全町避難後、空き地（宅地跡や休耕中の田畑）が増大し、町内では発電設備の整備が進んで

いる。C-2地区でも休耕中の水田や宅地跡で発電設備の整備に係る照会が寄せられており、貴重な迫形の景観を阻害する恐れがある。

本来は迫地形の景観が農村景観と合わせて維持されることが理想だが、帰還困難区域であるため水田の再開は現時点では想定できず、地権者による土地の管理も困難な状況である。また、農業の担い手不足という全国的な課題に加え、当町では全町避難により地権者も避難先で新たな生活拠点を持っている。こうした状況において、将来的に避難指示が解除されたとしても震災前のような形態での営農再開は難しく、景観の維持が課題となる。

## 第2節 保存（保存管理）の基本方針

### (1) 方向性

本計画では史跡指定を受けている76号横穴墓に加え、指定地内に確認できる遺構、これらが属する横穴墓群、古墳群という視点において改めて史跡の本質的価値を明らかにしてきた。今後は、史跡範囲の恒久的な保存に務めるとともに、これまで具体的な調査がされておらず、未発見の遺構も存在すると考えられる横穴墓群、古墳群の調査を進め、各要素における適切な保存管理の体制を構築する。また、指定地外に所在する遺構については追加指定を目指し、当該範囲の公有化も進めることとする。

### (2) 基本方針

#### ア. A地区

- ・壁画の状態を考慮したうえで今後も適切な対策を講じ、将来に向けて確実に保護するとともに、保存施設の改修に取り組んでいく。
- ・76号横穴墓に加え、指定地内に所在する77号横穴墓と清戸迫古墳群4・5号墳、これらの遺構から出土した遺物も史跡を構成する重要な要素として確実に保護するため、日常的な維持管理を行う。

#### イ. B地区

##### ① B-1地区

- ・指定地外に所在する清戸迫横穴墓群、清戸迫古墳群も、本来は史跡と一連で造営された遺構として重要であるため、遺構のき損等を早期に把握し、日常的な維持管理を行う。
- ・遺構の確実な保存を図るため、横穴墓及び古墳1基毎の基礎情報の調査を計画的に行う。
- ・新たに彩色壁画を発見した83号横穴墓の管理体制を構築し、確実な保存を図る。
- ・出土遺物は町として確実に保管する。
- ・保存活用の施策を着実に進めるため、B-1地区全域の除染を要望していく。

##### ② B-2地区

- ・線刻壁画のあるA群7号横穴墓をはじめ少なくとも159基の横穴墓が存在しているとみられ、1基毎の基礎情報の整備を計画的に行い、保存対策を実施する必要がある。しかし、帰還困難区域のため当面は現状を維持し、将来の避難指示解除を待つ保存対策を進める。

## ウ. C地区

### ① C-1地区

- ・地形を含む遺跡の景観に調和することを目指す。

### ② C-2地区

- ・迫地形全体の景観を保全し、当町の原風景を伝える空間創出を目指す。

## 第3節 保存（保存管理）の方法

### ア. A地区

- ・ **表記の統一**：追加指定の機会等に「迫」は「迫」へ変更し、「迫」表記に統一する。
- ・ **日常的な維持管理**：玄室及び保存施設内の温湿度管理や目視による定期的な観察を継続し、異変を確認した際は関係機関に報告・相談のうえで対処する。また、77号横穴墓周囲の岩盤の状況の観測や古墳群が所在する丘陵の除草作業、清掃等も定期的に行い、墳形を常時認識できるようにする。
- ・ **適切な保存環境の整備**：現在の保存施設は老朽化等の課題があるため、今後必要となる対策を関係機関と協議し、関係法令上可能な範囲で検討する。このため、当面は現在の対策を維持することとする。玄室内への樹根侵入については今後も警戒し、原因となり得る樹木が確認された場合は伐採等を検討する。清戸迫古墳群が分布する丘陵上も同様に、古墳に影響を及ぼす樹木や倒木の可能性がある樹木は伐採する。なお、伐根は原則として実施しないが、関係機関と協議のうえで必要と判断された場合のみ実施する。指定範囲内に残されている民有地については今後の公有化に向けて、地権者と協議する。
- ・ **新たな情報の収集**：清戸迫古墳群4・5号墳は計画的な調査により、墳形や範囲の確定、遺構の内容を確認し、史跡の保存管理に活かす。
- ・ **出土遺物の町内保管**：今後、収蔵庫が建設された後に町内で保管する。

### イ. B地区

#### ① B-1地区

- ・ **日常的な維持管理**：遺構のき損等があった場合に早期に把握できるように、日常的に観察する。また、除染済みの清戸迫古墳群1～3・8～11号墳は、定期的に除草作業を行い、墳形が常時確認できるようにする。
- ・ **適切な保存環境の整備**：清戸迫横穴墓群は昭和期に作成された分布図があるが、現在は確認できない横穴墓や分布図に記載されていない横穴墓が確認できるため、正確な分布状況を把握し、保存対策を検討する。また、墳丘上にある樹木や横穴墓に影響を与える樹木は伐採する。伐根は原則として実施しないが、関係機関と協議のうえで必要と判断された場合のみ実施する。
- ・ **83号横穴墓の確実な保存**：今後の追加指定を目指すうえで中心となる重要な遺構であるため、壁面の恒久的な保護対策を検討する。
- ・ **出土遺物の町内保管**：今後、収蔵庫が建設された後に町内で保管する。
- ・ **面的な除染の実施**：今後の保存・活用に必要な措置として、未除染範囲における除染を着実に進める。

## ② B-2地区

- ・昭和期以降の記録がないため、立入り許可を得たうえで現況把握を実施し、今後の保存策を検討するための資料とする。避難指示解除後には、B-1地区と同様な保存対策を行う。

## ウ.C地区

### ① C-1地区

旧校舎を残置するという町の方針との調整を図りつつ、遺跡の景観に調和した修景を図る。

### ② C-2地区

本質的価値を踏まえて本来は史跡と一体的に景観の保全を図る範囲と位置付ける。現状では周知の埋蔵文化財包蔵地外であるが、横穴墓に関わる墓道が存在する可能性が指摘されている範囲であるため、掘削を伴う開発工事等を行う際は必要に応じて試掘・確認調査の実施に協力を求めることとする。調査で遺構が発見された場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地として取扱う。

## 第4節 現状変更の取扱い基準

### ア.A地区

史跡指定地内の現状を変更する行為は、文化財保護法第125条により規制されており、現状変更を行う場合には、文化庁長官の許可を受けなければならない。一部の軽微な現状変更に係る事務は文化財保護法施行令第5条の規定に基づき福島県教育委員会が行う。ここでは、史跡清戸迫横穴において今後予測される現状変更について、具体的な基準を設ける。

#### ① 現状変更を認めない行為

- ・史跡の保存・活用以外の現状変更行為
- ・史跡の滅失、き損のおそれある行為
- ・史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる行為

#### ② 現状変更の許可が必要な行為

- ・建築物の新築、増築、改築、除却
- ・工作物の新設、増設、改修、除却
- ・掘削、切土、盛土等の地形の改変
- ・木竹の伐採
- ・史跡の保存・整備のための発掘調査
- ・史跡の整備事業

#### ③ 現状変更の許可を要しない行為

文化財保護法第125条第1項において、維持の措置、又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、又は保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、申請・許可を要しないと示されている。

a) 維持の措置

- ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の現状に復するとき。
- ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- ・ 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

b) 非常災害のための必要な応急措置

- ・ 地震や台風等の自然災害やその他予想しがたい事態における土嚢の設置や倒木の撤去等応急的な措置が必要となる場合。

c) 影響の軽微なもの

- ・ 史跡指定地内の除草作業、保存施設内の清掃、支障枝の剪定等。

第6-3表 現状変更取扱い基準

許可申請区分	根拠法令	行為の内容	清戸迫横穴における例	
文化庁長官	文化財保護法第125条に基づく現状を変更し、その保存に影響を及ぼす行為	下記以外の行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保存施設及び観察室の増築・改築・除却</li> <li>・ 遺構保存のための盛土、木竹の伐根等</li> <li>・ 史跡の保存・整備のための発掘調査</li> <li>・ 史跡の活用に伴う整備（園路設置、転落防止等の柵設置、案内・解説板設置等）</li> </ul>	
福島県教育委員会	文化財保護法施行令第5条4項に基づく現状変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模建物で、2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築</li> <li>・ 工作物の設置若しくは改修（改修にあつては設置の日から50年を経過していないもの）</li> <li>・ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修</li> <li>・ 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等）</li> <li>・ 木竹の伐採</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事に係る仮設建築物（プレハブ等）の設置</li> <li>・ 墳丘保護、調査、整備に係る伐採</li> </ul>	
許可が不要な行為	文化財保護法第125条ただし書き	維持の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 崩落や浸水等を防ぐための土嚢設置</li> <li>・ 立入り禁止柵等の設置</li> <li>・ 倒壊樹木や崩落土砂の撤去</li> </ul>	
		非常災害のための必要な措置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡のき損、衰亡した場合における現状復旧</li> <li>・ 史跡のき損、衰亡の拡大防止のための応急措置</li> <li>・ 史跡の一部がき損、衰亡し、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合の除去</li> </ul>
		影響の軽微なもの		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常の維持管理</li> <li>・ 除草、清掃、支障枝の剪定等</li> <li>・ 掘削を伴わない仮設物の設置</li> </ul>

イ. B地区

周知の埋蔵文化財包蔵地である清戸迫横穴墓群と清戸迫古墳群のため、土木工事等については文化財保護法第93・94条に基づき、双葉町教育委員会と事前協議を行う。しかし、将来的に追加指定を目指す範囲であることから、現状変更の取扱いについて地権者の同意を得られた場合はA地区と同様の運用とする。

ウ. C地区

周知の埋蔵文化財包蔵地外であるため、土木工事等にあたって文化財に関する法規制は現時点ではない。工事の実施にあたっては、事業者には景観の重要性を説明したうえで、工事内容について可能な範囲で協力を求めることとする。しかし、C地区は横穴墓群の墓道が存在した可能性が指摘されており、今後の状況によっては周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含めることも検討する。

## 第5節 追加指定

本計画でB地区とした範囲には、消滅した横穴墓・古墳を除いても247基以上の横穴墓と26基程度の古墳の存在が確認されている。76号横穴墓は、あくまで清戸迫に横穴墓・古墳が密集して造営されたうちの1基であり、全体を捉えなければ史跡の本質的価値を理解することはできない。従来、彩色壁画を持つ76号横穴墓の唯一性が強調されてきたが、先述したように83号横穴墓でも豊富な図像を持つ彩色壁画の存在が明らかとなり、76号横穴墓の造営、清戸迫横穴墓群の成立を考えるうえで重要な資料が得られた。このため、B地区に所在する横穴墓群・古墳群も重要な構成要素であるのは明確であり、将来的には全域の追加指定を目指すべきであるが、B-2地区は現在も帰還困難区域であるため、当面は避難指示が解除されたB-1地区の調査研究を進める。しかし、B-1地区においても未除染という課題があるため、安全な環境で発掘調査を行ううえでもB-1地区全体を一度に進めるのではなく、段階的に追加指定を目指すのが現実的である。

短期的な目標としては、彩色壁画の調査を進めている83号横穴墓を中心に据え、除染済みの古墳・横穴墓を含めた範囲の追加指定である。その後、中長期的な目標として除染作業の進展に合わせて追加指定の範囲を拡大していくことが現状で示せる方向性になる。

帰還困難区域であるB-2地区についても基礎情報の調査を進めながら、避難指示が解除された段階で追加指定に向けた本格的な調査研究を進める。例えば、A群の一部の横穴墓では過去の発掘調査で人物や幡と考えられる図像等を描く線刻壁画が7号横穴墓で確認されており、コの字状の台床を持つという特徴も認められる。清戸迫横穴墓群を考えるうえでも重要な遺構であるといえ、こうした過去の調査成果を再検討しつつ、地区を取り巻く環境を考慮しながら未調査の横穴墓群の保存目的調査を実施し、横穴墓群・古墳群全域の把握、性格解明、価値付けを行いながら、B-2地区全体の追加指定を目指す。

## 第6節 公有化

清戸迫横穴では、指定面積2,336 m<sup>2</sup>のうち2,077.66 m<sup>2</sup>が町有地となっているが、これは76号横穴墓発見以前に学校用地として公有化したものである。このため、史跡指定後に公有化の措置がとられた土地はない。平成期には保存事業完了後に清戸迫古墳群の整備を進めるのに合わせて一部の公有化が検討されたが、震災により実現することなく現在に至っている。A地区では258.75 m<sup>2</sup>、B地区ではその大部分が民有地等となっているが、いずれも震災前の時点で、具体的な土地利用はされておらず、今後もその可能性は低いと考えられる。しかし、B地区には貴重な彩色壁画を有する83号横穴墓が所在することや将来的には史跡の本質的価値の構成要素である指定地外の横穴墓群・古墳群全体の追加指定を目指し、整備を検討することからも段階的には公有化を進めることが望ましい。当面は避難指示が解除されたB-1地区の追加指定、整備を目指すことから、B-1地区の公有化を優先的に進める。

第6-4表 地区区分ごとの保存管理の方法

地区区分	A地区	B地区		C地区	
		B-1	B-2	C-1	C-2
地区の性格	史跡指定地	清戸迫横穴墓群（周知の埋蔵文化財包蔵地）のうち、避難指示が解除され、史跡指定地を除く範囲	清戸迫横穴墓群（周知の埋蔵文化財包蔵地）のうち、避難指示が解除されていない範囲	清戸迫を形成する迫地形のうち、かつて遺構が存在したが既に失われている範囲	周知の埋蔵文化財包蔵地外であり、清戸迫を形成する迫地形の範囲
保存管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・76号横穴墓の装飾壁画の状況を観測し、将来に向けて確実に保護する。</li> <li>・77号横穴墓及び丘陵上の4・5号墳も確実に保護する。</li> <li>・古墳群が分布する丘陵上は管理可能な環境に整備する。</li> <li>・出土遺物は町として確実に保管する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現存する横穴墓の基礎情報の整理を計画的に行い、遺構の確実な保存を図る。</li> <li>・斜面崩落等によるき損に対し、日常的に観察する。</li> <li>・装飾壁画が発見された83号横穴墓の保存体制を構築する。</li> <li>・丘陵上の古墳群の基礎情報を得る調査を計画的に行い、確実な保存を図る。</li> <li>・迫地形の景観を含めて保全する。</li> <li>・出土遺物は町として確実に保管する。</li> </ul>	<p>帰還困難区域であり、立入りが制限されるため、当面現状を維持し、将来の避難指示解除後に保存対策を進める。</p>	<p>法規制はないが、地形全体の景観保全のため事業者者に協力を求めるとともに、必要に応じて試掘・確認調査を実施する。</p>	
現状変更	建築物	76号横穴墓の保存施設に限って新築・増改築・除去を認める。	地権者に対し、A地区と同等の取扱いとすべく理解と協力を求める。		
	工作物	史跡の案内解説や防災上必要な工作物のみ認める。			
	地形改変	原則として認めない。ただし、盛土や樹木の伐根等遺構の保存上必要と判断された場合と防災上必要な行為のみ認める。			
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の保存・整備上必要な場合は、樹木の伐採を認める。</li> <li>・新たな樹木の植栽は原則として認めない。</li> </ul>			
	発掘調査	史跡の保存・整備を目的とした調査は認める。			
	整備事業	遺構の保存及び園路や解説板の設置等、史跡の活用を図る場合のみ認める。		追加指定・公有化後に整備事業を推進する。	
追加指定	—	追加指定に向けて調査を推進し、地権者の理解を求める。			
公有地化	民有地の公有地化を進める。	民有地の公有地化を進める。			

## 第7章 活用

### 第1節 活用の課題

#### (1) 活用の現状

震災前には毎年4月・5月・7月・10月の第2土曜日に4時間程度の一般公開を設定しており、年間で400人以上の見学者が訪れていた。また、同敷地内に所在する双葉南小学校の教材としての活用も図られていた。平成20年（2008）5月には泉崎村教育委員会の呼びかけで『福島県装飾横穴墓一斉公開～遙かなる古代人からのメッセージ～』と題した県内



第7-1図 福島県装飾横穴墓一斉公開のチラシ

国指定装飾横穴墓3カ所（史跡泉崎横穴、史跡羽山横穴、史跡中田横穴）との同日公開が実施された。壁画の一般公開は、平成21年度の保存事業着手以降休止しており、町民等が実物を見学できる機会はない。旧双葉町歴史民俗資料館の常設展示では、76号横穴墓の原寸大レプリカや清戸迫横穴墓群の常設展示を設けており、壁画の公開日以外でも史跡一帯を学べる環境が整備されていた。しかし、これらの活用は、現状では町内に展示施設等がないこともあり現在は実施されていない。また、壁画の一般公開再開に向けた保存施設の改修や古墳群が所在する背後の樹林の再整備が未達成であるため、史跡範囲を訪れることも困難になっている。



第7-2図 76号横穴墓原寸大レプリカ

平成29年（2017）には東北大学が壁画の3次元計測を実施し、平成30年（2018）に当時の双葉町いわき事務所（現双葉町いわき支所）及びいわき市にある町立学校仮設校舎で3次元バーチャルシステムを活用した体験会を開催した。現地見学に代わる新たな壁画の活用であり、町民等が久しぶりに郷土の文化遺産に触れる貴重な機会であった。現在は町のYouTubeチャンネルにて壁画の3D映像を公開し、史跡の活用の一環としている。しかし、体験会は単発的なもので継続的な実施はできておらず、清戸迫横穴に係る一般向けのイベントもこれ以降開催されていない。



第7-3図 清戸迫横穴墓群の常設展示



第7-4図 体験会の様子

## (2) 地区区分の設定

第6章で設定した地区区分とする。

## (3) 活用の課題

### ア．A地区

これまで史跡の活用として、壁画の一般公開、旧双葉町歴史民俗資料館における常設展示、学校教育との連携、3次元バーチャルシステムを活用した体験会の開催等が実施されてきた。

特に壁画の一般公開は、史跡の本質的価値を理解するという点において最も有効な活用方法であったが、平成21年(2009)の保存事業の着手以降実施できていない。事業完了までは、双葉町歴史民俗資料館の原寸大レプリカで代用を図っていたが、双葉町歴史民俗資料館も全町避難により休館のまま閉鎖されたため、町内に史跡等の理解を深められる施設がなく従来の活用方法が実施困難となっている。清戸迫古墳群4・5号墳も保存施設改修後に調査を行い散策可能な公園として活用される予定であったが、現状では古墳群を周知する具体的な取組が実施されていない。体験会の開催も継続的な開催は実施できておらず、一般向けのイベントの継続的な開催が課題となっている。

学校教育との連携については、清戸迫横穴墓群の出土遺物等を仮保管している福島県文化財センター白河館の職員による出前講座が実施されており、当町の貴重な文化遺産を学べる環境は維持されている。しかし、震災前のような現地見学や児童・生徒向けのパンフレット等の作成は実施されておらず、学校機能の町内再開を見据えた新たな連携が必要である。

活用における地域との連携は、これまでも不足していた感が否めず、今後は当町の象徴の1つとして魅力を発信していくため、史跡の価値を周知し、地域との連携を新たに構築していく必要がある。これまでも町広報誌で清戸迫横穴を取り上げたコラムを掲載しているが、毎年実

第7-1表 活用の現状と課題（A地区）

	現 状	課 題
壁画の一般公開	・保存事業完了後の平成24年(2014)から再開を目標としていたが、全町避難により保存事業が中断となったため、現在も休止中である。	・保存事業着手以降、約16年間一般公開ができておらず、その再開が課題である。
77号横穴墓	・史跡範囲に所在する遺構として周知されていない。	・見学者が横穴墓・古墳の存在を実感できる状況にすることが課題である。
清戸迫古墳群 4・5号墳		
展示施設	・双葉町歴史民俗資料館が閉鎖されたため、壁画の実寸大レプリカや77号横穴墓出土の鋸歯状木製品の展示が実施されていない。	・町内に史跡等の理解を深められる施設がなく、その設置が課題である。
イベント開催	・平成29年(2017)の体験会以降、清戸迫横穴に係る一般向けイベントが開催されていない。	・3次元バーチャルシステム等を活用した一般向け体験会等の定期的な開催が課題となる。
学校教育 との連携	・出土遺物を仮保管している福島県文化財センター白河館の職員による出前講座が定期的に開催されている。	・令和10年(2028)の学校機能の町内再開を見据え、震災前のような現地見学に加え、新たな連携を検討する必要がある。
地域との連携	・町民との連携が図られていない。	・町民に清戸迫横穴の価値を積極的に周知し、新たな連携を構築していく必要がある。
情報発信	・パンフレットの内容更新が行われておらず、積極的な配布も実施されていない。 ・3D映像を町のYouTubeチャンネルで公開しているが、町として積極的な情報発信が実施されていない。	・双葉町らしさを示す貴重な存在として、町内外に向けて戦略的に情報発信を実施する必要がある。
研究機関等 との連携	・広域的な連携は図られていない。	・シンポジウム等の学術的な公表の場を設定することが課題である。

施している歴史文化講座等の生涯学習の面からも積極的な情報提供に努め、町の歴史に興味を持つきっかけとできるような活用方法を検討していかなければならない。

復興事業の推進にあたり、当町を知ってもらう手段の1つとして、町らしさを示す清戸迫横穴を町内はもとより町外に向けても戦略的に情報発信をしていくが必要ある。震災前に作成されたパンフレットの内容更新やインターネット・SNSの効果的な活用を今後検討していかなければならない。

また、福島県には国史跡の横穴墓が4件所在しており、熊本県と並び全国最多という特徴がある。こうした特徴を活かし、研究機関、学識経験者との連携やかつて実施された装飾横穴墓を管理する県内の自治体等との連携により、清戸迫横穴の本質的価値をより深められる活用を検討する必要もある。

## イ. B地区

### ① B-1地区

震災前よりB地区に所在する横穴墓群の大部分が、存在が明らかになっているのみで具体的な活用策が検討されてこなかった。古墳群についても今回の保存活用計画策定事業の中で全体像が明らかになったため、これらの公開環境を改善する必要がある。B-1地区の一部は未除染であることに加え、手入れされていぬ樹林となっており地形が明瞭でないため、安全な公開環境の改善の一環として除染と迫地形の明瞭化（倒木・落枝防止のための樹林の手入れ）も課題である。

これまで76号横穴墓のイメージが強く、周囲に東日本最大級の横穴墓群が存在するという認識が町民の中においても薄く、その周知が課題となっている。このうち83号横穴墓には彩色壁画が描かれており、76号横穴墓と同様に今後当町を象徴する存在になる可能性が考えられるため、積極的に情報発信を実施していく必要がある。

イベント開催、学校教育・地域・研究機関等との連携については、A地区と共通の課題である。

第7-2表 活用の現状と課題（B-1地区）

	現 状	課 題
現地公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで活用策が検討されておらず、横穴墓群、古墳群が所在することの周知もされていない。</li> <li>避難指示は解除されており立入りは可能だが、全体の除染は未実施である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地は全く手入れがされていない樹林となっており、遺構や迫地形の様子を認識しにくい状態となっている。公開にあたっては環境の改善が必要になる。</li> <li>未除染範囲が残されており、現地公開にあたっては除染が前提となる。</li> </ul>
83号横穴墓	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩色壁画を持つ貴重な横穴墓であるが、未整備であるため現地公開は現時点では想定できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国史跡に指定されている76号横穴墓と同様に、学術的に極めて重要な遺構であることを周知していく必要がある。</li> </ul>
展示施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>双葉町歴史民俗資料館が閉鎖されたため、8号横穴墓より出土した椎頭大刀等の出土遺物の展示が実施されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内に史跡等の理解を深められる施設がなく、その設置が課題である。また、今後は83号横穴墓に関する展示も必要になる。</li> </ul>
イベント開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地外の遺構についての一般向けイベントは開催されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A地区と共通する。</li> </ul>
学校教育との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>A地区と共通する。</li> </ul>	
地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>A地区と共通する。</li> </ul>	
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>76号横穴墓に注目した情報発信が中心であり、本質的な価値である群を形成するという視点での情報発信が十分でない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数基の彩色壁画を持つ装飾横穴墓が確認できる点や東日本最大級の横穴墓群という学術的価値は、双葉町の新たな特徴として再認識する必要がある。</li> </ul>
研究機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>A地区と共通する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A地区と共通する。</li> </ul>

## ② B - 2 地区

基本的な活用の課題はB - 1 地区と共通するが、帰還困難区域に位置しており、立入りが制限されていることが大きな課題である。

## ウ . C地区

### ① C - 1 地区

残置されている双葉南小学校旧校舎の具体的な活用方法が検討されていない。

### ② C - 2 地区

地形としては現在も良好な状態を維持しているが、迫地形の入口部以外は帰還困難区域で立入りが制限されているうえに、大部分が荒蕪地となっているため、地形を体感することは難しい。

## 第2節 活用の基本方針

### (1) 方向性

史跡の確実な保存を前提としたうえで、文教の町における文化的復興の先駆けとして、当町の歴史を学べる空間の創出を目指す。復興を進めるうえでは、多くの人に当町を知ってもらい、交流・関係人口を増加させることが重要になるが、その手段の1つに当町の象徴である清戸迫横穴の活用が位置付けられる。適切な保存環境維持のため、今後も壁画の常時公開は想定しないが、活用を図るうえでは見学者が実際に現地を訪れることが重要になる。このため、77号横穴墓や清戸迫古墳群といった史跡の構成要素は見学できる環境を整え、史跡を常時体感可能な状態にする必要がある。将来的には、史跡の核となる壁画の一般公開再開を保存施設改修後に検討し、今後町内に整備が検討されている旧双葉町歴史民俗資料館に代わる施設等でも清戸迫横穴に関する常設展示を行うことで現地見学との効果的な連携を図り、見学者に感動を与えられる活用とする。合わせて83号横穴墓をはじめとする指定地外の遺構も含め、多数の古墳と装飾横穴墓が複数確認できる東日本最大級の横穴墓群という学術的重要性を明確に打ち出し、当町の歴史的魅力を広く周知することで、町外の人にも史跡をとおして当町への関心を持つきっかけにつながられるように努める。また、史跡の恒久的な保存・活用を図るためには、将来の双葉町を担う子どもたちが史跡について学ぶ機会を設定することも必須であることから、令和10年(2028)の学校機能の町内再開を見据え、震災前のように学校との連携を充実させる。全国に誇れる遺跡が町内にあるという事実から、町民としてもシビックプライドが醸成され、史跡の保存・活用への理解が得られるとともに、今後のまちづくりの活性化にも寄与することになると考えられるため、地域との新たな連携も構築していく。また、研究機関や学識経験者、装飾古墳や横穴墓群、古墳群を管理する他自治体とも連携を図り、清戸迫横穴の広域的な活用を目指す。

### (2) 基本方針

#### ア . A地区

- ・保存施設改修後には、現在休止している壁画の一般公開再開を検討する。
- ・地域の財産として、その価値を広く周知する取組を展開していく。
- ・多くの人を訪れて史跡に対する理解を深め、感動を覚えられるような見学環境を整備する。

- ・現在、そして将来の担い手となる人々に関わってもらえるように努める。
- ・清戸迫横穴を含む横穴墓群、古墳群全体の学術的価値について、各種の研究機関等との連携により、調査研究を深め、その成果を公表する。

#### イ．B地区

##### ① B－1地区

- ・A地区と同等の価値を有することから、未除染範囲の除染を前提として、活用方針はA地区と共通とする。

##### ② B－2地区

- ・当面現状を維持し、詳細な調査は将来の避難指示解除を待って行い、その成果に基づいて保存・活用を検討する。
- ・遺跡が広がる地区であることを周知し、今後、保存活用を図っていくべき範囲であるとの理解を形成する。

#### ウ．C地区

##### ① C－1地区

- ・遺跡との調和に努め、かつて横穴墓群が存在した地点であることを周知する。

##### ② C－2地区

- ・A地区、B地区と一連の地形を形成する地区として、横穴墓群が造営された景観を一体的に体感できる活用を目指す。

### 第3節 活用の方法

#### ア．A地区

- ・ **壁画の一般公開**：先述したように現状では実施困難であるが、将来的には一般公開再開を意識し、保存施設改修後の再開を目標とする。このため、関係機関との協議のうえ、旧双葉町歴史民俗資料館で展示していた原寸大レプリカの活用も検討する。
- ・ **史跡範囲の公開**：双葉南小学校敷地内への立入りを協議し、古墳群の公開環境も整えたうえで保存施設を除く史跡内を常時訪れることを可能にする。
- ・ **展示機能の整備**：旧双葉町歴史民俗資料館に代わる施設等において史跡一帯に関する常設展示を実施し、町内外の人が史跡を学べる環境を整える。
- ・ **定期的なイベントの開催**：かつて実施した3次元バーチャルシステムを活用した体験会の定期的な開催を検討する。また、実況中継により現地を公開するという活用方法も考えられる。保存事業着手以降、一般向けに現況を公開する機会はなく、震災を乗り越えて壁画が確実に保存されていることを広く伝えるうえでも有用と考えられる。
- ・ **学校教育との連携**：町職員による出前講座や現地見学を通して史跡の魅力を伝えるとともに、児童・生徒も親しみやすい清戸迫横穴のパンフレットや解説動画等の作成を検討する。
- ・ **地域との連携**：町教委が毎年実施している『歴史文化講座』をはじめとする生涯学習の場面を活用し、町民等に対し地域の財産として清戸迫横穴に関する情報提供を積極的に行い、今後の愛護会等の機運を醸成させ、地域と協働して活用できる環境を整えていく。

- ・ **情報の発信**：最新の調査成果を定期的に発信するとともに、町中心部から清戸迫横穴への案内標識、清戸迫古墳群への案内誘導施設を設置する。
- ・ **調査研究成果の公表**：研究機関や学識経験者、各地の装飾古墳、横穴墓群を管理する他自治体と連携を深め、シンポジウム等の開催により研究成果を公表する。なお、令和9年（2027）は清戸迫横穴発見から60周年、翌令和10年（2028）にも史跡指定から60周年記念の節目を迎える。発見50周年となる平成29年（2017）、史跡指定50周年となる平成30年（2018）は、史跡が帰還困難区域に位置しており、役場機能も全町避難のため町内になく、周年記念となる行事等の開催を検討できる状況ではなかった。保存活用計画の策定により、震災により中断となった史跡整備の再開と83号横穴墓における彩色壁画発見といった学術的成果を踏まえ、発見60周年、史跡指定60周年のいずれかにおいてシンポジウム等の開催を検討する。

## イ. B地区

### ① B-1地区

- ・ **現地公開**：未除染範囲については、早期の除染に向けて関係機関との協議を進め、樹林環境を整備し迫地形を明瞭化したうえで、A地区と一体的な公開環境を目指す。
- ・ **83号横穴墓の情報発信**：今後の追加指定を目指すうえで中心的な遺構になることから、町内外に積極的に情報を発信し、清戸迫横穴墓群の周知に努める。また、先述した76号横穴墓と同様に壁画の実況中継の実施や3D映像、レプリカの作成等も検討する。
- ・ **展示機能の整備**：A地区と共通するが、群中に具象的な彩色壁画を持つ装飾横穴墓が複数基確認できるという特徴を活かすため、83号横穴墓を76号横穴墓とともに中心に据えた展示を行う必要がある。
- ・ **各種の連携、イベントの開催、全体的な情報発信**：A地区と一体的に取り組む。

### ② B-2地区

- ・ 遺跡が広がる地区であることの情報発信を行い、現地における活用は避難指示解除後に検討する。

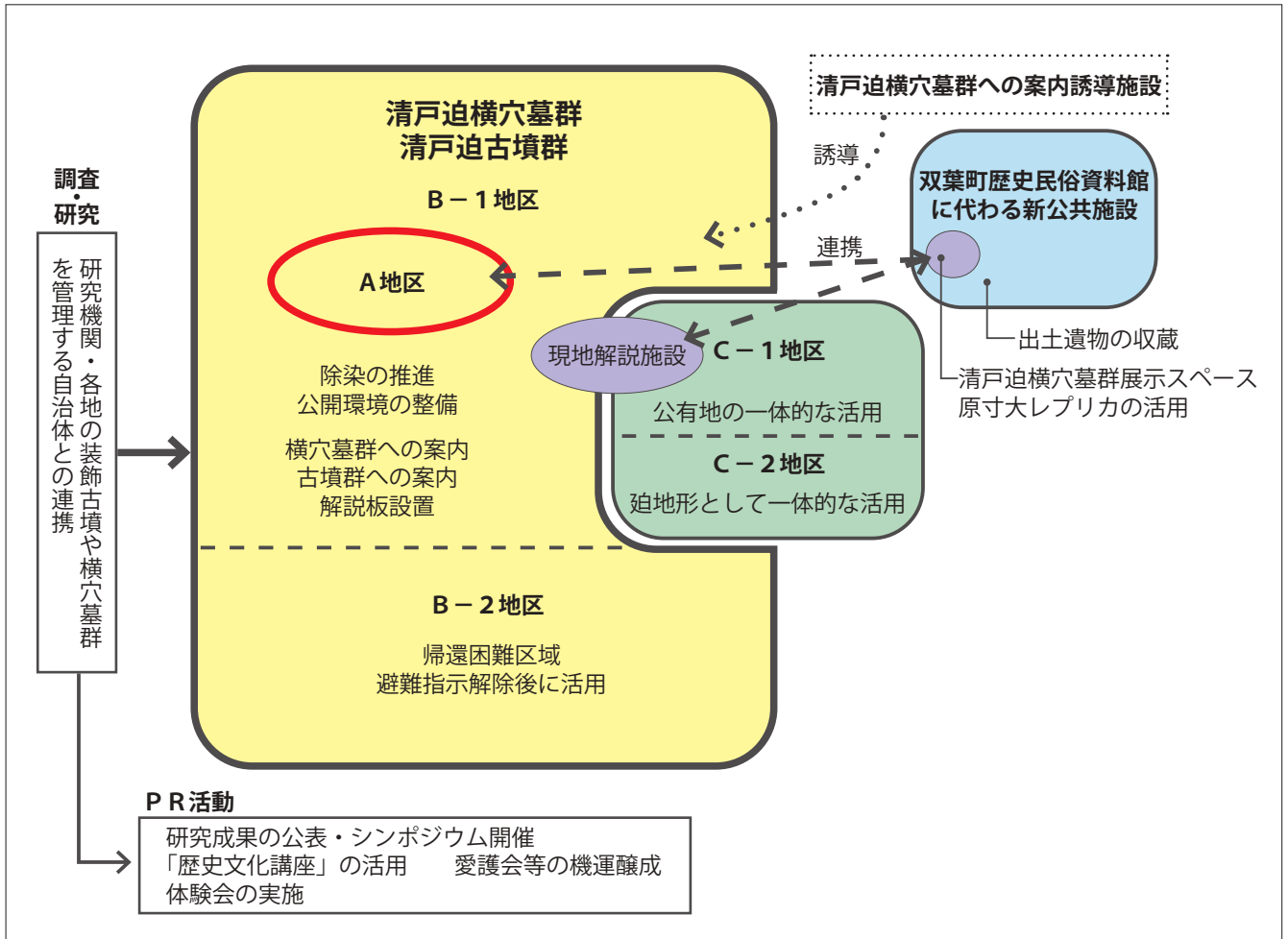
## ウ. C地区

### ① C-1地区

- ・ 本来は横穴墓群、古墳群、迫地形の一部であることを周知し、遺跡と調和できるよう活用方法を検討する。さらに、遺跡の管理や活用を支える施設の候補地としても検討する。

### ② C-2地区

- ・ 単なる谷底ではなく、迫地形という東日本最大級の横穴墓群が造営された貴重な景観の一部であることを周知する。



第7-5図 活用模式図

## 第8章 調査

### 第1節 調査の課題

#### (1) 調査の現状

清戸迫横穴墓群、清戸迫古墳群においては昭和25年(1950)双葉高校生徒による8号横穴墓の発掘調査に始まり、昭和42年(1967)、昭和62年(1987)の双葉南小学校に係る記録保存の発掘調査、昭和58年(1983)の町史編纂に係る学術調査が清戸迫横穴墓群A群で実施されている。昭和50年代には大規模な分布調査を2回実施し、昭和62年(1987)に発見された甲群も含め、現時点で少なくとも31支群304基の横穴墓が確認されている。300基以上の存在が確実であることに加え、装飾横穴墓も複数基確認できることから、東日本最大級の横穴墓群と位置付けられるとともに全国的にも屈指の横穴墓群と評価できる。平成期に入ると76号横穴墓の保存事業が着手され、指定範囲の地形測量や76号横穴墓の測量等が実施された。この際に、指定範囲に清戸迫古墳群4・5号墳が所在することも再確認され、清戸迫古墳群として昭和期より認識されていた他の古墳とともに横穴墓に対する後背墳丘の可能性が指摘されるようになった。しかし、平成期以降は76号横穴墓の適切な保存が維持される一方で、その他の横穴墓群、古墳群の調査研究は震災の影響もあり、停滞気味である。

令和6年(2024)12月には清戸迫横穴墓群Z群に属する83号横穴墓において彩色壁画の存在が確認され、同じ横穴墓群に具象画を描く装飾横穴墓が少なくとも2基確認できるという学術的にも大きな成果が得られた。壁画発見以降、町教委や関係機関による調査を実施し、実測図や3次元データの作成等基礎情報の調査を実施している。清戸迫古墳群においても、令和5年(2023)以降の分布調査により、従来認識されていた清戸迫古墳群の範囲を再確認するとともに、より広範囲に古墳群が展開することを明らかにし、清戸迫古墳群を考えるうえで重要な成果を得ている。特に指定範囲内に所在する4号墳は『双葉町史』等では円墳、平成期に入ると丘陵に所在する他の古墳とともに後背墳丘の可能性が指摘されているが、令和5年(2023)以降、前方部の存在も想定されるようになり、墳形は前方後方墳または前方後円墳と考えられる。4号墳も丘陵上に分布する30基程度の古墳とともに一連の古墳群として捉え、後背墳丘の可能性だけでなく墓制の変遷の点からも清戸迫横穴墓群との関係性を調査するべきと今回の保存活用計画策定事業で確認された。

#### (2) 地区区分の設定

第6章で設定した地区区分とする。なお、C-1地区は既に遺構が消滅している範囲であるため調査に関する課題等は存在しない。

#### (3) 調査の課題

##### ア. A地区

76号横穴墓については、壁画の内容を中心に、これまで多数の調査研究成果が報告されている。また、環境調査として玄室及び保存施設内の温湿度測定を実施しており、観測データの蓄積を保存事業着手以降継続している。このため、76号横穴墓は概ね明らかになっているが、新たな彩色壁画が発見された83号横穴墓の存在を踏まえ、価値付けは再検討していく必要がある。また、史跡範囲内に位置する77号横穴墓や清戸迫古墳群4・5号墳についての情報は不足しており、史跡範囲の全容は明らかになっていない。

77号横穴墓は、現在も玄室の一部が残存しているが、調査後と状況が変わっており、現況を示す図面等が作成されていない。また、腐葉土が堆積しており、遺構の残存状況が不明確である。

清戸迫古墳群4号墳は、前方部を持つ古墳と考えられるが、未調査のため墳形や範囲が定まっていない。さらに、4号墳は清戸迫古墳群を構成する1基であるが、丘陵の最頂部に所在する点等から群中における性格を明らかにする必要がある。5号墳は4号墳に隣接する遺構であるが、過去の調査により自然地形と判断されている。しかし、当時の調査図面等は確認できないため、今日的観点で再調査を実施し、過去の調査成果と整合性を確認する必要がある。また、清戸迫古墳群は横穴墓との連続性が想定できる遺構であるため、その関係性も明らかにする必要がある。

第8-1表 調査の現状と課題（A地区）

遺構	現状	課題
76号横穴墓	・一定の調査研究成果がある。	・83号横穴墓壁画との比較を行う。また、他の今後の調査成果も踏まえ、群中における76号横穴墓の価値を再検討する必要がある。
77号横穴墓	・過去の調査成果はあるが、現況が不明である。	・調査終了後、工事で若干削られ、発見当時と状況が変わっている。また、腐葉土が堆積しており、現況を確認する必要がある。
清戸迫古墳群4号墳	・これまで調査が実施されておらず、遺構の範囲が不明である。	・今後の整備基本計画策定に向けて、4・5号墳の発掘調査を実施し、史跡範囲の全容を明らかにする必要がある。また、清戸迫古墳群の学術調査を進めるうえでも4号墳の実態は明らかにする必要がある。
清戸迫古墳群5号墳	・自然地形と判断されているが、当時の調査記録が確認できず、詳細が不明である。	

## イ. B地区

### ① B-1地区

清戸迫横穴墓群は31支群304基以上の横穴墓が確認できることから、東日本最大級の横穴墓群と評価されている。しかし、これまで町教委が実施してきた発掘調査は開発に伴うものが基本であり、学術的な調査は昭和58年（1983）に1度しか実施されておらず、全体的には不足していると言わざるを得ない。また、横穴墓群の追加指定に向けた調査はこれまで具体的に

第8-2表 調査の現状と課題（B-1地区）

遺構	現状	課題
清戸迫横穴墓群	・B-1地区においては51基の横穴墓（α群9基、β群12基、Σ群30基、甲群1基、Y群1基）で発掘調査が実施されている。このうち、学術調査は双葉高校生徒が実施したY群8号横穴墓のみである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分布図に記載されていない横穴墓が確認できることや埋没等により現在は確認できない横穴墓も存在するため、過去の調査成果と整合し、情報の再整理が必要である。</li> <li>・α群、β群、Σ群、Y群8号横穴墓、甲群以外は未調査であり、各群の調査が課題である。かつて調査された横穴墓も調査から60年近くが経過しており、調査結果を再検討する必要がある。</li> <li>・平成28年（2016）に福島県立双葉高等学校より寄贈された双葉高校史学部収集資料の中に、所在不明となっていた『福島県史』掲載の8号横穴墓出土遺物が確認できるため、今後は清戸迫横穴墓群出土遺物として、調査を進めていく必要がある。</li> </ul>
83号横穴墓	・基礎情報の調査が進められており、壁画の内容が明らかになっている。	・壁画の学術的価値からも76号横穴墓や各地の装飾古墳との比較等の調査を継続する必要がある。
清戸迫古墳群	・8号墳以外は未調査であり、昭和42年（1967）以降調査が実施されていないが、古墳群の範囲が従来より広範囲に分布することが明らかになっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1～3・9～30号墳は未調査であり、古墳群が造営された年代、清戸迫横穴墓群との連続性を明らかにするためにも計画的な調査が課題となる。</li> <li>・発掘調査が実施されている8号墳についても、当時の調査成果と整合性を確認する調査が必要である。</li> </ul>

検討されてこなかったため、今後東日本最大級の横穴墓群の実態解明に向けた調査を継続的に実施し、過去の調査成果や出土遺物についても今日的観点で全体を再検討する必要がある。

令和6年(2024)には約半世紀ぶりに指定地外の横穴墓群の状況を確認したが、分布図に記載されていない横穴墓や埋没等により現在は確認できない横穴墓も存在するため、過去の調査成果と整合し、情報の再整理が必要であることが明らかになった。この調査では83号横穴墓で彩色壁画を発見しており、76号横穴墓やその他の装飾古墳の壁画との比較検討を行い、追加指定に向けて指定地外の遺構の学術的重要性を明確にしていく必要がある。

清戸迫古墳群は、消滅した古墳を除き8号墳が唯一調査されている古墳である。しかし、消滅した7号墳と調査成果が混同している可能性があるため、再調査を実施し、整合性を確認する必要がある。9号墳以降は新たに確認した古墳であり、継続的な調査を行い古墳群の実態を明らかにする必要がある。

## ② B-2地区

B-2地区は帰還困難区域に位置しており、立入りが制限されているため、現地での詳細な調査は避難指示解除後に検討する必要がある。

## ウ.C-2地区

横穴墓群の墓道が存在した可能性が指摘されているが、実態は不明である。

## 第2節 調査の基本方針

### (1) 方向性

これまでの調査成果により、清戸迫横穴墓群、清戸迫古墳群としての全体像は明らかになっているが、平成期以降は横穴墓群・古墳群の調査は実施されておらず、調査成果は必ずしも豊富とはいえない。今後、A地区では清戸迫古墳群4号墳等の確認調査を実施し、整備基本計画策定に向けて史跡範囲の情報を充実させる。

B地区は全域の追加指定を最終目標とするが、B-2地区は帰還困難区域に指定されているという課題もあるため横穴墓群・古墳群の調査は段階的に進めることが現実的となる。このため、当面は避難指示が解除されているB-1地区の調査を優先的に実施する。B-1地区においては、横穴墓群と古墳群の関係性を意識したうえで、地区全体の測量調査や分布調査、発掘調査等の追加指定に向けた調査を継続的に行う。B-2地区は帰還困難区域であるが、B-1地区と同様に分布調査を実施し、現状で確認できる横穴墓の基数を把握する。状況によっては各調査成果に基づき、まずは町指定史跡等を目指すことも検討する。これと並行して、彩色壁画や線刻壁画が複数基確認できる装飾古墳という視点においても、それらの群中における性格や各地の装飾古墳との比較研究を促進し、遺跡全体の学術的価値の増長を目指す。

なお、現状では横穴墓1基の史跡指定であるが、追加指定の際には、横穴墓・古墳が群を形成するという遺跡の性格を明確にできるように、これまでの調査成果を集成し、今後実施予定であるA地区・B-1地区・B-2地区の調査成果に総合的な検討を加え、将来的には総括報告書の刊行を目指す。

## (2) 基本方針

### ア．A地区

- ・ 76号横穴墓の保存に係る調査を継続する。
- ・ 史跡の本質的価値の構成要素である遺構の現況把握をする。
- ・ 横穴墓群と古墳群の関係性について調査研究を進める。

### イ．B地区

#### ① B-1地区

- ・ A地区と同等の価値を有することから、未除染範囲の除染を前提とし、各横穴墓、古墳の状況を把握するため、調査研究を継続的に進める。
- ・ 町の体制を整えるとともに、関係する研究機関や学識経験者との連携を視野に充実を図る。

#### ② B-2地区

- ・ B-1地区と同様に分布調査を実施し、確認できる横穴墓の基数を把握するが、帰還困難区域であることから当面は現状を維持する。

### ウ．C-2地区

- ・ 調査によって墓道等に関する遺構・遺物が確認された場合には、周知の埋蔵文化財包蔵地として法的規制をかける。

## 第3節 調査の方法

### ア．A地区

- ・ **環境調査の継続**：76号横穴墓の温湿度測定や壁面の目視観察を継続し、記録を体系的に整理する。
- ・ **77号横穴墓の遺存状況確認**：現在確認できる工事後の状況を示す図面を作成し、遺構の顕在化を図る。
- ・ **清戸迫古墳群4・5号墳の範囲確定**：史跡内に所在する清戸迫古墳群4・5号墳の情報が不足しているため、発掘調査を行い、遺構の性格、範囲を確定させ、保存に必要な基礎情報を整備する。この調査成果に基づき史跡の価値をより明確にし、学術的に正しい認識のもとで今後の整備基本計画策定に取り組む。特に4号墳は、清戸迫古墳群の主墳と考えられることから群中でも注目すべき遺構であり、追加指定を目指すB-1地区の調査研究を進めるうえでも重要な遺構といえる。

### イ．B地区

#### ① B-1地区

- ・ **測量調査による詳細な地形データの取得**：古墳群の墳形や横穴墓が造営されている斜面の地形変化を把握するためB-1地区全体の地形測量をUAVレーザ測量等により実施する。遺構の正確な位置を確認することができるとともに、古墳群の全容を明らかにでき、斜面に所在する横穴墓の前庭部の地形変化も認識できると考えられることから、未発見の横穴墓の確認や今後の横穴墓群の分布図作成に向けた基礎資料として活用が期待できる。

- ・ **分布図の更新**：令和6年（2024）以降の分布調査成果を再検討するとともに、今後実施予定の測量調査の成果も踏まえ、正確な位置情報に基づいた分布図に更新する。
- ・ **計画的な発掘調査の実施**：清戸迫古墳群8号墳とY群8号横穴墓以外は未調査であるため、追加指定に向けて各群及び1基毎の学術的価値を明らかにし、両者の連続性を明らかにするためにも除染作業の進展に応じて計画的に調査を実施する。
- ・ **過去の調査成果の再検討**：昭和期の各調査成果について、最新の調査成果を踏まえて再検討し、遺跡の学術的価値の向上に努める。
- ・ **83号横穴墓に関する研究の深化**：指定地外の遺構であるが、当横穴墓の発見で76号横穴墓の価値付けが変わることが想定されるため、県内外の装飾古墳との比較等を進め、清戸迫横穴墓群のみならず国内の装飾古墳研究という面でもその価値を明確にしていく。
- ・ **研究機関等との連携**：装飾古墳や横穴墓群と古墳群の関係性に関する調査研究等について、研究機関や学識経験者、各地の装飾古墳、横穴墓群を管理する自治体と連携して取り組む。

## ② B-2地区

避難指示解除後に調査の実施を検討するが、今後の調査における資料とするため立入り許可を得たうえで現況把握を行うとともに、より広範囲を踏査し、横穴墓群の拡がりを再確認する。例えば、周知の埋蔵文化財包蔵地としては別の遺跡である東西郷内横穴墓群（道路建設により消滅）は、本来清戸迫を形成する地形と接続しており、位置的には清戸迫横穴墓群を構成する支群と捉えることも可能である。かつては、谷を越えて横穴墓群が造営されることはなかったと認識されていたが（双葉町教委1984）、平成15年（2003）の道路建設に伴う分布調査で新たに東西郷内横穴墓群が発見されたことにより、谷を越えても横穴墓群が造営されていることが明らかとなった。このため、清戸迫横穴墓群の範囲も再考する必要があると考えられ、当時東西郷内横穴墓群の発掘調査を担当した大竹憲治氏も「広義には、清戸迫横穴墓群の最南端とも理解することができる位置にある」と指摘している（大竹2016）。

## ウ.C-2地区

景観の維持を基本とするが、状況に応じて確認調査を実施し、墓道等の有無を把握する。

## 第9章 整備

### 第1節 整備の課題

#### (1) 整備の現状

清戸迫横穴では、壁画を保存するために、昭和44年(1969)、昭和45年(1970)、昭和61年(1986)の3回にわたり保存施設を整備してきた。また、昭和45年(1970)には石碑、解説板、清戸迫古墳群への遊歩道を設置し、史跡の理解を深めるための環境を整備した。しかし、清戸迫古墳群については遊歩道が設置されて以降、まったく整備が行われおらず、平成期の時点で、遊歩道の木製階段も劣化し、古墳を観察できないほど草木が繁茂していた。平成20年(2008)頃からは、保存施設の老朽化も課題として認識され始め、平成21年度には保存施設の改修を中心に据えた3年計画の保存事業を開始した。2年目となる平成23年(2011)2月28日に保存施設の改修に着手したが、東日本大震災及び原発事故の発生により事業は中断となった。保存施設の改修後は、背後の清戸迫古墳群の再整備を検討していたが、全町避難により実施されることなく現在に至る。全町避難後も応急的な整備は実施してきたが、10年以上経過していることもあり一部では劣化が見られ、抜本的な整備が必要である。

令和3年(2021)からは、役場機能の町内帰還を見据え、震災当時の状況が一部残されている双葉南小学校を「双葉町震災アーカイブ拠点施設(仮称)」として活用する可能性が検討された。具体的には、校舎内に残る当時の状況や震災後当町が収集してきた震災資料を展示し、原子力災害という特殊な複合災害を経験した町として、その経験を未来に伝承・発信し、風化防止につなげようとするものであった。また、双葉町歴史民俗資料館の再構築の必要性も議論されており、この点からも敷地内に当町の代表的な文化財である清戸迫横穴が所在する双葉南小学校は、当町の歴史文化を発信する場所として最適地であった。震災アーカイブに加え、史跡の現地見学と連動させた町内文化財の展示施設としての役割も複合し、これまでの当町の歩みを学べる施設として期待された。また、将来への事業効果の1つに、清戸迫横穴墓群を中心とした「歴史公園(仮称)」として人流の促進も期待された。しかし、令和5年(2023)に背後の崖が土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されたことにより文化財等の展示・収蔵、集客施設の立地状況としては不適となったため、双葉南小学校の活用は中止となり、清戸迫横穴の整備は個別で再検討することとなった。



第9-1図 剥がれた防水シート

## (2) 地区区分の設定

第6章で設定した地区区分とする。

## (3) 整備の課題

### ア. A地区

史跡指定後、清戸迫横穴では壁画の恒久的な保存施設の建設をはじめ、適切な保存環境の整備が図られてきた。史跡範囲全体においても、76号横穴墓だけでなく一部が史跡指定範囲に含まれる清戸迫古墳群への遊歩道設置といった整備が当初から行われている。中断となった平成期の保存事業の際にも保存施設の改修に加え、清戸迫古墳群を含めた史跡全体の再整備が計画されていた。

保存施設については、第6章で述べたように老朽化が進んでおり、保存環境の改善及び耐震補強のための改修が課題となっている。全町避難中に実施してきた応急的な整備も一部で劣化がみられ、保存施設全体の改修までに定期的な補修を実施する必要がある。保存施設が立地する双葉南小学校旧校舎背後の崖も福島県の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されたため、今後は土砂災害への対策を検討する必要がある。

また、保存施設が壁画保存のための重要施設として維持される一方で、史跡範囲全体の整備は実施されておらず、76号横穴墓以外の構成要素である77号横穴墓や清戸迫古墳群4・5号墳、特徴的な出土遺物として知られる鋸歯状木製品については、現地での解説や案内はまったく行われていない。古墳群への木製階段も劣化しており、見学者の安全性を確保するためにも再設置が必要である。史跡への案内は、国道6号沿いに設置されているが、双葉駅周辺が新たな町の中心部として整備が進む現状において、中心部にも史跡を周知するための案内板が必要である。

第9-1表 整備の現状と課題（A地区）

	現 状	課 題
保存施設	<ul style="list-style-type: none"><li>老朽化、耐震補強、土砂災害への対応が十分でない。</li><li>全町避難中に実施してきた応急的な整備の維持が十分でない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>保存環境改善や耐震補強、土砂災害への対策をはじめ、関係法令上可能な範囲で確実に実施する必要がある。</li><li>保存施設背後のコンクリート壁に敷設した防水シートが剥がれ、クラックも表出しており、その補修が必要である。</li></ul>
77号横穴墓	<ul style="list-style-type: none"><li>現在の解説板では、史跡範囲に所在する遺構や出土遺物に関する解説がされていない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>史跡の本質的価値を構成する要素として遺構の明瞭化や遺構・遺物に関する解説板の設置が課題である。</li><li>史跡範囲の明示がされておらず、現在設置している解説板の内容の更新が必要である。</li></ul>
清戸迫古墳群 4・5号墳		
出土遺物		
案内表示	<ul style="list-style-type: none"><li>安全に史跡の理解を深めるための動線整備が十分でない。</li><li>国道沿いにあるのみで、町中心部からの案内表示がない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>昭和45年（1970）に設置した古墳群への遊歩道の動線整備や案内板の設置が課題となる。</li><li>今後の町の中心部の発展を想定した場合、中心部からの案内板の設置が必要である。</li></ul>

### イ. B地区

#### ① B-1地区

これまで保存活用のための整備が検討されておらず、現状では未整備の樹林となっている。横穴墓は昭和期の写真よりも開口部が広がっているものや崩落した土砂により開口部が埋没し、現在は存在が確認できないものがあり、調査成果に基づいた遺構の保護が必要である。また、

樹木についても倒木対策や遺構に影響を与える樹木の伐採等計画的な取組が課題である。B-1地区に所在する遺構の中でも83号横穴墓は、今後の追加指定を目指すうえで中心となる重要な遺構であるため、恒久的な保存対策を検討し、確実に実施しなければならない。

また、今回新たな価値として示した迫地形についても、特徴的な地形に横穴墓群と古墳群が展開する景観の整備も検討していく必要がある。

第9-2表 整備の現状と課題（B-1地区）

	現 状	課 題
清戸迫横穴墓群	・斜面の崩落や樹木の成長により、き損が確認できる遺構や崩落土砂による埋没で現在は確認できない遺構がある。	・横穴墓の開口部に堆積する土砂の取扱いや公開動線整備が課題である。 ・遺構に影響を及ぼしている樹木があり、その対策を計画的に取組む必要がある。
清戸迫古墳群		
83号横穴墓	・壁画の存在が明らかとなつて間もないため、現状では未整備であり、保存活用のための具体的な整備が検討されていない。	・追加指定を目指すうえで中心となる遺構であることから、恒久的な保護のための整備を検討する必要がある。
景観整備	・これまで迫地形と関連させた価値付けがされてこなかったため、地形を活かした整備は実施されていない。	・迫地形の明瞭化や地形と横穴墓群、古墳群を合わせた景観整備が課題となる。

## ② B-2地区

帰還困難区域に位置しており、案内表示等の設置を含め、現時点では横穴墓群の整備を行うことが困難である。

## ウ.C地区

### ① C-1地区

震災アーカイブ施設に代わる新たな双葉南小学校旧校舎の活用方法が検討されていないため、今後の史跡の整備において取扱いが課題である。また、現在は消滅しているが現在の校舎の場所にも多数の横穴墓があったことを明示する必要がある。さらに、改変された土地の活用方法が課題となる。

### ② C-2地区

農村景観は帰還困難区域のため復旧できていないが、地形としては現在も良好な迫地形が残されており、今後も維持していく必要がある。

## 第2節 整備の基本方針

### (1) 方向性

76号横穴墓と背後の古墳群整備の方向性は今回の保存活用計画でも共通しているが、76号横穴墓以外の横穴墓については、これまでまったく整備がされておらず、横穴墓群としての実態を体感することはできない。また、古墳群についても従来よりも広範囲に分布することが明らかとなっており、実態を体感できる整備を進める必要がある。

これらを踏まえ、史跡の本質的価値の保存を前提としたうえで、地域の歴史文化の発信と文化的復興の先駆けとなり得る整備とする。具体的には、中断となった保存事業達成のため関係法令上可能な範囲で保存施設改修を実施し、壁画の恒久的な保存環境を再整備する。保存施設は壁画の公開を主目的とする施設ではないが、施設の改修を踏まえて、現在休止している壁画の一般公開再開を検討する。また、壁画を見学できなくともここに壁画があるという実感を得られるように、史跡範囲を常時訪れることができる環境も整備する。史跡範囲外の横穴墓群、

古墳群についても、迫地形に造営された一連の遺構として認識できるように、東日本最大級の横穴墓群の一端を体感できる環境や丘陵上に遊歩道を設置し、当町最大規模の古墳群の実態を体感できる環境の整備を目指す。

## (2) 基本方針

### ア．A地区

- ・76号横穴墓の価値を損なうことなく、確実に後世に伝えていく整備を行う。
- ・常時訪れることを前提とし、迫地形に展開する横穴墓群、古墳群の実態を体感できる整備を行う。

### イ．B地区

#### ① B-1地区

- ・A地区と同等の価値を有することから、未除染範囲の除染を前提として、A地区の整備方針と共通とする。加えて、良好な状態にある迫地形といった自然環境を生かした整備とする。

#### ② B-2地区

- ・当面現状を維持し、将来の避難指示解除を待って本格的な整備を検討するが、遺跡が広がる地区であることについて周知していく。

### ウ．C地区

#### ① C-1地区

- ・旧校舎の取扱いが現状では明確でないものの、学校用地としてまとまった面積の町有地があることから、有効的な整備方法を検討する。

#### ② C-2地区

- ・景観保全に向けて、土地利用や建築物・工作物、また掲示物について景観を阻害するような行為とならないよう努める。

## 第3節 整備の方法

### ア．A地区

#### a) 保存のための整備

- ・恒久的な保存施設の再整備:平成22年度・23年度に予定していた保存施設改修を基本に、関係法令上可能な範囲で実施する。崖の状況についても定期的に観察し、関係法令と調整のうえ崩落等への対策を検討する。
- ・史跡範囲の顕在化:76号横穴墓1基というイメージが強いため、指定範囲を明示する施設を設置し、見学者に周知する。

#### b) 活用のための整備

- ・解説板の有効的な設置:既存の解説板の内容を更新し、多言語にも対応した新たな遺跡の総合解説板設置を検討する。また、調査成果を踏まえ、77号横穴墓や77号横穴墓出土遺物、4・5号墳に関する解説板を設置する。現地に解説板を設置する場合は景観に調和したデザインとする。

- ・ 安全に史跡を見学できる動線整備：B - 1 地区と一体的に迫地形を活かした遊歩道を再整備し、史跡を散策できる動線や古墳見学者の安全確保のため丘陵上には柵等を設置する。

## イ. B地区

### ① B - 1 地区

#### a) 保存のための整備

- ・ 開口している横穴墓の保護：横穴墓の存在が視認できるように、堆積した崩落土砂を整備し、周辺の土砂については地被植物等による安定化を図る。
- ・ 樹林環境の整備：倒木や樹根の成長による遺構のき損を防ぐため、計画的に樹木の管理を行う。
- ・ 83号横穴墓の保護：関係機関と協議を進め、その結果に応じて76号横穴墓と同様に保存施設の設置等を検討する。

#### b) 活用のための整備

- ・ 解説板の有効的な設置：A地区と同様で、83号横穴墓の存在や大規模な横穴墓群、古墳群が存在することの理解を深められる内容を備え、迫地形という特徴的な地形と調和させた解説板の設置を検討する。
- ・ 迫地形と迫地形に展開する遺構の明瞭化：破損した遺構は調査成果を基に適切に修復し、遊歩道の整備に合わせて視点場を設定して迫地形に展開する古墳群、横穴墓群の景観を展望できるように樹林環境を整備する。
- ・ 横穴墓の内部公開：保存環境の保全を充分検討したうえで、いくつかの横穴墓の内部見学施設を検討する。

### ② B - 2 地区

整備方法はB - 1地区と共通するが、現在は帰還困難区域であるため、避難指示解除後に実施する。

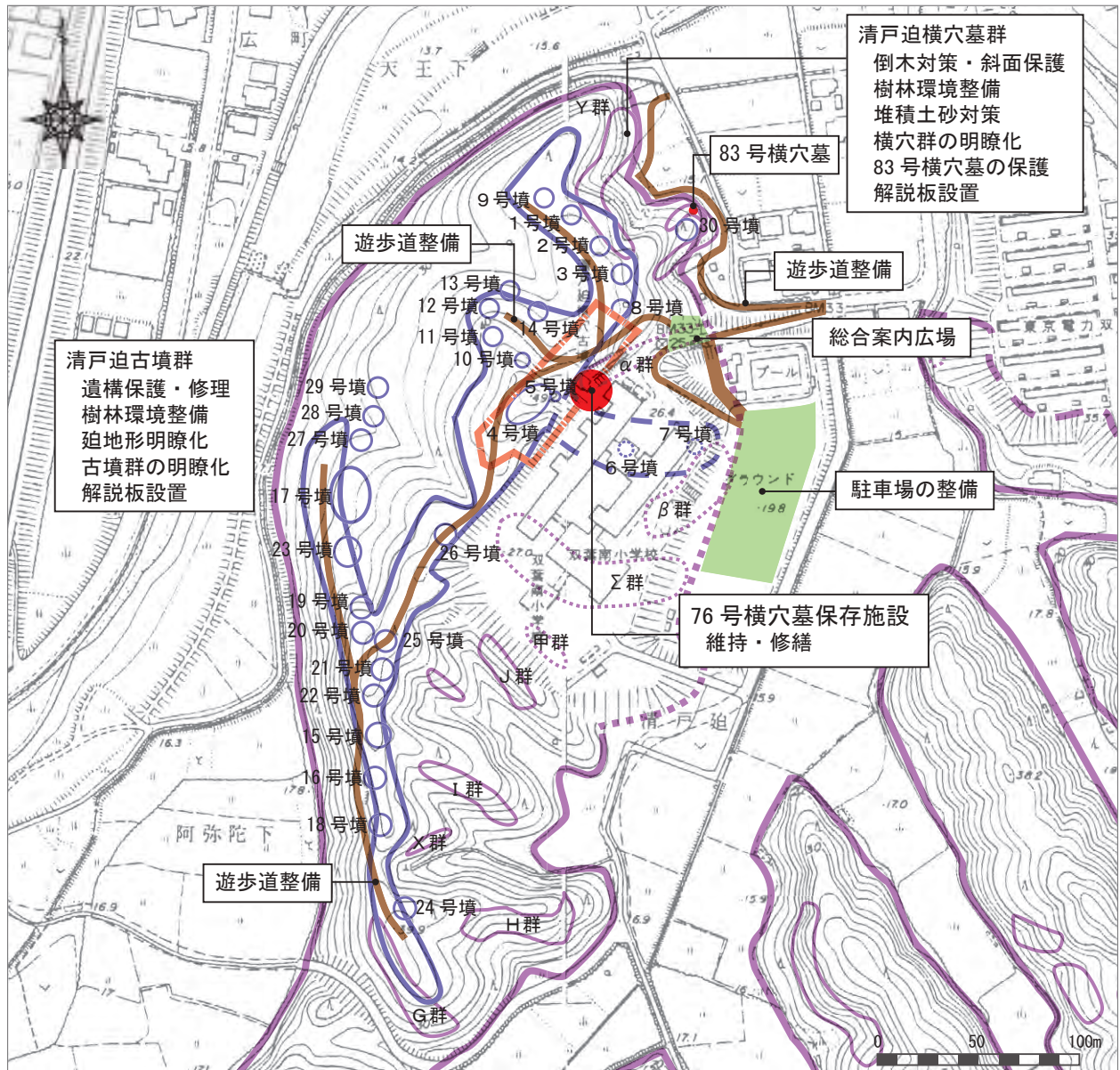
## ウ. C地区

### ① C - 1 地区

修景を図りつつ、史跡見学者の駐車場または将来的な史跡のガイダンス施設の用地といった遺跡の活用や管理体制を支える施設を設ける可能性を検討する。

### ② C - 2 地区

地権者、管理者、事業者に対し、景観保全のための要綱をつくり、遺跡の景観保全に向けて理解と協力を求めていく。要綱には、望ましい土地利用、建築物・工作物の屋根・外壁等の基準、屋外広告物の形状・色調等について基準を示し、将来的には景観法に基づく景観計画を策定し、景観重要区域への指定を目指す。



第9-2図 整備ゾーニング図（当面の整備）

## 第10章 運営・体制

### 第1節 運営・体制の課題

#### (1) 運営・体制の現状

史跡の管理は双葉町教育委員会が所管し、生涯学習課が業務を担っている。この管理は、文化庁、福島県教育委員会、指導員会による指導・助言の下実施し、双葉町文化財調査委員会による状況確認も定期的に行っている。

#### (2) 運営・体制の課題

現在、史跡で継続的に実施されている事業は、全町避難の影響もあり、近年は壁画の維持管理のみとなっている。しかし、本計画で明らかにした史跡の本質的価値を踏まえ、前章までに地区毎の保存（保存管理）・活用・調査・整備における基本方針・方法を示してきた。これまでに以上に業務量の増加が見込まれるため、これらを今後確実に進めていくためには体制の充実を図る必要がある。

本計画では清戸迫横穴の保存・活用を文化的復興の先駆けと位置付けた。清戸迫横穴は庁内的にも壁画のある史跡としてよく認知されているが、その価値については必ずしも共有できているとはいえない。このため、当町の歴史的魅力の1つとして全庁的に史跡の価値を共有する庁内体制が必要である。全庁的な価値の共有は、帰還困難区域が依然として残されている計画対象範囲における避難指示解除を国へ要望していくうえでも重要である。

また、地域の貴重な財産として恒久的な保存を図るためには、行政だけでなく、町民も積極的に史跡の維持に参画することが必要になるが、全町避難の影響もあり、現状で地域との関わりは皆無に等しい。特に、震災後移住してきた町民は、壁画の一般公開等を経験していないこともあり、認知度を高めていくことが求められる。このため、町民を主体とする地域の担い手を育成し、将来的には行政との協力体制を構築することが課題である。

第10-1表 運営・体制の現状と課題

	現 状	課 題
体制充実	・業務を担う生涯学習課は現在9名の体制（うち学芸員2名）であるが、史跡に係る業務全般を担当するのは実質1名である。	・第6章から第9章までに示してきた各施策を進めていくためには、現状の体制では困難であり、専門職員の育成と文化財保護行政、発掘調査等について豊富な経験を有する専門職員の長期的な配置が課題である。
庁内連携	・当町の誇れる貴重な財産としての認識は概ね形成されている。	・存在は認知されているが、その具体的な価値までは全庁的に共有されていない。 ・計画対象範囲には、帰還困難区域が依然として残されており、原子力災害の影響を考慮して進めなければならず、保存活用を進めるうえでの大きな課題である。今後全庁的に清戸迫横穴についての理解を深められる機会を設定し、計画対象範囲における避難指示解除を国へ要望していくことが求められる。
人材育成	・現状では町民が史跡の維持管理の運営・体制に組み込まれておらず、そこに携われる人材も育成されていない。	・町民を主体とする地域の担い手を育成し、将来的に行政との協力体制を構築することが課題である。また、実際に町内に居住している町民に加え、避難先の町民も関わりたいと思えるような仕掛けを検討する必要がある。

## 第2節 運営・体制の基本方針

### (1) 方向性

今後も史跡の管理は双葉町教育委員会を主体とし、恒久的な保存・活用を図るため文化庁、福島県教育委員会、新たに設置する指導委員会の指導・助言の下実施していく。A地区に加え、指定地外に所在する83号横穴墓の保存やその他の横穴墓群、古墳群の追加指定に向けた調査の実施、遺跡の総合的な研究の充実に向け、町側の運営・体制強化に努める。

将来的には日常的に関わる町民を主体とする地域団体等も育成し、史跡の持続的な保存・活用が可能な運営・体制の構築を目指す。また、研究機関や学識経験者、装飾古墳等を管理する自治体とも連携・支援を得られる運営・体制を構築し、清戸迫横穴の適切な保存のための情報共有を行い、史跡の広域的な活用を図れるように努める。

### (2) 基本方針

- ・町行政側の充実した運営・体制を整備し、事業の適切な推進を図る。
- ・持続的な事業推進のため、庁内、町民等が一体となって史跡の保存・活用に取り組む運営・体制の構築を目指す。
- ・関係機関からの専門的な指導・助言を受けつつ、学識経験者等とも情報共有を図り、史跡の恒久的な保存に努める。

## 第3節 運営・体制の方法

### (1) 施策の着実な実施に向けた体制充実

前章まで示してきた施策を実施していくにあたり、追加指定に向けた調査研究、活用、整備等の業務は今後増加が想定されるため、専門職員の充実を図るとともに、必要な予算の確保に努め、適切に事業を推進できる運営・体制の構築を検討する。

また、庁内においても生涯学習課が中心となり、史跡の持続的な保存活用に取り組むため、史跡の本質的価値、副次的価値を学校教育、広報、まちづくり、景観等を所管する庁内関係課と情報を共有し、効果的な連携を図れるように努める。

### (2) 指導委員会等の継続的な設置

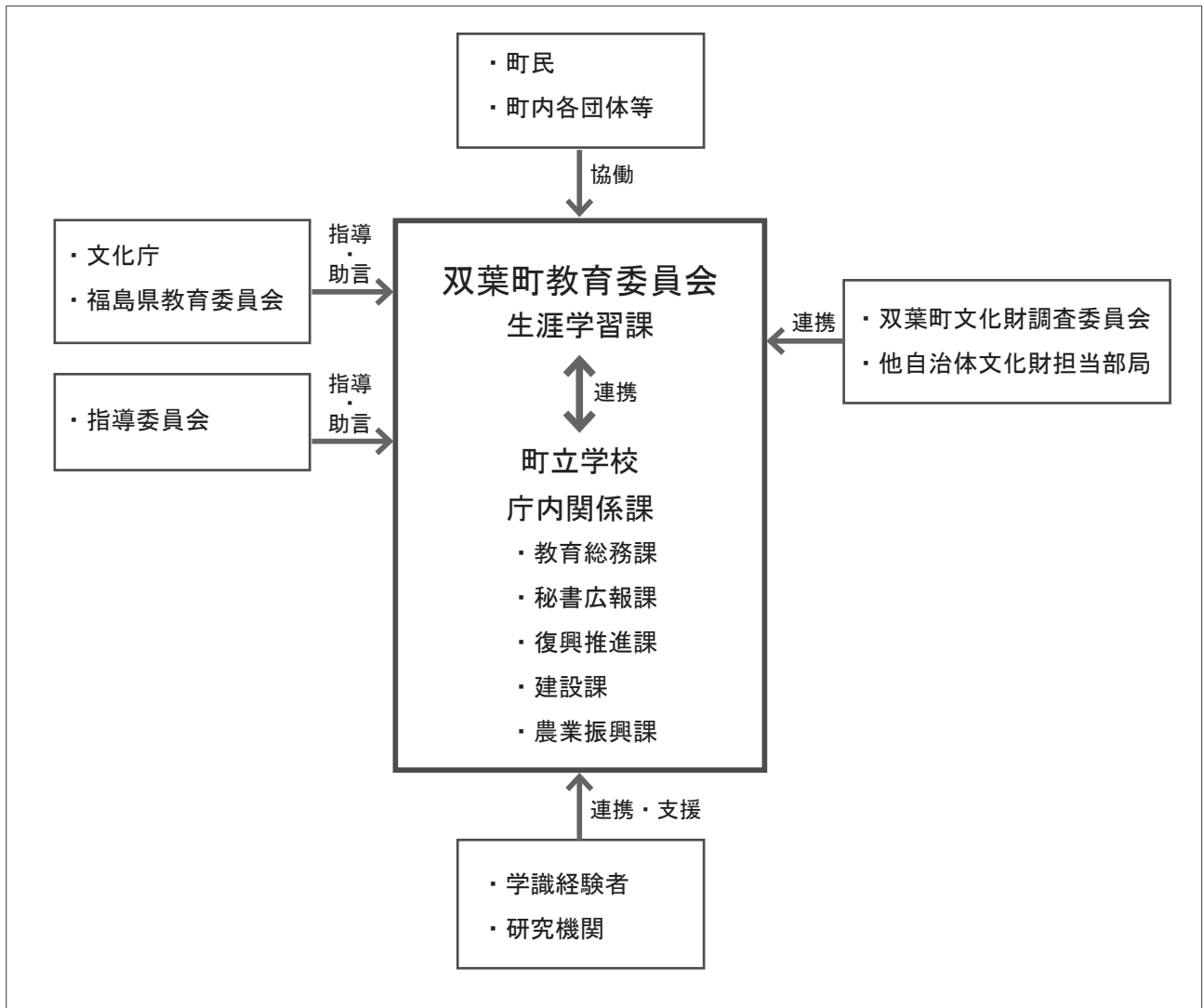
今後、史跡内外の発掘調査や追加指定、整備に向けた協議を進めていくために、保存活用計画策定委員会を発展させた新たな委員会を設置し、事業を途切れることなく推進できる体制を維持する。また、文化庁、福島県教育委員会からも指導・助言を仰ぎ、事業の適切な実施に努める。

### (3) 関係機関及び地域との連携

生涯学習課が中心となり、史跡の持続的な保存活用に取り組むため、史跡の本質的価値、副次的価値を学校教育、広報、まちづくり、景観等を所管する庁内関係課と情報共有し、効果的な連携を図れるように努める。

指導委員会や指導機関に加え、研究機関や学識経験者、他自治体の文化財担当部局等とも情報共有を行い、調査研究における学術的価値の増長、活用においても広域的な連携に発展させる。

また、町民の史跡に対する関心の向上のため、様々な機会を設定し、関係強化を図る。



第10-1図 体制模式図

## 第11章 実施計画

### 第1節 施策の実施計画

第6章から第10章にかけて、保存（保存管理）、活用、調査、整備、運営・体制に関する方向性・基本方針、方法を示してきた。本章ではこれらを具体化させるための施策について、今後も継続する施策の他、本計画策定後の令和8年度から令和12年度を短期的計画、令和13年度以降を中・長期的計画に区分し整理する。ただし、史跡範囲外の遺構については、除染作業の実施等、環境の変化に応じて変動する場合が想定される。

### 第2節 施策の内容

#### (1) 従前からの継続施策

温湿度管理や保存施設周辺環境の点検は、76号横穴墓の保存に欠かせないため今後も継続する。

#### (2) 短期計画（令和8年度～令和12年度）

##### ア. 保存管理

76号横穴墓を中心とする史跡範囲の除草や清掃、植生の管理等適切な保存環境の整備に努めるとともに、史跡整備に向けてわずかに残る民有地の公有化を推進する。清戸迫横穴墓群等の出土遺物は、収蔵庫建設後に町内での保管環境を整備する。

83号横穴墓を中心とする指定地外の遺構については、き損があった場合に早期に把握できるように遺構の状態を日常的に点検する。また、既に避難指示が解除されているB-1地区においては、未除染範囲の除染を要望し、追加指定に向けた調査や活用、整備において前提となる環境の整備に努める。

##### イ. 活用

現時点では史跡内を常時訪れることが困難となっているため、まずは双葉南小学校敷地内への一般人立入りを検討する。壁画の公開再開は今後の課題であるが、ここに壁画が保存されているという実感を得ることは、全町避難により長らく史跡を対外向けに公開できていなかった当町においては活用の第一歩となる。その際、校舎内部への立入りには十分な対策を行いながら、現地に設置されている解説板までは立入ることができる状態とする必要がある。これは、活用の短期計画の中でパンフレットの更新や学校教育、生涯学習事業等を通じた地域との連携、情報発信、体験会等の開催を推進していくうえでも根幹となる施策である。

##### ウ. 調査

整備基本計画策定に向けた清戸迫古墳群4・5号墳の発掘調査を行い、史跡範囲の価値の明確化を図る。

避難指示が解除されているB-1地区においては、追加指定に向けて地区全体の測量調査や分布調査、除染作業の進展に応じた発掘調査を着実に進め、遺跡の学術的価値を高める。未除染の範囲が残り、短期計画の間でどこまでを追加指定の範囲とするかは現時点では明確にできないが、彩色壁画を持つ83号横穴墓が中心になることが想定される。また、調査成果を過去の調査成果と合わせて再検討し、新たな視点で遺跡の価値を明確にする。

帰還困難区域であるB-2地区では、過去の調査で確認されている横穴墓の現況把握を行い、避難指示解除後に検討する本格的な調査に備える。

## エ. 整備

関係法令と調整のうえで、76号横穴墓の保存施設の改修、調査成果に基づく清戸迫古墳群への遊歩道の再整備、解説板や案内板の内容更新・設置といったA地区の整備手法を検討する。

## オ. 運営・体制

史跡整備を推進するため、町行政側の体制を整え、全庁的に連携して事業を運営していく。また、調査指導委員会及び整備指導委員会を設置し、専門的指導・助言を受け円滑に事業を推進する。町文化財調査委員会や他自治体の文化財担当部局とも情報共有を図り、協働体制を構築する。

### (3) 中・長期計画（令和13年度以降）

#### ア. 保存管理

A地区と同様にB-1地区においても適切な保存環境の維持に努める。今後の整備に向けてB-1地区の公有化を進めるとともに、B-2地区の避難指示解除要望を行い、日常的に遺跡全体を点検できる環境を目指す。また、迫地形全体の修景を図るため地権者等との協議を行い、景観を維持する方法を検討する。

#### イ. 活用

短期計画の施策を継続・発展させるとともに、保存施設改修の状況に応じて壁画の一般公開再開を検討する。83号横穴墓をはじめとするB-1地区の遺構についても東日本最大級の横穴墓群を形成するものとして積極的に情報発信していく。また、旧双葉町歴史民俗資料館に代わる新たなガイド機能有する場を検討していく。追加指定に向けた調査の継続が見込まれるため、その成果を積極的に公開し、遺跡の価値を広く共有する。

#### ウ. 調査

短期計画と同様に、当面はB-1地区の追加指定を目指すための調査を継続する。調査範囲は、状況の変化に応じて柔軟に対応する。

#### エ. 整備

短期計画で検討した76号横穴墓の保存施設改修、清戸迫古墳群への遊歩道、各遺構の解説板、町中心部からの案内表示等の施設を整備する。仮に保存施設の改修が長期的な事業となった場合でもその他の整備を先行して進めることとする。

また、現状では指定地外であるB-1地区についても最新の調査成果に基づき、A地区と一体的に遺跡を体感できる整備手法を検討する。短期計画で今後の対策を検討した83号横穴墓は、保存施設建設等恒久的な対策を検討する。

## オ. 運営・体制

周辺環境を考慮しながらも、短期計画で示した連携を強化・発展させ、町の魅力として積極的に発信し、史跡の恒久的な保存につなげる。

第 11- 1 表 実施計画

主な施策	計画期間											
	短期計画					中・長期計画						
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17		
継 続	76号横穴墓の 温湿度管理・目視観察	→										
保 存 (保存管理)	年間の除草・清掃体制検討	→										
	植生管理 (樹木の伐採・伐根)	A地区を優先				B地区は順次						
	76号横穴墓保存施設の 保守点検	→										
	追加指定						追加指定申請	調査の進展に応じて順次				
	公有化の検討・推進	A地区及びB-1地区					B-2地区					
	町内での出土遺物保管	町外機関で仮保管	→			資料搬入						
	B-1地区の点検	→										
	83号横穴墓の保存活用検討	→										
	B-1地区全域の除染要望	→										
	B-2地区・C地区の避難指示 解除要望	→										
迫地形全体の修景	→											
活 用	壁画の一般公開再開	→										
	双葉南小学校敷地内への立入り 検討	→										
	旧双葉町歴史民俗資料館に代わる施設 等における常設展示の設置検討	→										
	学校教育	継続	学校機能搬遷予定									
	パンフレット等の更新・作成	→										
	生涯学習	歴史文化講座等の定期的な開催										
	原寸大レプリカの活用検討	旧双葉町歴史民俗資料館解体までに										
	SNS等による情報発信	→										
	体験会の定期的な開催検討	VR・MR体験会										
	シンポジウム	60周年記念シンポジウムの検討・実施					定期的な調査研究成果の公表					
調 査	発掘調査	A地区及びB-1地区					B-1地区は除染作業完了範囲より順次					
	B地区全域及び周辺範囲の分布 調査	B-1地区	B-2地区	B-2地区								
	測量調査	B-1地区					B-2地区					
	過去の調査成果等の検討	→										
整 備	76号横穴墓保存施設の 改修検討	→										
	整備基本計画策定	→										
	基本設計	→										
	実施設計	→										
	整備工事	→										
	B-1地区の整備手法の検討	→										
	83号横穴墓の保存活用実施	→										
運 営 ・ 体 制	町の運営・体制充実	→										
	指導委員会の設置	整備指導委員会					調査指導委員会					
	連携・支援・協働体制強化	→										

## 第12章 経過観察

### 第1節 方向性

長期的な事業となる本計画の実施にあたっては、史跡を取り巻く環境の変化等も考慮し、必要に応じて内容の見直しを行ったうえで事業を推進していく。そのため、定期的な経過観察を行い、円滑な計画の運用に努める。

### 第2節 方法

経過観察は双葉町教育委員会が主体となり、史跡の維持管理、各施策の状況を定期的に確認し、下記の観察表等により検証を行うこととする。検証結果により明らかとなった課題等については、文化庁、福島県教育委員会、指導委員会からの指導・助言を受け、解決を目指す。第12-1表に示す点検内容毎に各年点検を行い、課題を抽出して改善を図っていく。

第12-1表 観察表

項目	点検内容	実施期間
保存管理	史跡の維持管理(除草・清掃)	各月
	表記の統一	短期計画
	保存環境の整備に向けた情報収集	
	植生管理	
	公有化に向けた地権者との協議	
	出土遺物の町内保管	
活用	学校教育との連携	各年
	地域との連携	
	SNS等での情報発信	
	史跡範囲の常時見学の可否	短期計画
	定期的なイベントの開催	
	壁画の一般公開	中・長期計画
	史跡に関わる展示機能の検討・実施	
	パンフレット等の更新・作成	
調査	環境調査(温湿度測定・壁画の目視観察)	各年
	発掘調査等による史跡の本質的価値の再整理	
	追加指定に向けた継続的な調査	
整備	保存施設改修に関する関係法令と調整	短期計画
	崖に対する安全対策の検討・実施	中・長期計画
	現地における史跡範囲の明示	
	史跡範囲周辺部を含む動線の整備・更新	
	保存施設改修	
	指定地外の遺構に対する整備手法の検討	
運営・体制	町行政側の体制充実に向けた取り組み	各年
	関係機関や庁内連携	短期計画
	町民との協働体制強化	

# 資料編



## 1. 双葉町清戸迫横穴保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 国指定史跡清戸迫横穴(所在地 双葉町大字新山字清戸迫地内。以下「清戸迫横穴」という。)の貴重な価値を損なうことなく恒久的に保存し、後世に正しく伝えるとともに、清戸迫横穴を広く周知活用するための保存整備に関わる計画の策定及び実施を目的として、保存、整備、活用、調査及び研究の専門的な指導及び助言を得るため、双葉町清戸迫横穴保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 清戸迫横穴の保存に関すること。
- (2) 清戸迫横穴の整備及び活用に関すること。
- (3) 清戸迫横穴の調査及び研究に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、8人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから双葉町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 清戸迫横穴の保存、整備、活用、調査及び研究に関する学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 地域社会関係者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が招集する。

2 委員会の議長は委員長が当たる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、教育長が別に定める。

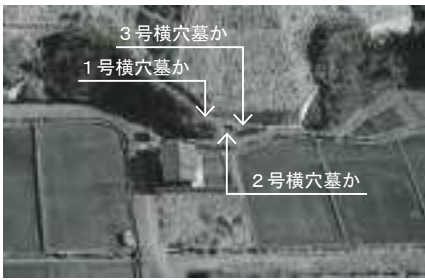
附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 清戸迫横穴保存委員会設置要綱は、廃止する。



### 3. 清戸迫横穴墓群・清戸迫古墳群 写真

#### 3-1. 清戸迫横穴墓群 (帰還困難区域除く)



π群 (1971年)



α群 39号横穴墓 (1967年)



α群 40号横穴墓 (1967年)



α群 41号横穴墓 (1967年)



α群 42号横穴墓 (1967年)



α群 43号横穴墓 (1967年)



α群 44号横穴墓 (1967年)



α群 45号横穴墓 (1967年)



α群 56号横穴墓 (1967年)



α群 57号横穴墓 (1967年)



α群 76号横穴墓



α群 77号横穴墓



β群 46号横穴墓 (1967年)



β群 47号横穴墓 (1967年)



β群 48号横穴墓 (1967年)



β群 49号横穴墓 (1967年)



β群 50号横穴墓 (1967年)



β群 51号横穴墓 (1967年)



β群 52号横穴墓 (1967年)



β群 53号横穴墓 (1967年)



β群 58号横穴墓 (1967年)



β群 59号横穴墓 (1967年)



β群 74号横穴墓 (1967年)



Σ群 25号横穴墓 (1967年)



Σ群 26号横穴墓 (1967年)



Σ群 27号横穴墓 (1967年)



Σ群 28号横穴墓 (1967年)



Σ群 29号横穴墓 (1967年)



Σ群 30号横穴墓 (1967年)



Σ群 31号横穴墓 (1967年)



Σ群 32号横穴墓 (1967年)



Σ群 33号横穴墓 (1967年)



Σ群 34号横穴墓 (1967年)



Σ群 35号横穴墓 (1967年)



Σ群 36号横穴墓 (1967年)



Σ群 37号横穴墓 (1967年)



Σ群 38号横穴墓 (1967年)



Σ群 54号横穴墓 (1967年)



Σ群 55号横穴墓 (1967年)



Σ群 60号横穴墓 (1967年)



Σ群 61号横穴墓 (1967年)



Σ群 62号横穴墓 (1967年)



Σ群 63号横穴墓 (1967年)



Σ群 64号横穴墓 (1967年)



Σ群 65号横穴墓 (1967年)



Σ群 66号横穴墓 (1967年)



Σ群 67号横穴墓 (1967年)



Σ群 68号横穴墓 (1967年)



Σ群 69号横穴墓 (1967年)



Σ群 70号横穴墓 (1967年)



Σ群 71号横穴墓 (1967年)



G群 1号横穴墓 (1984年)



G群 2号横穴墓 (1984年)



G群 3号横穴墓 (1984年)



G群 4号横穴墓 (1984年)



G群 5号横穴墓 (1984年)



G群 6号横穴墓



G群 7号横穴墓 (1984年)



G群 番号不明横穴墓 1



G群 番号不明横穴墓 2



G群 番号不明横穴墓 3



G群 番号不明横穴墓 4



H群 1号横穴墓



H群 2号横穴墓



H群 3号横穴墓



H群 4号横穴墓



H群 5号横穴墓



H群 6号横穴墓



H群 7号横穴墓



H群 8号横穴墓



H群 9号横穴墓



H群 10号横穴墓



H群 11号横穴墓



H群 12号横穴墓



H群 13号横穴墓



H群 14号横穴墓



H群 15号横穴墓



H群 16号横穴墓



H群 17号横穴墓



H群 18号横穴墓



H群 19号横穴墓



I群 1号横穴墓



I群 2号横穴墓



I群 3号横穴墓



I群 4号横穴墓



I群 5号横穴墓



I群 6号横穴墓



I群 7号横穴墓



I群 8号横穴墓



J群 1号横穴墓 (1984年)



J群 2号横穴墓



J群 3号横穴墓



J群 4号横穴墓



J群 5号横穴墓 (1984年)



Y群 4号横穴墓



Y群 5号横穴墓



Y群 6号横穴墓



Y群 7号横穴墓



Y群 8号横穴墓



Y群 9号横穴墓



Y群 10号横穴墓 (1984年)



Y群 11号横穴墓 (1984年)



Y群 12号横穴墓



Y群 13号横穴墓



Y群 14号横穴墓



Y群 15号横穴墓



Y群 16号横穴墓



Y群 17号横穴墓



Y群 18号横穴墓



Y群 19号横穴墓 (1984年)



Y群 20号横穴墓 (1984年)



Y群 21号横穴墓



Y群 22号横穴墓 (1984年)



Y群 23号横穴墓



Y群 24号横穴墓



Y群 78号横穴墓



Y群 79号横穴墓



Y群 80号横穴墓



Y群 81号横穴墓か



Z群 82号横穴墓



Z群 83号横穴墓



Z群 84号横穴墓



Z群 85号横穴墓



Z群 86号横穴墓



Z群 87号横穴墓



Z群 88号横穴墓



Z群 89号横穴墓



Z群 90号横穴墓 (1984年)



Z群 91号横穴墓



Z群 92号横穴墓



甲群 1号横穴墓 (1987年)



1号横穴墓



2号横穴墓



3号横穴墓



4号横穴墓

### 3-2. 清戸迫古墳群



1号墳



2号墳



3号墳



4号墳



5号墳



6号墳 (1967年)



7号墳 (1967年)



8号墳



9号墳



10号墳



11号墳



12号墳



13号墳



14号墳



15号墳



16号墳



17号墳



18号墳



19号墳



20号墳



21号墳



22号墳



23号墳



24号墳



25号墳



26号墳



27号墳



28号墳



29号墳



30号墳

## 4. 引用・参考文献

- 大竹憲治 2016 「石城における線刻画及び線刻意匠のある横穴墓再考」  
『考古学は化学か 下 田中良之先生追悼論文集』
- 乙益重隆・森貞次郎 1987 「「渾脱の舞」清戸迫横穴第 77 号墓出土の鋸歯状木製品を中心として」  
『東アジアの考古と歴史 下』同朋舎
- 末永福夫 2013 「旧相馬藩領南部に於ける「迫」という地名の意味と表記について」  
日本地図学会『地図』第 51 卷 Supplement 号
- 利根山光人 1976 『装飾古墳』平凡社
- 福島県 1964 『福島県史』第 6 卷 資料編 1 考古資料
- 双葉高校史学部 1968 『双葉史学』第 10 号
- 双葉高校史学部 1969 『双葉史学』第 12 号
- 双葉高校史学部 1970 『双葉史学』第 13 号
- 双葉高校史学部 1982 『双葉史学』第 15 号
- 双葉町 1984 『双葉町史』第 2 卷 原始・古代・中世資料
- 双葉町 1995 『双葉町史』第 1 卷 通史編
- 双葉町 2017 『双葉町東日本大震災記録誌』
- 双葉町ほか 2025 『双葉町の歴史を救う、守る、伝える - 双葉町文化遺産保全活動・12 年の記録 -』
- 双葉町教育委員会 1974 『沼の沢古墳群発掘調査報告』
- 双葉町教育委員会 1982 『沼の沢第 3 号墳発掘調査報告』
- 双葉町教育委員会 1984 『標葉における横穴墓群の研究—双葉町に所在する装飾横穴墓を主とする調査—』  
双葉町埋蔵文化財調査報告第 1 冊
- 双葉町教育委員会 1985 『清戸迫横穴墓群』
- 双葉町教育委員会 1987 『清戸迫甲群一号横穴墓・塚ノ腰 10 号墳』双葉町埋蔵文化財調査報告第 6 冊
- 双葉町教育委員会 2002 『標葉・沼ノ沢 B 遺跡』双葉町埋蔵文化財調査報告第 24 冊
- 双葉町教育委員会 2003 『塚ノ腰古墳群 双葉町郡山における塚ノ腰 1 号墳・2 号墳の調査』  
双葉町埋蔵文化財調査報告第 25 冊
- 双葉町教育委員会 2003 『標葉・東西郷内横穴墓群』双葉町埋蔵文化財調査報告第 26 冊
- 双葉町歴史民俗資料館 1994 『清戸迫装飾横穴墓の出現とその時代—双葉町より発見された、  
さまざまな装飾横穴墓—』
- 吉野高光 2021 「線刻画を有する稲荷迫横穴墓群」西村慎太郎・泉田邦彦編『大字誌両竹』3 蕃山房

## 5. 関係法令

### 5-1. 文化財保護法

(昭和二十五年法律第二百十四号)  
最終改正：令和四年法律第六十八号

#### 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(中略)

3 この法律の規定(第九十九条、第一百条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第十号及び第十一号、第一百六十五条並びに第一百七十一条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(中略)

#### 第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合

において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にななければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合

において、当該遺跡の保護に必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条(同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。)及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法(平成十八年法律第七十三号)第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもちて足りる。

2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

第一百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会(当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第一百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めるときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないときも認めるときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第一百三条 第一百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

第一百四条 第一百条第一項に規定する文化財又は第一百二条第二項に規定する文化財(国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

第一百五条 第一百条第二項に規定する文化財又は第一百二条第二項に規定

する文化財(前条第一項に規定するものを除く。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

第一百六条 政府は、第一百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第一百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第一百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第一百七条 都道府県の教育委員会は、第一百五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第一百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

第一百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第一百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十三条を除き、以下この章において同じ。)は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会

は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べるができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じて文化庁長官に対して意見を述べるができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第百三十三条の二第一項を除く。)及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律

に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の

措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分て政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、

文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第百二十九条の四 第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十五号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届出ることをもつて足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第百二十九条の五 文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

第三百三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物(第一百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。)以外の記念物(第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第九十九条第三項から第五項まで並びに第一百一十一条第一項の規定を準用する。

第三百三十三条 前条の規定により登録された記念物(以下「登録記念物」という。)については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六八条、第一百一十一条第二項及び第三項並びに第一百三十三条から第二百条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第九十九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき(第一百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会)が行つたときを含む。)」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第一百三十三条第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第一百八条及び第二百条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替るものとする」と、第一百八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第二百条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替るものとする。

(登録記念物保存活用計画の認定)

第三百三十三条の二 登録記念物の管理団体(前条において準用する第一百三十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。)又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、登録記念物の保存及び活用に関する計画(以下「登録記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 登録記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものと

する。

一 当該登録記念物の名称及び所在地

二 当該登録記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該登録記念物の現状変更に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該登録記念物保存活用計画の実施が当該登録記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該登録記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が登録記念物の現状変更を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(現状変更の届出の特例)

第三百三十三条の三 前条第三項に規定する事項が記載された登録記念物保存活用計画が同条第四項の認定(次条において準用する第六十七条の三第一項の変更の認定を含む。第五十五条第二項第二十六号において同じ。)を受けた場合において、当該登録記念物の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第一百三十三条において準用する第六十四条第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(準用)

第三百三十三条の四 登録記念物保存活用計画については、第六十七条の三及び第六十七条の五から第六十七条の七までの規定を準用する。この場合において、第六十七条の三第一項中「前条第四項」とあるのは「第一百三十三条の二第四項」と、同条第二項中「前条第四項及び第五項」とあるのは「第一百三十三条の二第四項及び第五項」と、第六十七条の五中「第六十七条の二第四項」とあるのは「第一百三十三条の二第四項」と、第六十七条の六第一項中「第六十七条の二第四項各号」とあるのは「第一百三十三条の二第四項各号」と読み替るものとする。

(中略)

第十二章 補則

(中略)

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの(前項に規定する指定を行っているものを除く。)のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

4 第二項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(第八十二条第三項に規定する登録をした文化財の登録の提案)

第八十二条の二 都道府県又は市町村の教育委員会(地方文化財保護審議会を置くものに限る。以下この条において同じ。)は、前条第三項に規定する登録をした文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七

第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第三百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

2 都道府県又は市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第三百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした都道府県又は市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(地方債についての配慮)

第百八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

(文化財保存活用大綱)

第百八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱(次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。)を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

(文化財保存活用地域計画の認定)

第百八十三条の三 市町村の教育委員会(地方文化財保護審議会を置くものに限る。)は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画(以下この節及び第百九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針

二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容

三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項

四 計画期間

五 その他文部科学省令で定める事項

3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会(第百八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあっては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第百八十三条の五第二項において同じ。)の意見を聴かなければならない。

4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。

6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。

8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

(認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更)

第百八十三条の四 前条第五項の認定を受けた市町村(以下この節及び第百九十二条の六第二項において「認定市町村」という。)の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。

(認定市町村の教育委員会による文化財の登録の提案)

第百八十三条の五 認定市町村の教育委員会は、第百八十三条の三第五項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。第百八十三条の七第一項及び第二項において同じ。)を受けた文化財保存活用地域計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第百九十二条の六において「認定文化財保存活用地域計画」という。)の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第三百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしようとするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第三百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした認定市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(認定文化財保存活用地域計画の実施状況に関する報告の徴収)

第百八十三条の六 文化庁長官は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第百八十三条の七 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第百八十三条の三第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。

3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公表するよう努めなければならない。

(市町村への助言等)

第百八十三条の八 都道府県の教育委員会は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。

2 国は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするように努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、国、都道府県及び市町村は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

4 市町村の長及び教育委員会は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

(協議会)

第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県

三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体

四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うことができる。

一 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第八十三条、第二百一十二条第二項(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第八十三条及び第七十二条第三項で準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十六条の十第二項、第七十七条第二項(第九十一条で準用する場合を含む。)、第八十三条、第八十七条第二項、第九十条の七第二項、第百八十八条、第百二十条、第二百二十九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。)の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第二百五十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

三 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で準用する場合を含む。)、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令

四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第五十四条(第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第百三十条(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第九十二条第一項(第九十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。)により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百五十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百五十五条第五項

二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第百三十一条第二項

三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項

5 前項の補償額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

(認定市町村の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条の二 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる。

2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場合には、前条第二項、第四項(第三号に係る部分を除く。))及び第五項から第八項までの規定を準用する。

3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日以前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又は許可の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。

4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前になされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行うこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行つた申請等の行為とみなす。

(出品された重要文化財等の管理)

第百八十五条 文化庁長官は、政令で定めるところにより、第四十八条(第八十五条で準用する場合を含む。)の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を、都道府県又は指定都市等の教育委員会が行うこととすることができる。

2 前項の規定により、都道府県又は指定都市等の教育委員会が同項の管理の事務を行う場合には、都道府県又は指定都市等の教育委員会は、その職員のうちから、当該重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

(修理等の施行の委託)

第百八十六条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八条第一項又は第七十条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第九十八条第一項の規定による発掘の施行及び第百二十三条第一項又は第七十条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八条第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九条の規定を、第九十八条第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九条の規定を、第百二十三条第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九条の規定を準用する。

(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第百八十七条 都道府県又は指定都市の教育委員会は、次の各号に掲げる者の求めに応じ、当該各号に定める管理、修理又は復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

一 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者 当該重要文化財の管理(管理団体がある場合を除く。))又は修理

二 重要有形民俗文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者(第八十条において準用する第三十一条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者をいう。) 当該重要有形民俗文化財の管理(管理団体がある場合を除く。))又は修理

三 史跡名勝天然記念物の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者 当該史跡名勝天然記念物の管理(管理団体がある場合を除く。))又は復旧

2 都道府県又は指定都市の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

(書類等の経由)

第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会(当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。))を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受領したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなけ

ればならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

(地方文化財保護審議会)

第百九十条 都道府県及び市町村(いずれも特定地方公共団体であるものを除く。)の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(文化財保護指導委員)

第百九十一条 都道府県及び市町村の教育委員会(当該都道府県及び市町村が特定地方公共団体である場合には、当該特定地方公共団体に)、文化財保護指導委員を置くことができる。

2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。

3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

(事務の区分)

第百九十二条 第百十条第一項及び第二項、第百十二条第一項並びに第百十条第三項及び第百十二条第四項において準用する第百九条第三項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四節 文化財保存活用支援団体

(文化財保存活用支援団体の指定)

第百九十二条の二 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体(以下この節において「支援団体」という。)として指定することができる。

2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援団体の業務)

第百九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。

二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。

四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

(監督等)

第百九十二条の四 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反

したときは、第百九十二条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第百九十二条の五 国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(文化財保存活用地域計画の作成の提案等)

第百九十二条の六 支援団体は、市町村の教育委員会に対し、文化財保存活用地域計画の作成又は認定文化財保存活用地域計画の変更をすることを提案することができる。

2 支援団体は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、当該文化財について第百八十三条の五第一項の規定による提案をするよう要請することができる。

第十三章 罰則

第百九十三条 第四十四条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要文化財を輸出した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第百九十四条 第八十二条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要有形民俗文化財を輸出した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百九十五条 重要文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡に至らしめた者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わぬで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項(第百八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項(第百八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第百二十三条第二項(第百八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第百九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項(第四十七条第三項(第八十三条で準用する場合を含む。)、第百二十三条第二項、第百八十六条第二項又は第百八十七条第二項で準用する場合を含む。)、第四十九条(第八十五条で準用する場合を含む。))又は第百八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の

過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第三十六条第一項(第八十三条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

二 正当な理由がなくて、第二百一十一条第一項(第七十二条第五項で準用する場合を含む。)又は第二百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

三 正当な理由がなくて、第三百三十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかつた者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

二 第四十六条(第八十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項(第八十三条において準用する場合を含む。)に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第四十八条第四項(第五十一条第三項(第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条において準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者

四 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかつた者

五 第五十三条の六(第八十五条の四(第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))及び第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第五十四条(第八十六条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第五十五条、第六十七条の五(第九十条の四及び第三百三十三条の四において準用する場合を含む。)、第六十八条(第九十条第三項及び第三百三十三条において準用する場合を含む。)、第七十六条の四(第八十九条の三において準用する場合を含む。)、第七十六条の五(第九十条の十一において準用する場合を含む。)、第二百二十九条の五(第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第三百十条(第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第三百一十一条又は第四百十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又

は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

七 正当な理由がなくて、第二百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十八条第五項、第二十九条第四項(第七十九条第二項において準用する場合を含む。)、第五十六条第二項(第八十六条において準用する場合を含む。))又は第五十九条第六項若しくは第六十九条(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者

二 第三十一条第三項(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第八十条及び第一百九条第二項(第三百三十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第三十二条(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第八十条及び第二百二十条(第三百三十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第三十三条(第八十条、第一百八条及び第二百二十条(これらの規定を第三百三十三条において準用する場合を含む。))並びに第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条(第八十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第四十三条の二第一項、第五十三条の四若しくは第五十三条の五(これらの規定を第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))、第六十一条若しくは第六十二条(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第六十四条第一項(第九十条第三項及び第三百三十三条において準用する場合を含む。))、第六十五条第一項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第六十七条の四、第七十三条、第七十六条の九、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第八十五条の三(第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))、第九十条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百五十五条第二項(第二百二十条、第三百三十三条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第二百七条第一項、第二百九条の四(第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))、第三百三十三条の三、第三百三十六条又は第三百三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項(第三十四条の三第二項(第八十三条において準用する場合を含む。))、第六十条第四項及び第六十三条第二項(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。))並びに第八十条において準用する場合を含む。))又は第一百五十五条第四項(第三百三十三条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

## 5-2. 文化財保護法施行令

(昭和五十年政令第二百六十七号)  
最終改正：令和六年政令第七十四号

内閣は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第五十七条の三第一項、第八十条の二及び第八十三条の三第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))並びに文化財保護法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第四十九号)附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

(中略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。)が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項(法第八十三条、第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。))の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。))並びに法第三十六条第三項(法第八十三条、第

百二十一条第二項(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第四十六条の二第二項及び第二百九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項(法第二百五条第三項において準用する場合を含む。))の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。))の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。))

三 法第五十一条第五項(法第五十一条の二(法第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。))の規定による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限り。))及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。))

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定

による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会(当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長)が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務(法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会(当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限り。)

三 法第五十四条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第五十五条の規定による調査(第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限り。)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからイまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第一百五十五条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。))が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。))を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。))内において行われる場合、第一号又は掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ロに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからイまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限り。))に係る法第二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。))で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限り。))であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。))の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限り。))又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限り。))

二 法第一百五十五条第一項(法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。))に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限り。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限り。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のために必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のために必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。))の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限り。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限り。))を対象とする場合に限り。))又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限り。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。))における現状変更等

二 法第三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからイまでに掲げる現状変更等に係る法第二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限り。)

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

(認定市町村の教育委員会が処理することができる事務)

第六条 法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村(法第八十三条の三第五項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下この条及び第八条において同じ。))の教育委員会(当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。))が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一 前条第三項第一号及び第三号に掲げる事務(同項第一号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限り。)

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限り。)

2 法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村である町村の教育委員会(当該町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該町

村の長。以下この項において同じ。)が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三條第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 前条第四項第一号イからイまで及びロに掲げる現状変更等(認定市町村である町村の区域(管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。)内において行われる場合に限り、同項第一号イからイまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)

ロ 前条第四項第一号ヌに掲げる現状変更等(当該現状変更等を行う動物園又は水族館が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。)

ハ イ及びロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定市町村である町村の教育委員会(当該管理計画が認定町村の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下このハ及び第九項において同じ。)における現状変更等(当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。)

二 法第三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

三 文化庁長官は、法第八十四条の二第一項の規定により前二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の教育委員会がその事務を行うこととするについて、あらかじめ、当該認定市町村の属する

都道府県の教育委員会(前条第三項又は第四項の規定によりその事務の全部又は一部を行っているものに限る。)に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならない。

四 認定市町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。

五 文化庁長官は、法第八十四条の二第一項の規定により第一項又は第二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならない。

六 前三項の規定は、前項の規定に基づき告示された事務の内容若しくは当該事務を行うこととした期間を変更し、又は当該事務を認定市町村の教育委員会が行わないこととする場合について準用する。

七 第五項に規定する場合においては、法の規定中同項(前項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定に基づき告示された事務に係る文化庁長官に関する規定は、特定認定市町村(法第八十四条の二第一項の規定により当該事務を行うこととされた認定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。)の教育委員会に関する規定として特定認定市町村の教育委員会に適用があるものとする。

八 第五項の規定に基づき告示された期間における当該特定認定市町村の属する都道府県の教育委員会についての前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「属する事務」とあるのは「属する事務(次条第五項の規定に基づき告示された事務を除く。)」と、同条第六項及び第七項中「市の」とあるのは「市又は次条第七項に規定する特定認定市町村である町村の」とする。

九 前条第八項の規定は、第二項第一号ハの規定による指定区域の指定について準用する。

(後略)

### 5-3. 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号)  
最終改正：平成三十一年文部科学省令第七号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項(法第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三條第一項において同じ。))の規定により当該許可を都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。))町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が法第五十三條の八第一項に規定する特定地方公共団体(第六條第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。))である場合に於ては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三條第一項において同じ。)が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。))又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。))の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

二 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添付書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地番、う、を表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

二 前条第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等を行うとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百二十五条第一項ただし書

の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。)第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村)

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項(令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨

二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

#### 5-4. 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

(昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号)

最終改正：平成三十一年文部科学省令第七号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基き、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。))又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。))の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 管理責任者が個人である場合にあっては、その職業及び年齢

七 選任の年月日

八 選任の事由

九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第二条 法百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 解任の年月日

七 解任の事由

八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 旧所有者の氏名又は名称及び住所

五 新所有者の氏名又は名称及び住所

六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積

七 変更の年月日

八 変更の事由

九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所

七 新管理責任者が個人である場合にあっては、その職業及び年齢

八 変更の年月日

九 変更の事由

十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第二百十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項  
(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、毀損等」という。)の事実の生じた日時
- 八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度  
十 毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響

十一 滅失、毀損等の事実を知つた日  
十二 滅失、毀損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項

二 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第一百五十二条第二項(法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

二 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

## 5-5. 文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

(平成二年四月二八日)

最終改正：平成三十一年三月二十九日

地方自治法(昭和二年法律第六七号)第二百四十五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号イからルまで並びに令第六条第二項第一号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県若しくは市(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会(当該都道府県又は市が文化財保護法(昭和二年法律第二一四号。以下「法」という。)第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(以下単に「特別地方公共団体」という。)である場合にあっては、当該都道府県知事の知事又は当該市の長。以下同じ。)又は認定市町村(法第八十三条の三第五項の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。)である町村の教育委員会(当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下同じ。)が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

### I 共通事項

(一) 現状変更等が「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域においては、「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって現状変更等が行われる場合であっても、当該現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

(二) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画(保存管理計画)」に定められた保存(保存管理)の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがある場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等

が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき法第二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第二十五条第三項において準用する法第四十三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。

⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

### II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一)「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和五五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から二年を超える場合
- ③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによ

る都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(四)新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

#### 二 令第五条第四項第一号口関係

(一)新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二)新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

#### 三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一)「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道

(二)「道路」には、道路法(昭和二十七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三)「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四)「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五)道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六)工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

#### 四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一)「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第一百五

一項の標識、説明版、境、界標、囲さくその他の施設をいう。

(二)設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三)標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

#### 五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一)「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二)「その他これらに類する工作物」には、側溝、渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

(三)設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

#### 六 令第五条第四項第一号ヘ関係

(一)除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二)除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

#### 七 令第五条第四項第一号ト関係

(一)「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二)「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三)木竹の伐採が、法第二百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

(中略)

#### 十二 令第六条第二項第一号イ及びロ関係

令第六条第二項第一号イ及びロに掲げる現状変更等については、一から十二までの基準を準用する。

(後略)

## 5-6. 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧に関する規則

(昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号)  
最終改正：平成三十一年文部科学省令第七号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第八十条の二第一項(同法第九十条第二項で準用する場合を含む。)の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

#### (復旧の届出)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
  - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
  - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
  - 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
  - 八 復旧を必要とする理由
  - 九 復旧の内容及び方法
  - 十 復旧の着手及び終了の予定時期
  - 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
  - 十二 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第一百八条又は第二百十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第二百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第六十七号第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天

然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七号第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

## 5-7. 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第十五条第一項及び第七十二条第一項(同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。)の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

(標識)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第百十五号第一項(法第二十号及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称

二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会(当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合に於ては、当該都道府県又は指定都市)の名称。第四条第三項において同じ。)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

## 5-8. 都市計画法

(前略)

第三章 都市計画制限等

第一節 開発行為等の規制

(中略)

第三十四条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為(主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。)については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしない。

一 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

二 市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供

一 法第六十八号第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第六十九号第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

## (昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号) 最終改正：平成三十一年文部科学省令第七号

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合に特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

## (昭和四十三年法律第百号) 最終改正：令和七年法律第五十一号

する目的で行う開発行為

三 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、当該特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築し、又は建設することが困難なもの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

四 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第二十九条第一項第二号の政令で定める建築物以外のものの建築又は市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為

五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る土地において当該所有権移転等促進計画に定める利用目的(同項第二号に規定する農林業等活性化基盤施設である建築物の建築の用に供するためのものに限る。)に従つて行う開発行為

六 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となつて助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

七 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

八 政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第一種特定工作物で、市街化区域内において建築し、又は建設することが不適当なものとして政令で定めるものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

八の二 市街化調整区域のうち災害危険区域等その他の政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内に存する建築物又は第一種特定工作物に代わるべき建築物又は第一種特定工作物(いずれも当該区域外において従前の建築物又は第一種特定工作物の用途と同一の用途に供されることとなるものに限る。)の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

九 前各号に規定する建築物又は第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当なものとして政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

十 地区計画又は集落地区計画の区域(地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。)内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

十一 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね五十以上の建築物(市街化区域内に存するものを含む。)が連たんしている地域のうち、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県(指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。)の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、

予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの

十二 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの

十三 区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して六月以内に国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものが、当該目的に従つて、当該土地に関する権利の行使として行う開発行為(政令で定める期間内に行うものに限る。)

十四 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認める開発行為(開発許可の特例)

第三十四条の二 国又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村若しくは都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合若しくは港務局(以下「都道府県等」という。)が行う都市計画区域若しくは準都市計画区域内における開発行為(第二十九条第一項各号に掲げる開発行為を除く。)又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為(同条第二項の政令で定める規模未満の開発行為及び同項各号に掲げる開発行為を除く。)については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、開発許可があつたものとみなす。

二 第三十二条の規定は前項の協議を行おうとする国の機関又は都道府県等について、第四十一条の規定は都道府県知事が同項の協議を成立させる場合について、第四十七条の規定は同項の協議が成立したときについて準用する。

(後略)

## 5-9. 福島県建築基準法施行条例

(昭和二十六年八月七日 福島県条例第六十号)  
最終改正：平成二十三年七月十二日条律第八十号

(前略)

(がけ)

第5条 この条において「がけ」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地をいい、「がけ高」とは、がけ下端よりその最高部までの高さをいう。

2 高さ2メートルを超えるがけの下端からの水平距離ががけ高の2倍以内の場所に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合は、構造耐力上安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 堅固な地盤を切って斜面とするがけ又は特殊な構造によるがけで安全上支障がないと認められる場合

二 がけの下に建築物を建築する場合において、当該建築物とがけ下端との水平距離が20メートルを超える場合

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域又は

同法第8条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域に建築する場合

3 前項の擁壁の構造は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第142条の規定によるほか、土の摩擦角が30度以下(土質が堅固で支障がない場合は45度以下)で基礎と地盤との摩擦係数が0.3以下(土質が良好で支障がない場合は0.5以下)の場合にも安全でなければならない。

4 擁壁を設ける場合には、次の各号の規定によらなければならない。

一 壁面の面積3平方メートル以内ごとに耐水材料を用いた水抜穴を設けること。

二 水抜き穴の裏面の周辺その他必要な箇所に砂利等の透水性の層を設けること。

5 前項の擁壁の上部又はがけの上部若しくは斜面の上部には、適当な排水設備を設けなければならない。

(後略)

## 5-10. 農地法

(昭和二十七年法律第二百二十九号)  
最終改正：令和四年法律第六十八号

(前略)

第二章 権利移動及び転用の制限等

(中略)

(農地の転用の制限)

第四条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農地又は

採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 次条第一項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合  
二 国又は都道府県等(都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。)が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合  
三 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同条第一項の権利に係る農地を当該農用地利用集積等促進計画に定める利用目的に供する場合  
四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合  
五 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第五条第一項の規定により作成された活性化計画(同条第四項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。)に従つて農地を同条第二項第二号に規定する活性化事業の用に供する場合又は同法第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、若しくは移転された同法第五条第十項の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合  
六 土地収用法その他の法律によつて収用し、又は使用し農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合  
七 市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の市街化区域と定められた区域(同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。)をいう。)内にある農地を、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものにする場合  
八 その他農林水産省令で定める場合  
2 前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事等に提出しなければならない。  
3 農業委員会は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事等に送付しなければならない。  
4 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき(同項の申請書が同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものであるときに限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第四十三条第一項に規定する都道府県機構(以下「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。  
5 前項に規定するもののほか、農業委員会は、第三項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。  
6 第一項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。)に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画(以下単に「農用地利用計画」とい

う。)において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合  
イ 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)内にある農地  
ロ イに掲げる農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの(市街化調整区域(都市計画法第七条第一項の市街化調整区域をいう。以下同じ。)内にある政令で定める農地以外の農地にあつては、次に掲げる農地を除く。)  
(1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるもの  
(2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの  
二 前号イ及びロに掲げる農地(同号ロ(1)に掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外のものにしようとする場合にいて、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められるとき。  
三 申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが事実と認められない場合  
四 申請に係る農地を農地以外のものにするにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合  
五 申請に係る農地を農地以外のものにするにより、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として政令で定める場合  
六 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが事実と認められないとき。  
7 第一項の許可は、申請に係る農地を農地以外のものにする行為が完了するまでの間において当該行為の実施状況について農業委員会を経由して都道府県知事等に報告することその他の必要な条件を付けてしなければならない。  
8 国又は都道府県等が農地を農地以外のものにしようとする場合(第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。  
9 都道府県知事等は、前項の協議を成立させようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならない。  
10 第四項及び第五項の規定は、農業委員会が前項の規定により意見を述べようとする場合について準用する。  
11 第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。  
(後略)

## 5-11. 農業振興地域の整備に関する法律

(昭和四十四年法律第五十八号)  
最終改正：令和四年法律第六十八号

(前略)  
第三章 農業振興地域の指定等  
(中略)  
(農業振興地域の区域の変更等)

第七条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針の変更により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した農業振興地域の区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。

2 前条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による変更又は解除について準用する。  
第四章 農業振興地域整備計画  
(中略)  
(農業振興地域整備計画の変更)  
第十三条 都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生

じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。市町村の定めた農業振興地域整備計画が第九条第一項の規定による農業振興地域整備計画の決定により変更を必要とするに至つたときも、同様とする。

二 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、することができる。

一 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

二 当該変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

三 前号に掲げるもののほか、当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

四 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

五 当該変更により、農用地区域内の第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

六 当該変更に係る土地が第十条第三項第二号に掲げる土地に該当する場合にあつては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。

三 都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、当該市町村の定めた農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画について第一項の規定による変更をするための必要な措置をとるべきことを指示することができる。

四 第八条第四項及び第十一条(第十二項を除く。)の規定は市町村が行う第一項の規定による変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について、第九条第二項及び第十一条第二項の規定は都道府県が行う第一項の規定による変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について、第十二条の規定は同項の規定による変更について準用する。この場合において、同条第二項中「当該農業振興地域整備計画書」とあるのは、「当該変更後の農業振興地域整備計画書」と読み替へるものとする。

五 都道府県知事は、第二項に規定する農用地区域の変更(以下この条において「除外目的変更」という。)に係る農業振興地域整備計画の変更に関する前項において準用する第八条第四項の規定による協議があつた場合において、当該除外目的変更に係る土地が集団的に存在する農用地であることその他の事由により当該除外目的変更が都道府県面積目標に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の同意をするかどうかを判断するため、当該市町村に対し、当該影響を緩和するために当該市町村が講じようとする措置その他の農林水産省令で定める事項を記載した書面の提出を求めるとする。

六 都道府県知事は、前項に規定する協議があつた場合において、当該協議に係る除外目的変更が、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、第四項において準用する第八条第四項の同意をするものとする。

一 除外目的変更が第二項各号に掲げる要件の全てを満たすと認められること。

二 除外目的変更が、当該都道府県における農用地等の確保の状況(前項の書面の提出を受けた場合にあつては、当該書面により把握した状況を含む。)からみてその都道府県面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

(交換分合)

第十三条の二 市町村は、第八条第一項の規定により農業振興地域整備計画を定め、又は前条第一項の規定により農業振興地域整備計画を変更しようとする場合において、農業振興地域の自然的経済的社会的諸条件からみてその定めようとする農業振興地域整備計画に係る農業振興地域内又はその変更しようとする農業振興地域整備計画に係る農用地区域内にある農用地等の一部が農用地等以外の用途に供されることが見通されることにより、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するため特に必要があると認めるときは、その定めようとする農業振興地域整備計画に係る農用地区域内又はその変更しようとする農業振興地域整備計画に係る農用地区域内にある土地を含む農業振興地域内にある一定の土地に関し交換分合を行うことができる。

二 市町村は、前項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる場合

において、農業振興地域整備計画の達成に資するため特に必要があると認めるときは、当該各号に定める土地を含む農業振興地域内にある一定の土地に関し交換分合を行うことができる。

一 農用地区域内における土地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農業経営の動向等を考慮して、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農用地区域内における土地の農業上の効率的な利用を確保するため、農用地区域内にある農用地とすることが適当な土地を農用地とし、農業振興地域整備計画のうち第八条第二項第二号に掲げる事項に係るものの実施を促進する必要があると認める場合農用地区域内にある農用地とすることが適当な土地

二 第十八条の二第一項の認可を受けた同項の協定において定められた同条第二項第二号に掲げる施設を当該協定において定められた同項第三号イに掲げる区域に設置することを促進する必要があると認める場合当該協定において定められた同号イに掲げる区域内の土地

三 市町村は、前二項の規定により交換分合を行うおとるときは、農林水産省令で定めるところにより、交換分合計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

四 交換分合計画は、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定めるものでなければならない。

五 農用地以外の土地を含めて交換分合計画を定めようとするときは、第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第二項の規定によるほか、当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者並びに当該交換分合により当該土地についてこれらの権利を取得すべき者のすべての同意を得なければならない。

第十三条の三 交換分合計画においては、その交換分合計画に係る土地の所有者の申出又は同意があつた場合には、その申出又は同意に係る土地の所有者が取得すべき土地を定めないのでその所有者が失うべき土地を定めることができる。この場合において、その所有者が失うべき土地について地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者があるときは、市町村は、その所有者が取得すべき土地を定めないのでこれら者のすべての同意を得なければならない。

二 前項前段の場合には、金銭による清算をするものとし、当該交換分合計画においてその額並びに支払及び徴収の方法及び時期を定めなければならない。

三 第一項の規定により所有者が取得すべき土地を定めないのでその所有者が失うべき土地を定める場合において、その所有者が失うべき土地の全部又は一部について先取特権、質権又は抵当権があるときは、前項の規定により交換分合計画において清算金を定めるに当たつて、当該権利の及ぶべき清算金の額を併せて定めなければならない。

第十三条の四 交換分合計画においては、前条第一項の規定により所有者が取得すべき土地を定めないのでその所有者が失うべき土地を定める場合には、その所有者が失うべき土地の地積を合計した面積を超えない範囲内で、その交換分合計画に係る土地に含まれる一定の土地を、その交換分合計画に係る土地の所有者以外の者が取得すべき土地として定めることができる。

二 前項の規定により当該交換分合計画に係る土地の所有者以外の者が取得すべき土地として定めることができる土地は、農業振興地域整備計画においてその整備に関する事項が定められている施設で政令で定める要件を備えるものの用に供するための土地でなければならない。

三 第一項の規定により当該交換分合計画に係る土地を取得すべき者として定めることができる者は、市町村、農業協同組合、土地改良区その他政令で定める者のうち、当該土地を取得することにつき市町村が適当と認める者でその同意を得たものでなければならない。

四 前条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

第十三条の五 土地改良法第九十九条(第一項を除く。)、第一百条第二項、第一百零二条から第一百七条まで、第一百零八条第一項及び第二項、第一百零九条、第一百十二条、第一百十三条、第一百十四条第一項、第一百十五條、第一百十八條(第二項を除く。)並びに第二百一十一条から第二百三十三條までの規定は、第十三条の二第一項及び第二項の規定による交換分合について準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替は、政令で定める。

(後略)

## 5-12. 森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号)  
最終改正：令和四年法律第六十八号

(前略)

### 第二章 森林計画等

(中略)

(地域森林計画)

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林(その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でない認められる民有林を除く。)につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならぬ。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする森林の区域
- 二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
- 四 造林面積その他造林に関する事項
- 五 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- 六 公益的機能別施業森林の区域(以下「公益的機能別施業森林区域」と

いう。)の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

七 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項

八 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域(以下「鳥獣害防止森林区域」という。)の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項

十 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)

十一 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項

十二 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4 第四条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。

5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

(後略)

## 5-13. 福島県林地開発許可制度運用基準

(平成12年4月1日12森土第133号)  
最終改正：令和7年6月23日7森第1094号

(前略)

### 第2 開発行為の許可対象(法第10条の2第1項関係事項)

#### 1 対象となる森林

開発行為の許可制の対象となる森林は、法第5条の規定によりたてられた地域森林計画の対象民有林(公有林を含む。)であるが、このうち法第25条又は法第25条の2の規定により指定された保安林並びに法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林は対象外とされている。

#### 2 対象となる開発行為

知事の許可を必要とする開発行為は「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」とされている。

(1) この「土地の形質を変更する行為」は、法第31条及び法第34条第2項の「土地の形質を変更する行為」と同一の内容であり、「その他の土地の形質を変更する行為」は、例示すれば次に掲げるとおりである。

ア 土石の採掘(砂、砂利または転石の採取を含む。)

イ 鉱物の採掘

ウ 宅地の造成

エ 土砂捨てその他物件の堆積

オ 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築

カ 土壌の理学的及び化学的性質を変更する行為、その他の植生に影響を及ぼす行為

(2) 「森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令の定める規模」は、森林法施行令(昭和26年政令第276号。以下「政令」という。)第2条の3において、「法第10条の2第1項の政令で定める規模は、

次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。」と定められ、同条各号において、開発行為の目的別に規模が定められているが、これは、開発行為の目的に応じて、森林の有する公益的機能の維持に相当の影響を与えるものを規制するとともに、通常管理行為又はこれに類する軽易な行為は許可不要とする趣旨で定められたものである。

ア 同条各号の「土地の面積」は、開発行為の許可制の対象となる森林において実際に形質を変更する土地の面積であって、同条第1号の「道路の新設又は改築」にあっても単に路面の面積だけでなく法面等の面積を含むものである。なお、形質を変更する土地の周辺部に残置される森林の面積又は開発行為の許可制の対象外の土地における形質を変更する土地の面積は、規模の算定には含まれない。

イ 同条第1号の「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為」には、一体とした開発行為のうち道路の新設又は改築以外を目的とする土地の形質の変更は含まない。ここでいう「道路」とは、「道路法」又は「道路交通法」等において定義されている道路とは異なり、いわゆる道路としての形状、機能を持っているものであれば該当し、一般の公共の用に供しているか否かは問わない。

ウ 同条第1号の「路肩部分又は屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」のうち、「路肩部分」は路端から車道寄りの0.5メートルの幅の道路の部分を行い、「屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」はそれぞれの機能を維持するため必要最小限度のものをいう。

ウ 同条第1号の「路肩部分又は屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」のうち、「路肩部分」は路端から車道寄りの0.5メートルの幅の道路の部分を行い、「屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」はそれぞれの機能を維持するため必要最小限度のものをいう。

(後略)



---

---

## 史跡清戸迫横穴保存活用計画

令和8年3月 発行

編集・発行 福島県双葉町教育委員会  
福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西 73 番地 4  
TEL 0240-33-2111

---

---



